

牛久市
文化芸術
推進基本計画
2026-2033



目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1-1 社会背景と文化芸術基本法の改正	1
1-2 計画策定の目的と位置づけ	2
1-3 計画の期間と推進体制	9
第2章 牛久市の文化芸術を取り巻く現状と課題	10
2-1 市の概要と文化芸術資源	10
2-2 第1期計画の検証と課題	18
2-3 他分野との連携による新たな可能性	22
第3章 基本理念と施策の方向性	24
3-1 基本理念とビジョン	24
3-2 基本方針	25
第4章 具体的取組（施策）	28
4-1 方針1：文化芸術活動への参加促進 に基づく施策	28
4-2 方針2：文化芸術を支えるつながりの支援・情報発信 に基づく施策	29
4-3 方針3：文化遺産の保存活用と地域文化の伝承 に基づく施策	30
4-4 方針4：文化芸術施設の計画的な整備 に基づく施策	31
4-5 他分野連携の施策	31
第5章 計画の推進体制	33
5-1 各主体の役割	33
5-2 広域連携の推進	36
5-3 計画の実行性を高めるための取組	37
資料編	39
牛久市文化芸術振興審議会 委員名簿	39
策定経過	40
諮問書	41
答申書	42
関係団体アンケート調査結果	47
関連法令・条例	54
第2期牛久市教育振興基本計画（抜粋）	74
用語解説	87
牛久市内文化財一覧（令和8年3月31日現在）	89

注：本文中に「※」の記号があるものは、巻末資料編に用語解説のあるものを示す。

第1章 計画の策定にあたって

1-1 社会背景と文化芸術基本法の改正

1 文化芸術基本法改正の趣旨と影響

平成13年（2001）に「文化芸術振興基本法」が議員立法で成立して以来、国は文化芸術立国の実現に向けた振興策を推進してきた。その後、少子高齢化やグローバル化など社会の変化への対応、観光・まちづくり・国際交流との連携を視野に入れた総合的な文化芸術政策の必要性が高まる中、平成29年（2017）に同法は「文化芸術基本法」へと改正された。

この改正の趣旨は、文化芸術の固有の価値を尊重しつつも、観光・まちづくり・国際交流・福祉・教育・産業などの関連分野との連携を強化することにある。改正法では、文化芸術により生み出される様々な価値を、文化芸術の継承、発展、創造に活用することが明記され、文化芸術を通じた「心豊かな国民生活」と「活力ある社会」の実現が基本理念として掲げられた。さらには、文化芸術が持つ多様な価値を社会的・経済的価値の創出に活用し、文化芸術を中心とした地域創生や社会的包摂の実現を目指している点の特徴である。

一方、牛久市では平成15年（2003）に「牛久市文化芸術振興条例」を施行し、また、条例に則り「牛久市文化芸術の振興に関する基本的な方針」を定め、全国に先駆けて文化芸術施策に取り組んできた。平成28年（2016）5月には「文化芸術振興基本計画」を策定し、総合的な文化芸術振興施策に取り組んでいる。今回、法改正の趣旨や社会情勢の変化を踏まえ、固有の文化資源を活かした特色あるまちづくりを進めるため、計画の見直しを行うこととした。

2 社会情勢の変化

日本社会の全国的な状況を見ると、2040年には日本の総人口は1億1,300万人を下回り、高齢化率は約34.8%に達すると推計され、人口減少と少子高齢化という大きな転換期を迎えている。特に14歳以下の人口は2020年比で約24%減少する見込みであり、伝統芸能や地域の文化行事の担い手不足が顕在化し、文化芸術の継承や地域文化活動に深刻な影響を及ぼすことが予想される。

一方、デジタル技術の急速な進展は文化芸術の創造・発信・享受の方法に革新をもたらしている。特に新型コロナウイルス感染症の拡大以降、オンライン配信やバーチャル展示などの新たな表現・発信方法が普及した。また、文部科学省は令和5年（2023）7月に初等中等教育段階での生成AI利用に関する暫定ガイドラインを公表するなど、教育現場でもデジタル技術を活用した変革が進んでいることから、時間や場所の制約を超えた文化芸術の創造と享受が可能となっている。

さらに、文化芸術分野では多様性が進むとともに、文化施設のバリアフリー化や多言語対応、様々な背景を持つ人々の文化芸術活動への参加機会の創出など、性別・年齢・障害・国籍などに関わらず、誰もが参加できる環境づくりが広がっている。

加えて、文化芸術は単なる娯楽や教養の対象ではなく、社会的・経済的に多様な価値を生み出すものとして再認識され、地域活性化やウェルビーイング[※]の向上、創造性と革新性の源泉、社会的結束の強化など、文化芸術が持つ多面的な価値への関心が高まっている。

このような社会情勢の変化の中で、文化芸術には新たな役割と可能性が期待されていることから、デジタル技術を活用しながらも人間の創造性を大切に、多様な人々が参加できる文化芸術活動を推進することが重要である。

1-2 計画策定の目的と位置づけ

1 第1期計画の成果と第2期計画策定の必要性

本市では、文化芸術振興計画に基づき様々な施策を展開してきた。第1期計画の主な成果としては、子どもたちへの質の高い芸術体験の提供、市民文化祭などを通じた発表機会を創出、牛久シャトー[※]（シャトーカミヤ旧醸造場施設）や雲魚亭[※]（小川芋銭記念館）などの文化的資源を活用した事業の推進、文化芸術団体間の交流の促進、既存施設の有効活用と文化芸術活動の促進、また、文化芸術振興審議会（令和8年度（2026）からは「文化芸術推進審議会」に改称）による事業評価などが挙げられる。

一方で、第1期計画の課題として、学校教育との連携方法や効果的な情報発信、異分野との協働、施設整備などが明らかになった。同時に、少子高齢化の進行やデジタル技術の発展など、社会情勢の変化に対応し、新たな課題に取り組むことが必要となっている。

このような中、文化芸術基本法の改正の趣旨を踏まえ、観光・まちづくり・福祉・教育など関連分野との連携強化、文化資源を活かした地域活性化の取組を強化する必要がある。さらに、文化芸術の担い手不足への対応、デジタル技術を積極的に活用した振興策の推進、性別・年齢・障害・国籍などに関わらず、誰もが参加できる文化芸術環境の整備、文化芸術を通じた地域活性化、市民の健康増進・生きがいづくりなど、文化芸術の多面的価値を活かした取組が重要である。

そのため、第1期計画の成果を継承しつつ、市民・文化芸術団体・行政が一体となって、新たな社会情勢や課題に対応し、「ひとが輝き つながる 文化芸術のまちづくり」を実現するため、第2期計画の策定が必要である。

2 上位計画等との関係

本計画は牛久市第4次総合計画第2期基本計画並びに牛久市教育大綱・第2期牛久市教育振興基本計画を上位計画とし整合を図るとともに、文化財保存活用地域計画や都市計画マスタープランといった関連計画との連携を図りつつ策定し、文化芸術の推進を図る。

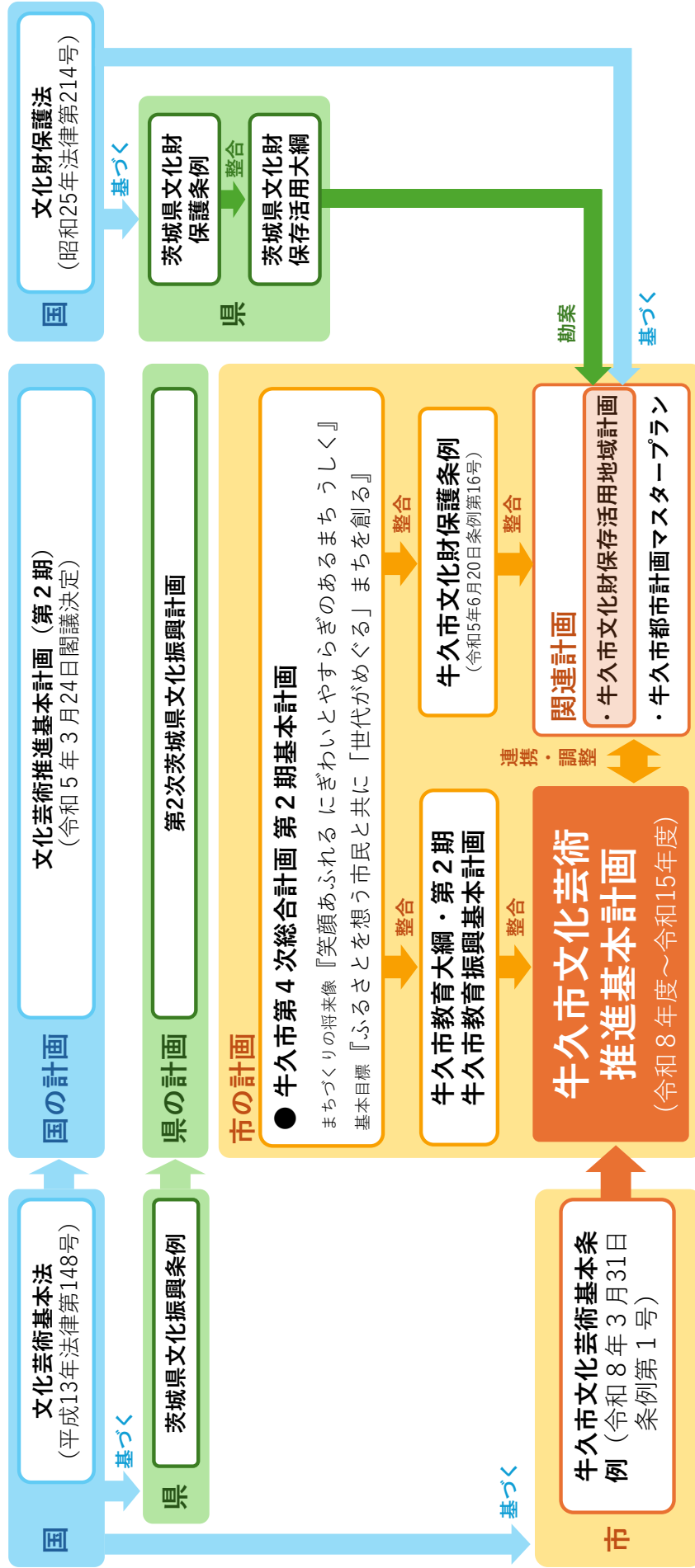


図 関連する法や条例、計画

(1) 上位計画

計画	牛久市第4次総合計画第2期基本計画
位置づけ	牛久市第4次総合計画第2期基本計画は、本市が策定する全ての行政計画の最上位に位置するもので、行政運営の総合的な指針となるものである。国や茨城県の動向や社会情勢、本市の現状を踏まえ、各分野の専門家や市民の意見等を反映して策定された。
概要	<p>基本構想</p> <p>まちづくりの将来像：笑顔あふれる にぎわいとやすらぎのあるまち うしく 基本目標 ふるさとを想う市民と共に「世代がめぐる」まちを創る</p> <p>4年間の第2期基本計画期間において重点的かつ戦略的に取り組む『7つの重点プロジェクト』を掲げている。重点プロジェクトは、7つの政策分野から分野横断的に取り組むものとして位置づけ、市民や企業・団体など地域の力と行政が協働しながら推進するものである。</p> <p>■ 7つの重点プロジェクト</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 牛久ブランディングプロジェクト 2 子育て全力応援プロジェクト 3 ワインと食のまちづくりプロジェクト 4 市民の足づくりプロジェクト 5 スマート窓口プロジェクト 6 国際交流活発化プロジェクト 7 牛久に住もう働こうプロジェクト
文化芸術に関する記述	<p>心豊かな市民生活の形成を図るため、文化芸術とのつながり、ひととのつながり、まちとのつながりに着目し、愛し誇れる文化芸術のまちづくりを推進します。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 文化芸術のまちづくりに取り組む市民を育てる (文化芸術活動への参加促進) 2 文化芸術のコミュニティづくりと活性化を促進する (文化芸術を支えるつながりの支援・情報発信) 3 郷土に対する愛着をはぐくみ地域づくりにつなぐ (文化遺産の保存活用と地域文化の伝承) 4 文化芸術施設を整備し交流を促進する (文化芸術施設の計画的な整備)

計画 牛久市教育大綱・第2期牛久市教育振興基本計画	
位置 づけ	<p>牛久市教育大綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条第3項の定めにより、市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱として策定するもので、「未来を開き、地域を担う人づくり」を基本理念に、市民一人ひとりが自分らしく生きることや、自身や社会の課題解決ができる資質能力の育成などを目指している。</p> <p>教育振興基本計画は、教育基本法第17条第2項の定めにより、「地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画」として策定するもので、学校・家庭・地域の「学び」に係る総合的な指針を示すものであり、児童生徒及び市民を対象としている。</p> <p>計画の基本理念の実現と継続的な教育施策の展開を図るため、「牛久市第4次総合計画第2期基本計画」との整合を図るとともに、国の「第4期教育振興基本計画（令和5年6月閣議決定）」及び茨城県の「いばらき教育プラン（令和3年度策定）」を参酌しながら策定した。</p>
概要	<p>1 基本理念 未来を拓き、地域を担う人づくり ～未来を自分らしく生き、自身や社会の課題を解決しよう～</p> <p>2 基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 「主体的・対話的で深い学び」を実現するための基礎的・基本的な知識及び技能の定着 ■ グローバル社会の持続的な発展に対応できる人材の育成 ■ 共生社会の実現に向け、多様性を受容し、市民の可能性を引き出す教育の推進 ■ 地域や家庭と連携・協働し、市民の学びを支える社会の実現に向けた教育の推進 ■ 教育デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進 <p>3 基本目標</p> <ul style="list-style-type: none"> I. 「生きる力」を育む学校教育と最適な学びへ II. 多様なニーズに対応する教育の推進 III. 就学前教育・家庭教育の推進 IV. 市民の学びを支える社会教育の推進
文化 芸術 に関 する 記述	<p>第3編 施策の展開 第4章 市民の学びを支える社会教育の推進 第2節 ひとが輝きつながる文化芸術のまちづくり</p> <p>(1) 文化芸術活動への参加促進 ひとが輝きつながる文化芸術のまちを目指し、講座やイベントの充実を促すとともに、発表・鑑賞する機会の提供など、地域独自の文化芸術活動を含め、より多くの市民が文化芸術に親しむ機会を提供します。未来を担う青少年の文化芸術活動の支援に努めるとともに、地域独自の文化芸術活動を促進します。</p> <p>(2) 文化芸術を支えるつながりの支援・情報発信 文化芸術コミュニティの形成を目指し、市民・企業・団体間の連携強化と、文化芸術活動を支える市民・団体の支援に努めます。また、文化芸術活動の情報発信の強化を図ります。</p> <p>(3) 文化遺産の保存活用と地域文化の伝承 本市の貴重な文化遺産を残していくために、文化財[*]の保存に努めます。また、地域文化を伝承するために、郷土の歴史や伝統文化に触れる機会を提供し、子どもたちの郷土への誇りと愛着を育みます。さらに、地域の文化財等を次世代へ継承していけるよう、歴史・文化の調査・記録・保存・活用に取り組み、人材の育成や文化財の新たな活用などを図り、牛久シャトーなどの地域が誇る文化財を観光やまちづくりに活かす取組を積極的に推進します。</p> <p>(4) 文化芸術施設の計画的な整備 本市の文化に、より多くの市内外の人々が触れることができるよう、文化芸術施設・設備の適切な維持管理を行い、文化芸術活動の拠点となる施設の有効活用を目指します。また、文化財の長期的な保存・活用の観点から、計画的な修繕・補修を実施していきます。</p>

(2) 関連計画

計画	牛久市文化財保存活用地域計画
位置づけ	<p>牛久市文化財保存活用地域計画は、文化財保護法第 183 条第 3 項の定めにより牛久文化財保護条例に基づき作成する。地域の文化財を適切に保存・活用し、次世代へ継承していくために、人々が地域に所在する文化財の価値を再認識して、官民協働で守り伝えるとともに、文化財が市民に親しまれる存在となるよう、文化財とその周辺環境を一体のものとして、積極的に保存・活用するための総合的な指針とすることを目的としている。</p> <p>なお、本計画の認定は、文化財保護法が改正されてから初めてのことであり、牛久市は認定第 1 号となった。</p>
概要	<p>文化財の保存・活用を市民の「ふるさと」への誇りと愛着を深めていくことに役立て、市民一人ひとりに支えられた新たなまちづくりに繋げ、市民が主役となった活動が継続されていくことにより、暮らし続けたいまち、豊かな心と文化を育むまち、来訪者が再び訪れたいまちを目指すこととしている。</p> <p>将来像： 市民が郷土に愛着と誇りを持ち、訪れる人だれもが親しみを持つ魅力あふれるまち</p> <p>基本方針： 文化財の保存・活用を通じて ○郷土教育を推進し、市域の歴史文化の特徴への理解を深めます ○歴史文化と取り巻く環境を活かした魅力あるまちづくりを目指します ○豊かな心を育みながら、市域の文化遺産を次世代へ継承していきます。</p> <p>具体的な取組み： 1 調査研究の充実 2 活用に向けた保存整備の充実 3 活用のためのコンテンツの充実 4 横断的な保存・活用の充実 5 保存・活用のための運営体制の整備</p>
文化芸術に関する記述	<ul style="list-style-type: none"> ●市民共有の財産である地域の歴史や貴重な文化財に対する認識が深まることで、市民の郷土への誇りと愛着に繋がります。 ●人々の営みの中で、自然や風土、社会、生活を反映しながら今日まで伝承されてきた文化財等を中心とした地域での自主的な活動が発生し、連帯感の増進と地域の活性化に繋がります。またそうした活動を通じて、市民社会の中に文化財を後世に継承すべきものとする意識が芽生えます。 ●文化財とそれを取り巻く周辺環境とを一体的に保存・活用することで、地域の魅力向上に繋がるとともに、文化財を大切なものとして守り伝えていく機運を醸成することができます。 ●本地域計画の目的を達成するためには多分野での連携が欠かせません。行政機構内において横断的な連携強化の契機となるとともに、文化財に関連した各種団体等の活動の一層の活性化や、地域社会向上に向けた協働体制の構築へと繋がります。

計画	牛久市都市計画マスタープラン
位置づけ	都市計画法第18条第2項の定めにより「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として策定するもので、国や県の計画や本市の最上位計画である牛久市第4次総合計画第2期基本計画に基づく。牛久市立地適正化計画と調和したものとし、本市の個別の都市関連計画や部門別計画との連携を図るものとする。
概要	<p>全体構想では、将来のまちづくりの目標を定め、それに基づき都市づくりの方針を示す。方針には、住宅・商業・工業の土地利用、道路や公園などの都市施設、市街地開発事業や交通体系の整備、自然環境の保全、安全で安心な都市形成などが含まれる。地域別構想では、全体構想を踏まえ、地域の特性に応じた土地利用や施設整備、交通の円滑化、緑地保全、景観形成の方針を示し、行政区を基に7つの地域に分けて設定。計画の実現に向けては、全体構想と地域別構想を具体化するための取り組みを示す。</p> <p>将来都市像： 豊かな自然に囲まれ、多世代が安心して生き生きと暮らすまち うしく</p> <p>目標：</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 世代循環の形成による持続可能なまちづくり 2. 地域の特性を活かした活力あるまちづくり 3. コンパクトで利便性が高く暮らしやすいまちづくり 4. 自然環境を継承した、潤いのあるまちづくり 5. 健康で安全・安心に暮らせるまちづくり
文化芸術に関する記述	<p>日本遺産[※]に認定された牛久シャトーは、周辺の関連資源を含め、本市の歴史・文化資源として保存し、観光資源として活用を進めます。</p> <p>観光資源でもある「河童の碑」「雲魚亭」「住井すゑ文学館」「観光アヤマ園」等は学びや休憩、景勝の場として、ヘルスロード(散策路)との連携を図りながら、周辺環境と一体となった保存・活用を図ります。</p> <p>観光資源でもある小坂城跡や岡見城跡等、牛久市の主要な歴史・文化資源についても、学びや休憩、景勝の場として、周辺環境と一体となった保存・活用を図ります。</p> <p>旧岡田小学校女化分校(女化青年研修所)は、国登録有形文化財[※]に登録された歴史的建造物であることから、歴史・文化資源として保存・活用を図ります。</p>

3 文化芸術の定義

本計画において対象とする「文化芸術」は、非常に幅広い概念であり、時代の変化や人々の価値観の多様化の中で、常に変化していくものといえる。

一方、文化芸術推進基本法 第8条～第14条では、対象とする文化芸術について、次表のとおり例示されており、本計画では、市内で行われるこれらの文化芸術や、それに紐づく人々の活動を対象とした施策を展開し、文化芸術活動の推進を図っていく。本計画では、これらの定義に加え、現代における文化の多様性を重視し、特に、アニメや漫画、動画配信などのメディアコンテンツも、時代を反映した重要な文化芸術と位置づけ、伝統的な文化芸術との調和を図りながら振興する。

表 文化芸術推進基本法の対象とする文化芸術活動

分野	内容の例
芸術	文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊など（メディア芸術を除く）
メディア芸術	映画、漫画、アニメーション、コンピュータ等を利用した芸術
伝統芸能	雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、組踊などの伝統的な芸能
芸能	講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱など（伝統芸能を除く）
生活文化	茶道、華道、書道、食文化など
国民娯楽	囲碁、将棋など
出版物等	出版物、レコード等の普及
文化財	有形・無形文化財とその保存技術
地域文化	地域の公演、展示、芸術祭、民俗芸能など



華道体験の様子



能楽ワークショップ



MUSE コンサート（うしく音楽家協会主催）

1-3 計画の期間と推進体制

1 計画期間の設定

本計画は、上位計画である牛久市総合計画及び牛久市教育振興基本計画に掲げる方針との整合をとり作成することに鑑み、上位計画改訂の翌年に計画の見直し・改訂を行うこととする。そのため、本計画は令和8年度（2026）から令和15年度（2033）までの8か年を計画期間とする。また、令和8年度（2026）から令和11年度（2029）までを前期計画期間、令和12年度（2030）から令和15年度（2033）までを後期計画期間と位置づける。

	R4 2022	R5 2023	R6 2024	R7 2025	R8 2026	R9 2027	R10 2028	R11 2029	R12 2030	R13 2031	R14 2032	R15 2033	
牛久市第4次総合計画 基本計画	第1期（4年）			第2期（4年）				第3期（4年）					
牛久市教育振興 基本計画	第1期（5年）			第2期（4年）				第3期（4年）					
牛久市文化芸術 推進基本計画	牛久市文化芸術振興計画（前計画）				牛久市文化芸術推進基本計画 前期（4年）				中間 見直し （改訂）	後期（4年）			目標年度

図 計画期間と上位計画の関連

2 進行管理と評価の仕組み

本計画の推進にあたっては、上位計画である牛久市教育振興基本計画においてPDCA（計画・実行・評価・改善）サイクルによる点検・評価を行うことが定められていることから、本計画もそれに基づいた計画の進行管理並びに評価を実施していく。

牛久市文化芸術推進審議会においては、この評価を基に前期計画期間の終了時には、計画に定める施策（第4章参照）の進捗状況の確認と中間評価を行う。また、計画期間の最終年度となる令和15年度（2033）には計画の進捗状況を確認し、総合的に評価するとともに、上位計画である牛久市総合計画及び牛久市教育振興基本計画との整合を図りつつ、計画の更新を行う。また、計画期間内であっても、上位法の改訂・制定、社会情勢の変化や上位関連計画との関連性を踏まえ、計画内容の変更が必要になった場合には、計画の見直しを行う。

第2章 牛久市の文化芸術を取り巻く現状と課題

2-1 市の概要と文化芸術資源

1 市の概要

(1) 市の位置

本市は茨城県の南部、首都中央部から北東約50kmに位置し、県庁所在地の水戸市へは北へ約50km、本市の周辺に位置する土浦市やつくば市の中心部へは約15kmの位置にある。

周辺は、北側が土浦市、阿見町、東側が稲敷市、南側が龍ケ崎市、西側がつくば市にそれぞれ隣接している。

東京圏や隣接県とは、J R常磐線、首都圏中央連絡自動車道・常磐自動車道で結ばれ、また、国道6号、国道408号や県道などにより周辺市町村との広域的な交通網が形成されている。

(2) 地勢

市域は面積58.92km²、東西約14.5km、南北約10.7kmで、東西にやや長く、中央のくびれた形状の市域となっている。本市の中央部を流れる小野川周辺及び南西側の牛久沼周辺は沖積層の低層部となっており、その他の地域は関東ローム層の台地部によって構成され、平均海拔は概ね20m前後である。平坦な地域が多く良好な住宅地が形成されている一方で、小野川や稲荷川、牛久沼などの水辺空間、雑木林や谷津田などの里山景観も豊富にあり、水と緑に囲まれた自然豊かな地域である。

2 地域の歴史・文化資源

(1) 牛久市の文化財、文化資源の概要

牛久市には国指定文化財1件、県指定文化財5件、市指定文化財29件のほか、国登録有形文化財1件、国選択1件がある。このうち指定を受けた文化財の類型ごとの内訳は、建造物3件、絵画4件、彫刻5件、工芸品6件、歴史資料2件、考古資料2件、史跡8件、天然記念物2件となっている。国指定は「シャトーカミヤ旧醸造場施設」のみで、県指定も建造物、彫刻、工芸品に限られる。その一方で、市指定は類型別にみても比較的万遍なく指定されていることがわかる。

有形文化財の書籍・典籍・古文書や有形・無形の民俗文化財の指定はないが、市域では中世以降の歴史が充実していることから、今後の調査研究の進展によって指定の価値に足る資料の発見が期待される。また南北朝以来、鎌倉街道を中心に、古い景観の様子をよく残している市域東部の農村部においても、指定の価値に足る資料の発見が期待される。

また、牛久市独自の認定制度として令和5年度(2023)より「牛久市認定市民文化遺産制度^{*}」が創設され、国・県・市の指定文化財や国登録有形文化財に指定、登録されていないものの中で、地域によって守り伝えられてきた、伝統的な祭りや行事・建造物な

どの文化遺産を広く把握し、地域とともに保護し、活用していく体制を整えることを目的として運用されている。令和7年（2025）7月に「新川囃子」と「団子念仏」の2件が初めて市民無形文化遺産に認定され、指定・登録とは異なる形での文化遺産の保存・活用の取組が行われている。



新川囃子

その他、牛久市内には以上の指定・登録を受けた文化財のほかに、近世以前の歴史を持った社寺、旧飯島家住宅[※]や旧住井すゑ邸（現・住井すゑ文学館）などの近代の建築物や工作物、市内の自然遺産としてその地の歴史や文化を象徴する貴重な樹木や各地に保存されている巨樹・巨木の「市民の木[※]」などの歴史的・文化的資源が残されている。

表 牛久市指定・登録文化財の件数

種別		国指定	県指定	市指定	国登録	国選択	計（件）	
有形文化財	建造物	1	1	1	1	-	4	
	美術工芸品	絵画	-	-	4	-	-	4
		彫刻	-	2	3	-	-	5
		工芸品	-	2	7	-	-	9
		歴史資料	-	-	2	-	-	2
		考古資料	-	-	2	-	-	2
民俗文化財	有形の民俗文化財	-	-	-	-	-	0	
	無形の民俗文化財	-	-	-	-	1	1	
記念物	遺跡	-	-	8	-	-	8	
	名勝地	-	-	-	-	-	0	
	動物、植物、地質鉱物	-	-	2	-	-	2	
計（件）		1	5	29	1	1	37	

※1：令和8年（2026）3月31日現在の件数である。

※2：上記のほか、牛久市認定市民文化遺産2件が認定されている。

（2）牛久市の主な指定文化財、歴史的・文化的資源

①シャトーカミヤ旧醸造場施設（現・牛久シャトー）

シャトーカミヤ旧醸造場施設（現・牛久シャトー）は実業家・神谷傳兵衛[※]によって、明治36年（1903）に稲敷郡岡田村の約120haもの広大な土地に開設された日本初の本格的ワイン醸造場である。フランスのボルドー地方の技術を直接的かつ一体的に導入した最初期の施設で、ブドウの栽培からワインの醸造・瓶詰めを一貫して行っていた。現在は「醗酵室」を神谷傳兵衛記念館として一般公開し、神谷傳兵衛の足跡と当時のワイン造りに関する資料を展示しているほか、「貯蔵庫」はレストランとして活用されている。

牛久シャトーは平成19年（2007）11月に経済産業省より、国産ワイン醸造の発展に貢献したことが認められ「ワイン」の遺産群として「近代化産業遺産[※]」に認定された。また、平成20年（2008）6月には明治中期の煉瓦造建築として歴史的価値の高さと、本格的なワイン醸造場の主要部がほぼ完存することから、当時の醸造方式を理解することができる産業技術史上の重要性が評価され、「事務室（現・本館）」、「醗酵室（現・神谷傳兵衛記念館）」、「貯蔵庫（現・レストラン）」の3棟が日本初の本格的ワイン醸造場「シャトーカミヤ旧醸造場施設」として国の重要文化財[※]に指定された。さらに、令和2年（2020）6月には茨城県牛久市と山梨県甲州市が共同申請したストーリー「日本ワイン140年史～国産ブドウで醸造する和文化の結晶～」が日本遺産に認定されている。牛久シャトーは、日本ワイン関係の文化遺産施設として継承されていることに加え、明治時代に国営では果たせなかったワイン醸造を地域の特性を生かして民間の力で成し遂げたことが、人と土地が結びついた物語に夢を感じさせると評価されている。



シャトーカミヤ旧醸造場施設
事務室（現・本館）

本文化財に関連する計画では、観光振興事業計画（「ワインと食」における観光振興事業計画）が挙げられる。本市の近代化産業遺産である「日本初の本格的ワイン醸造場」を軸に、市内外の多様な資源と結び付けて取り組む「ワインと食による観光振興」の実現を目指している。

他方、この施設が牛久市街地の中央に位置し、市民の憩いの場として機能しうることから、さまざまな文化活動の拠点となりうる可能性は大きく、改正された「文化芸術基本法」に準拠した市民・文化芸術団体・行政が一体となつての更なる活性化が急務である。

②牛久沼と雲魚亭、旧住井すゑ邸（現・住井すゑ文学館）

牛久沼は面積と比較して水深の浅さから大雨時の災害に悩まされる一方、農業、漁業等の産業のほか、舟運としても長く利用されていた。また、東京（江戸）に近く交通の便の良い発達した宿駅に由来する街であった牛久沼北岸の風景は、中心市街地に近い里山の景観として人々を惹き付ける魅力を持っており、今日でも市民の憩いの水辺として親しまれている。このような立地条件から、近代以降には2名の芸術家が牛久沼の畔を終の棲み処としている。

近代日本画を代表する画家の一人、小川芋銭[※]（おがわうせん、1868-1938）は、昭和12年（1937）に居宅兼アトリエである「雲魚亭」に入居している。小川芋銭は河童や農村、水辺の風物を題材とした独自の画風を確立し、「河童の芋銭」として広く知られる。幻想的でありながらも素朴な描写で自然と人間の関係を深く追求し、社会的視点を持ちながら労働者や農民の姿を描いたその独自の美意識と表現は、近代日本水墨画の革新として評価され、日本近代美術史において重要な位置を占めている。

また、俳人（俳号「牛里」）としても活動し、詩人・野口雨情との親交も深く、両者の交流は茨城県における文学と美術の交差点を形成した。晩年には絵画制作とともに文筆活動にも力を注ぎ、作品に対する哲学や自然観を表現した。雲魚亭へ入居後、「古希記念新作画展」の作品制作や代表作「河童百図」を刊行した。



雲魚亭

「雲魚亭」は昭和63年（1988）の生誕120年記念事業に際して遺族から牛久市に寄贈され、「小川芋銭記念館」として一般公開された。記念館には複製画や愛用品が展示され、小川芋銭の足跡と普及啓発を行う場となっている。

その雲魚亭の近くに建てられた旧住井すゑ邸（現・住井すゑ文学館）は、作家の住井すゑ※（1902-1997）とその夫・犬田卯（農民文学者）が執筆活動を行った居宅兼仕事場である。住井すゑは、差別問題を扱った長編小説『橋のない川』（全7部、約30年をかけて執筆、累計800万部以上発行）で知られ、人間の尊厳と平等を訴える作品を通じて、日本の近代文学史及び近代思想史において重要な位置を占める。



住井すゑ文学館 抱樸舎

昭和10年（1935）に犬田の郷里である牛久へ移住後、教室である抱樸舎で多くの人々と人間平等思想の学習会を行うなど、執筆活動と社会的実践の拠点としていた。建物は昭和40～50年代の建物群であることが判明しており、室内からは住井すゑが愛用していた万年筆等の道具や原稿、犬田卯関連資料や小川芋銭の書簡など、資料が多数発見された。

平成30年（2018）1月に遺族によって建物と土地が本市に寄贈され、令和2年度（2020）に行われた改修工事を経て、令和3年（2021）11月3日に展示棟、管理棟、抱樸舎から構成される「住井すゑ文学館」が開館した。そのうち展示棟では直筆原稿や蔵書、愛用品等の貴重な文学資料を展示し、書斎の一部を再現している。

上記の建造物は牛久市文化財保存活用地域計画において、関連文化財群「牛久沼のほとりで華開く芸術文化」の核となる文化財・文化資源に位置付けられているほか、牛久市城中の史跡を巡り小川芋銭のふるさとを訪ねる「牛久沼かっぱの小径コース」に設定されるなど、牛久沼の畔に良好な状況で残されている湿地帯や里山景観などとともに、近代芸術の発展を辿る貴重な文化財群として一体となった活用が図られている。

③うしくかっぱ祭り

うしくかっぱ祭りは例年7月の最終土日に開催され、本市を代表する市内最大の祭りであり、市民の文化活動の披露の場でもある。本市が昭和50年頃（1975頃）から首都圏のベッドタウンとして発展したことで人口が著しく増加する中、先祖以来牛久の地で生

活する人々と、自分の意思で牛久の地を選び移り住んできた人々との交流や、子どもたちの郷土愛を育むことを願って、昭和56年（1981）に前身となる「ふるさと祭り」が開催された。翌昭和57年（1982）には本市に残されている牛久沼の河童の伝承や昔話、河童の絵を多く残した小川芋銭が育った地として、牛久市民にとって身近な存在である河童にちなんで「うしくカップ祭り」に改名された。そして、平成4年（1992）にはカップを平仮名表記にした、現在の「うしくかつぱ祭り」となった。



うしくかつぱ祭り

3 文化芸術活動の現状

(1) 文化芸術活動と市民文化芸術団体の活動状況

これまで牛久市では、昭和48年（1973）に設立された牛久市文化協会の運営をはじめ、令和7年度（2025）に第49回目を迎えた「牛久市民文化祭」、第30回目を迎えた「うしく現代美術展」や、13年目となる「うしく音楽家協会」などを継続してきた。これらの活動が積極的に実施されてきた一方で、一般市民への認知度や関心度の向上には課題があり、地域の特色ある文化芸術活動の推進には、団体の組織力を高め企画力を強化するなど、行政による団体への支援と合わせて、市民一人ひとりが文化芸術に触れる機会を創出し、人材を育成していくことが必要である。

市民満足度調査の結果をみると、「文化芸術活動に取り組んでいる市民の割合」は約30%となっており、より多くの市民が文化芸術に触れ、活動に取り組める機会の提供や、子どもの頃から文化芸術に触れる機会の提供が、これまで以上に求められている。

また、本市には文化芸術団体が多数存在しており、文化協会加盟団体数や市民文化祭参加数からみても、文化芸術に関心をもつ市民の数が多いことがわかる。文化芸術を支える団体の支援や文化芸術活動を積極的に発信し、広く地域住民に理解、支持してもらうことは、文化芸術のまちづくりを進めるために重要である。

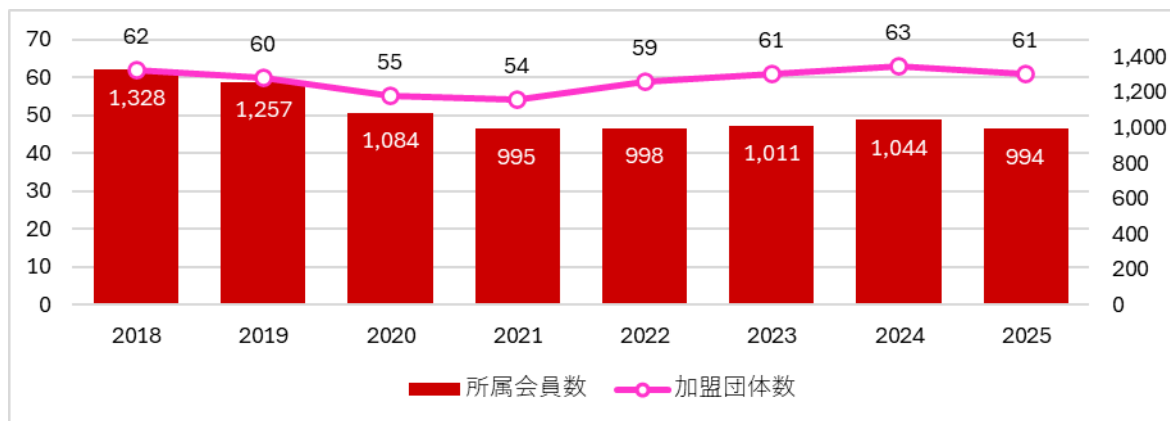
一方、牛久市文化協会[※]の加盟団体数と所属会員数をみると、新型コロナウイルス感染症の流行期間において最も減少した令和3年（2021）以降、わずかながら増加に転じているが、人口の減少、団体の構成員の高齢化などの課題に対応していく必要がある。これまで培ってきた文化芸術活動をより魅力的にするため、時代に即した企画や団体間の連携強化、広報強化によって若者を含む多くの市民との接点を増やし、活動を支える次世代の担い手の育成・確保が求められる。

表 市民文化祭参加状況

	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
参加人数（人）	3,840	3,970	実施せず	実施せず	2,089	2,371	2,157	2,276

表 市民文化芸術団体の状況

年度	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025 [※]
牛久市文化協会の加盟数 (団体)	62	60	55	54	59	61	63	61
牛久市文化協会の加盟団体 の所属会員数(人)	1,328	1,257	1,084	995	998	1,011	1,044	994



※令和7年度(2025)の値は、12月31日現在の団体数、会員数である。

図 牛久市文化協会の加盟団体数と所属会員数

表 牛久市文化協会加盟団体内訳

部門	団体数 (団体)	会員数 (人)	部門	団体数 (団体)	会員数 (人)
美術工芸	6	74	邦楽	3	33
合唱	10	173	大正琴	2	19
器楽	7	173	茶道	1	14
舞踊	7	105	園芸	4	64
洋舞	4	91	華道	3	35
民謡	3	77	文化	8	106
詩吟	3	30			
合計団体数(団体)			合計会員数(人)		
61			994		

※令和7年(2025)12月31日現在の団体数、会員数である。

(2) 指導者・専門人材の状況

本市の人口は平成29年(2017)12月の85,255人をピークに減少傾向が続いており、将来推計人口は2060年には81,000人になることが見込まれている。また、文化団体構成員の高齢化により、文化芸術を後世に継承していく役割を担う人材が減少している。今後は次世代の担い手確保・人材育成を図ってだけでなく、専門的な研究活動を行い、大学等の研究機関や学会などのネットワークを活用できる職員を文化芸術に関わる専門職員として積極的に配置することが重要であり、体制整備を検討・推進する必要がある。

(3) 活動拠点

本市には、住井すゑ文学館に常設の文学資料の展示があるものの、他には常設の大型展示ケースを備えた展示施設がなく、展示による積極的な文化財の広報周知活動を実施することが難しい。文化芸術施設は文化財の長期的な保存や文化芸術活動、展示を継続的に行う場であることから、市民の郷土愛の醸成、交流人口の増加、次世代への継承といった観点から、牛久シャトーをはじめとする既存施設の実効性のある活用の改善や、適切な保護保全を継続するために民間活力の活用も含めた維持管理、計画的な整備を検討する必要がある。現在本市で文化芸術活動の場とともに、保存・継承・交流拠点など幅広い役割を果たしている主な施設は、以下の表のとおりである。

表 牛久市内の主な活動拠点

番号	施設名	開館	延床面積	設備
①	中央生涯学習センター	1987年	講座室棟 2,009㎡ ホール棟 5,328㎡	文化ホール、多目的ホール、展示ホール、講座室、団体活動室、美術工芸室、和室、音楽室、視聴覚室 など
②	エスカード生涯学習センター	1987年	905㎡	ホール、スタジオ、講座室、和室
③	三日月橋生涯学習センター	1984年	1,125㎡	研修室、和室、調理実習室、講座室、図書室
④	かっぱの里生涯学習センター	2010年	276㎡	講座室
⑤	奥野生涯学習センター	1989年	1,091㎡	研修室、多目的室、調理実習室、和室、茶室、美術工芸室、図書館
⑥	ひたち野うしく小学校	2010年	12,729㎡	図工室、音楽室
⑦	ひたち野うしく中学校	2020年	9,476㎡	地域活動室
⑧	おくの義務教育学校	2020年	8,773㎡	地域活動室、会議室
⑨	小川芋銭記念館（雲魚亭）	1988年	約95㎡	記念館
⑩	住井すゑ文学館	2021年	354㎡	展示棟、管理棟、抱樸舎

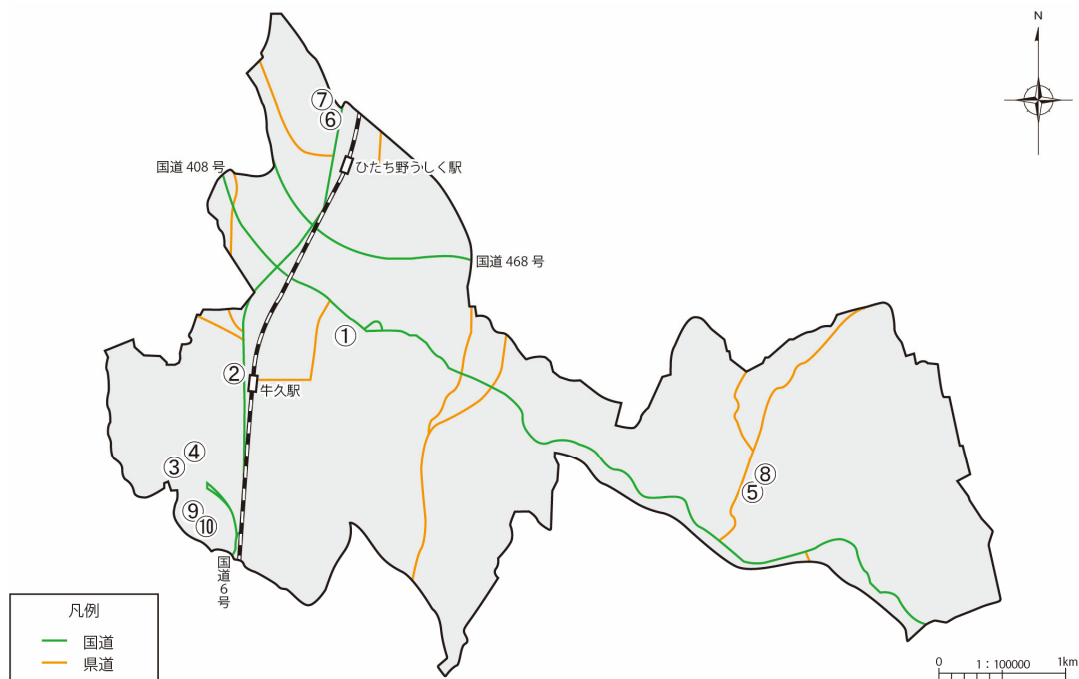


図 牛久市内の文化芸術活動拠点

4 市民の文化芸術に対する意識・ニーズ

本計画の策定にあたり、牛久市において活動している文化芸術団体を対象としたアンケート調査を実施した。（詳細は巻末資料編「関係団体アンケート調査結果」を参照）
以下は、アンケートから確認できる傾向である。

（1）中心となっている年代

団体を運営する年代、中心となって活動する年代、いずれも60代以上の高齢者が多い。定年を迎え、また子供が独立し自由な時間が増える60代から文化芸術に親しむ機会が増えると考えられるが、運営も活動も高齢者中心の団体が多いため、運営や活動の継続性が担保されない状況となっている。

（2）主な利用施設と活動頻度

普段の活動を行っている主な施設は、中央生涯学習センターが最も多く、地区の集会施設、各地区の生涯学習センター、個人宅も利用されている。

活動頻度は、月1回以上が最も多いが、週2回以上が3割程度、週1回以上が2割程度あり、比較的活発に活動している団体が半数以上ある。

（3）活動に際して、直面している課題

参加者の減少・固定化、運営側の人材の不足・高齢化に直面している団体が多い。一方、活動の場や設備、資金面での課題に直面している団体は比較的少ない傾向にある。

（4）課題解決のために実施している取組や対策

牛久市文化協会等に参加し、チラシの配布やSNSによる情報発信等、活動の参加者を募集している団体が多い。一方、行政や企業、他団体と連携している団体が少ないことから、自らの団体だけでは解決の糸口が見えない状況が伺える。

（5）牛久市の文化芸術資源を、どのように活かすべきか

多種多様な講座や公演の開催、市民文化祭に関わる市民を増やすなど、市民が文化芸術に親しむ機会を増やすことが重要視されている。また、生涯学習講座に文化芸術を活用し、広く市民が文化芸術を知る機会を充実させることも重要視されている。

2-2 第1期計画の検証と課題

1 前計画の施策

前計画である牛久市文化芸術振興計画では、「ひとが輝き つながる 文化芸術のまち」を総合的なビジョンとして、「育てる」「伝える」「つなぐ」「支える」の4つの柱（目標）の観点から計画を推進してきた。前計画における主な取組内容は、次の表のとおりである。

表 牛久市文化芸術振興計画（第1期計画）における施策内容

柱	大施策	中施策
1 育てる	1 人を育てる	1 子どもの感性を育てる 2 次世代を担う人材を育成する
	2 団体を育てる	1 企画力を育てる 2 団体間の連携を強化する
2 伝える	1 歴史を伝える	1 文化財を保護する 2 文化芸術に寄与した先人を顕彰する 3 郷土の歴史に親しむ環境を創出する
	2 伝統を伝える	1 伝統文化に触れる機会を設ける
	3 現在を伝える	1 文化芸術資料を未来に残す
3 つなぐ	1 人と人をつなぐ	1 文化芸術コミュニティの形成を促進する
	2 人と文化芸術をつなぐ	1 広報を強化する
4 支える	1 活動を支える	1 活動拠点の整備を進める

2 前計画の成果と課題

前計画の4つの柱（目標）別の主な成果と課題は次のとおりである。

(1) 「育てる」：人材育成・次世代継承の成果と課題

小中学校鑑賞会や各種ワークショップの実施、多様な発表機会の提供、文化芸術活動の担い手育成のための講師派遣や展覧会支援など、次世代を担う人材の育成と文化芸術体験機会の創出に取り組んできた。

一方、地域ニーズに合った芸術鑑賞の場の構築には柔軟な企画運営が必要であり、また、人口減少や団体構成員の高齢化に対応するため、次世代の担い手確保と人材育成が課題となっている。

(2) 「伝える」：情報発信・普及啓発の成果と課題

会報誌「文化うしく[※]」の発行や広報うしくでの連載、うしく現代美術展[※]の開催支援、茨城県警察音楽隊によるコンサートなどを通じて、地域文化活動の情報発信強化と市民の文化芸術への関心を高める機会を提供した。

一方、文化芸術活動の特性や魅力を再考し地域性を把握した上で効果的な宣伝広告方法を熟考し直すとともに、SNS等新たな情報ツールを開発し、若者を含むより多くの市

民との接点を増やすための広報の強化が急務の課題である。

(3) 「つなぐ」：ネットワーク形成・交流促進の成果と課題

牛久市文化協会の活動支援や加盟団体の交流事業、文化協会カフェ[※]の実施、さらに文化芸術活動の担い手・市民・行政が連携する美術展開催の助成を通じて、文化団体間の交流促進と地域文化の振興に貢献してきた。

一方、異分野連携を含む団体間の連携が不十分であるため、市民団体の交流促進や活動支援による団体間のネットワーク強化、文化芸術を軸とした市民・企業・学校・団体間のネットワークづくり、さらに行政内における横断的な連携強化が必要である。

(4) 「支える」：環境整備・支援体制の成果と課題

うしく現代美術展の開催支援やエスカードホールを活用した文化活動支援、障害のある人への活動機会提供、牛久市民文化祭[※]やふれあい牛久沼文化の集い[※]の再開など、多くの市民が文化芸術活動に参加できる環境を整備した。

一方、学校教育との連携、独創的な事業を企画する団体の育成、サポーターやボランティア等の活用による活動の活発化など、時代に即した支援体制の構築が求められている。

3 成果と課題の整理

前計画である牛久市文化芸術振興計画の成果や課題、牛久市の文化芸術を取り巻く環境を踏まえ、本計画の上位計画である第2期牛久市教育振興基本計画の基本目標に基づき、成果や課題を整理すると以下のとおりである。

(1) 文化芸術活動への参加促進

① 講座やイベントの充実

茨城県警察音楽隊によるコンサートや音楽ワークショップを実施することにより、市民の文化芸術への関心を高める機会を提供している。また、牛久市民文化祭やふれあい牛久沼文化の集いの再開、文化芸術に関する講座の開催等により、文化芸術活動に参加できる環境を整備している。

一方で、文化芸術活動の特性や魅力、地域性を把握した上で、効果的な講座や宣伝広告方法を実践する必要がある。さらに、文化芸術に親しむ機会の少ない層も取り込み、あらゆる世代の文化芸術活動への参加を促進することが求められている。

② 発表・鑑賞する機会の提供

うしく現代美術展や牛久市民文化祭を通じた発表の場の提供、中央生涯学習センター文化ホールやエスカードホールでの公演・展示などにより、市民が日常的に文化芸術を鑑賞する機会を提供している。また、障害のある人の多様な活動を促進するため、うしく現代美術展の出品作家が総合福祉センターを訪問して障害のある人のためのワーク

ショップを実施するなど、生涯学習や文化芸術活動の機会の提供や施設利用支援を実施している。

一方、市民満足度調査の結果によれば、「文化芸術活動に取り組んでいる市民」の割合は約30%であり、より多くの市民が文化芸術に触れ、活動に取り組めるような機会の提供が、これまで以上に求められている。また、次世代の人材育成につながる事業及びより多くの市民が文化芸術活動に触れる機会を創出するための事業の企画運営の強化が必要である。

③ 青少年の文化芸術活動の支援

小中学校鑑賞会や能楽ワークショップを通じて、児童・生徒に伝統文化や舞台芸術を体験する機会を提供している。また、小中学校を対象とした体験・鑑賞等の芸術普及活動の充実により、子どもの感性を育む取組を推進している。さらに、高校生を含む青少年に対しては、うしく現代美術展への参加促進や市民文化財における発表の場の提供など、より専門的な文化芸術活動への参加機会を創出している。

一方、子どもの頃から文化芸術に触れる機会のさらなる提供が必要とされている。また、学校教育との連携を進める際には、無理のない事業実施が求められている。

④ 文化芸術団体への支援と連携

うしく現代美術展やエスカードホールを活用した文化活動の支援を実施することにより、文化芸術活動の担い手育成のための技術を磨く発表の機会の提供、講師派遣や展覧会・発表会などの人材育成事業を継続的に支援している。

一方、独創的な事業等を企画する団体の育成など、時代に即した企画の実施支援を行い、より特色のある魅力的な事業に育てる必要がある。また、牛久市文化協会の加盟団体数と会員数は増加傾向にあるものの、人口減少や団体構成員の高齢化に対応し、次世代の担い手確保・人材育成が必要である。さらに、サポーターやボランティア等団体を支える人材を活用し、活動の活発化を推進することも求められている。

(2) 文化芸術を支えるつながりの支援・情報発信

① 文化活動団体の支援、団体間の連携強化

牛久市文化協会の活動支援や加盟団体の交流事業、文化協会カフェの実施、さらに作家・市民・行政が連携する美術展開催の助成を通じて、文化団体間の交流促進と地域文化の振興に貢献してきた。また、うしく現代美術展でのうしく音楽家協会[※]とのコラボレーションコンサート（芸術のタベ）など異分野連携の取組みや、文化財建造物を活用したユニークベニュー[※]などの取組も始まっている。

一方、市民団体の交流促進や活動支援等により、団体間のネットワーク強化と活動の活性化が必要である。文化芸術を軸とした市民・企業・学校・団体間のネットワークづくりも求められている。さらに、行政内における横断的な連携の強化を図ることで、文化芸術活動の更なる活性化と市民の文化芸術事業への積極的な参加を促す必要がある。

② 市内外への文化芸術活動の情報発信の強化

会報誌「文化うしく」の発行や広報うしくでの連載を通じて、地域文化活動の情報発信を強化している。また、うしく現代美術展の開催支援により、地元作家の制作による現代の作品群を広く紹介している。

一方、若者を含むより多くの市民との接点を増やしていくための広報強化が急務となっている。文化芸術に特化した情報誌の作成や市ウェブサイト、SNS等を積極的に活用した広範囲の情報提供等、より効果的な広報活動ができるよう媒体を作成し活用する必要がある。

(3) 文化遺産の保存活用と地域文化の伝承

① 文化財の保護

文化財の保護に関しては、美術作品や彫刻作品の寄贈受入を通じて、地域文化の保存と活用を推進している。

しかし、文化財は、行政が所有し管理しているもの、行政が所有しないが管理のみしているもの、所有者が管理しているものがあり、保存保全が困難なものもある。今後地域との協働による保存管理の仕組みを構築し、実践していくことが必要である。

② 郷土の歴史・伝統文化に触れ、学ぶ機会の提供

牛久郷土かるた大会の開催や牛久郷土かるたの販売・貸出により、郷土愛を育む活動を実施している。また、日本の伝統文化を鑑賞会・ワークショップ・教室等を通して鑑賞や体験できる機会を広く設定している。

一方で、郷土の歴史や伝統文化を学ぶ機会の提供や文化財や歴史的資料の展示公開などにより、市民の郷土への理解を促進するとともに、市外の人々にもその価値を伝えていく必要がある。

③ 歴史・文化の調査・記録・保存・活用

文化財及び文化財を取り巻く環境を次世代へ継承していけるよう、官民協働による管理や市民と文化財の橋渡し役となる人材育成などを推進していく必要がある。また、市内の歴史文化の特徴をより顕在化させるための調査研究や、日本遺産認定牛久シャトー等の文化財の保存活用を推進し、地域活性化につなげる必要がある。

(4) 文化芸術施設の計画的な整備

① 文化芸術施設・設備の適切な維持管理

文化財の長期的な保存・活用の観点から、計画的な修繕・補修を実施していく必要がある。また、市所有の文化財施設の役割を整理し、各施設の連携によって市全体で歴史文化の特徴を体感できる体制を構築する必要がある。

② 文化芸術施設の検討

本市には常設の文化財展示施設が無いので、現在は旧岡田小学校女化分校校舎の大教室を利用して市域の出土文化財を展示している。既存施設の有効利用を踏まえつつ、文化財を適切に収蔵管理し、展示公開する施設を整備する必要がある。

また、市民の文化芸術活動の拠点となる展示施設、ホールなどの整備を推進し、市民が気軽に文化芸術に親しめる拠点施設の整備について、中長期的な視点から検討を進め、文化芸術コミュニティの創出が必要である。実態に見合った整理による大胆な改修と実効的構想が不可欠である。

2-3 他分野との連携による新たな可能性

1 観光・まちづくりとの連携

本市には、国の重要文化財である「牛久シャトー」をはじめ、「牛久大仏」、「小川芋銭記念館」、「住井すゑ文学館」など、特色ある文化資源が存在する。これらの文化資源を有機的に結びつけ、文化資源を巡る周遊ルートの開発や観光マップ・案内板の設置、文化体験プログラムの充実等により、文化観光^{*}の視点から新たな魅力を創出し、市内外からの来訪者増加と滞在時間の延長を図ることが期待される。また、文化財等の公開・活用を進め、その収益を保存・継承に還元する持続可能な仕組みの構築も求められる。

さらに、文化芸術を核としたまちづくりとして、駅前や公共空間を活用した文化芸術活動を推進する。これにより、まちの景観向上と賑わい創出を同時に実現し、市民の文化的環境の充実と地域の魅力向上を図り、文化的アイデンティティを基盤としたまちづくりを推進する。

本市の文化芸術振興において、市民一人ひとりが人生で培った経験や技能は重要な財産であり、地域固有の文化として発展させることで、市民の文化力を最大限に発揮し、持続可能なまちづくりを図る。

2 教育・福祉・産業との連携

本市では、小中学校鑑賞会や能楽ワークショップなどを通じて、子どもたちに質の高い芸術体験を提供してきた。これらの取組をさらに発展させ、うしく音楽家協会との連携による音楽教育の充実や、小川芋銭の芸術を学ぶ美術教育プログラムの開発など、本市の文化的特色を活かした教育活動を推進する。

また、福祉分野においては、これまで高齢者や障害者も参加できる文化芸術活動の機会創出に取り組んできた。今後も、牛久市総合福祉センターや牛久市保健センターなどの福祉施設と連携し、文化芸術活動を通じた健康増進や社会参加の促進を図ることが望ましい。

さらに、産業においては本市の特産品である「落花生」や「ブルーベリー」、「牛久シャトーワイン」などの地域資源と食文化等を結びつけた取組を推進し、地域産業と文化芸術の相乗効果を生み出す事業を展開する。

3 多文化共生への貢献

多文化共生の観点から、牛久市国際交流協会や外国人支援団体と連携し、多言語による文化芸術情報の発信や、外国人市民も参加しやすい文化芸術活動の環境整備が求められる。本市に居住する外国人市民との文化的交流を促進するため、「牛久市民文化祭」などの既存事業において、多文化共生をテーマとした企画を取り入れるなど、相互理解と文化交流を促進する取組を展開する。

また、本市はカナダ・ホワイトホース市、オーストラリア・オレンジ市と姉妹都市提携を結んでいる。今後は、オンラインを活用した文化芸術交流プログラム等の展開により、多文化共生を推進していくことが望ましい。



図 他分野との連携イメージ

第3章 基本理念と施策の方向性

3-1 基本理念とビジョン

1 基本理念

第2章にて整理した現状と課題を踏まえ、本市の文化芸術推進においては、市民が主体的に参画する文化芸術のまちづくりを推進していくことが重要である。特に、多様な文化芸術に触れる機会の創出、文化芸術の担い手や団体の育成、分野横断的な連携促進、効果的な情報発信、文化遺産や地域文化の保存と継承、活動環境の整備を重点的に取り組むべき課題として位置づけ、総合的かつ計画的な文化芸術推進施策の展開を図っていく必要がある。

このような背景と、牛久市文化芸術基本条例第3条、ならびに上位計画である第2期牛久市教育振興基本計画の基本目標を踏まえ、牛久市文化芸術推進基本計画の基本理念を以下のように定める。

「ひとが輝き つながる 文化芸術のまちづくり」

この基本理念に基づき、文化芸術の固有の価値を尊重しつつ、観光・まちづくり・国際交流・福祉・教育・産業などの関連分野との連携を強化し、文化芸術が生み出す多様な価値をその継承・発展・創造に活用することを図るとともに、心豊かで活力と魅力にあふれる地域社会の実現を目指していく。

2 目指すべき将来像（ビジョン）

基本理念に基づき、牛久市文化芸術推進基本計画における目指すべき将来像（ビジョン）を以下のように定める。

（1）誰もが文化芸術に親しみ、参加できるまち（文化芸術活動への参加促進）

文化芸術は心の豊かさや潤いをもたらす、人々の心をつなぐ力を持つことから、年齢、性別、障害の有無、国籍等に関わらず、すべての市民が文化芸術に親しみ、自分らしく表現できるまちを目指す。そのために多様化する文化を互いに理解できる環境の創出に努め、市民文化祭やうしく現代美術展などの発表の場を充実させ、市民が日頃の成果を発表する喜びを感じられる環境を整える。

学校や地域では、子どもたちが質の高い芸術体験を通じて感性を育む機会を提供する。個人や団体の活動を支援し、文化芸術活動を担う人と支える人が育ち、世代を超えた交流が活発に行われるまちを目指す。

（2）文化芸術を通じて人と人がつながり、新たな価値を創造するまち（文化芸術を支えるつながりの支援・情報発信）

文化芸術団体同士の交流を活発にし、分野を超えた協力から新たな文化的価値を生み

出すまちを目指す。団体間のつながりを強め、情報や知恵の共有を進め、互いに高め合う環境を作る。

また、本市で盛んな各団体の文化芸術活動をつなぎ、相乗効果を発揮できるまちを実現する。市民、団体、行政が力を合わせ、文化芸術を通じて地域の課題解決や誰もが参加できる社会づくりを進める。

SNSなどのデジタル技術を活用して、文化芸術の魅力を市内外に広く伝え、若い世代にも情報が届くよう取り組む。文化芸術の情報をわかりやすくまとめ、市民が必要な情報を簡単に見つけられるようにし、文化芸術が持つ豊かな価値を広く共有できるまちを目指す。

(3) 豊かな文化遺産を守り、活かし、未来へ伝えるまち（文化遺産の保存活用と地域文化の伝承）

文化遺産は地域の歴史と人々の営みを伝える貴重な財産であることから、市民が郷土への誇りと愛着を持ち続けられるよう、保存と活用を推進する。牛久シャトーや牛久大仏、雲魚亭、住井すゑ文学館など、牛久市固有の文化資源を市民の誇りとし、観光資源として活用する。また、郷土の歴史や文化に親しむ環境を整え、地域の伝統文化や民俗芸能を次世代に継承する。さらに、文化遺産を活かした地域の魅力向上により、交流人口を増加させ、まちに賑わいを創出する。

(4) 文化芸術の基盤が整い、持続的な発展が可能なまち（文化芸術施設の計画的な整備）

多様な世代が身近な地域で継続的に文化芸術に参加できる環境を創造し、文化芸術活動が持続的に発展するまちを目指す。文化芸術活動の拠点となる施設を計画的に整備し、市民の文化芸術活動を支え、より多くの人々が文化芸術に触れることができる環境を充実させる。また、既存施設の有効活用と機能強化、計画的な修繕・補修を図り、文化財の展示・収集・保管のための環境も整備する。さらに、市民ニーズに対応した文化芸術施設の整備と運営により、持続可能な文化芸術活動の基盤を確立する。

3-2 基本方針

前項にて整理した課題を踏まえ、本計画では以下の基本方針に基づき、文化芸術施策を推進していく。

方針1：文化芸術活動への参加促進

誰もが文化芸術に触れ、学び、参加し続けられる環境を市全体で整えるため、会場の使いやすさや案内のわかりやすさ、情報の集約と周知の強化により参加の入口を広げ、地域や世代、国籍、障害の有無に左右されない参加基盤を整備する。また、表現者だけでなく企画運営や支援の人材も視野に入れ、学びと実践の機会を通じて担い手の層を継続的に育成する。さらに、青少年が学校内外で質の高い鑑賞・体験に出会い、感性と創造性を育めるよう、学校教育と社会教育の連携により、文化芸術活動にふれる機会を拡

充していく。加えて、文化協会等と連携して団体活動の基盤強化、広報の支援を行い、活動の広がりや相乗効果の発揮を推進していく。

具体的な取組内容

- (1) 講座やイベントの充実
- (2) 発表・鑑賞する機会の提供
- (3) 青少年の文化芸術活動の支援
- (4) 文化芸術団体への支援と連携

方針2：文化芸術を支えるつながりの支援・情報発信

本市では各団体の文化芸術活動が盛んなことに鑑み、それぞれの市民活動をつなぎ、連携と発信を強化して、相乗効果の発揮と新たな文化的価値の創造を図っていく。また、教育・福祉・観光・産業など異分野との協働を進め、文化芸術の価値を学びや健康、地域の魅力づくりや経済効果へと結びつける枠組みを整える。さらに、情報は公式サイトやSNS等を活用し、多様な市民が情報を見つけやすく、素早く必要情報に素早くアクセスできるよう改善を図っていく。併せて、市民参加型の創造活動を広げ、地域内での交流と誇りを育んでいく。また、文化協会等のプラットフォーム[※]を活用し、団体間のネットワークと人材・ノウハウの共有を進め、共同企画や異分野連携などを通じて情報発信力の向上や企画の質の向上を図っていく。

具体的な取組内容

- (1) 文化活動団体の支援、団体間の連携強化
- (2) 市内外への文化芸術活動の情報発信の強化

方針3：文化遺産の保存活用と地域文化の伝承

有形・無形の文化遺産を計画的に保存し、わかりやすく活用することで、市民の学びと誇り、地域の魅力向上につなげていく。活用面では分かりやすい解説や学習プログラムを用意し、日常的に触れられる環境を広げる。また、郷土の先人の資料を収集・整理・公開し、その足跡を通じた学びを推進していく。さらに、伝統芸能や技の体験・鑑賞機会の提供により、それらの継承を図っていく。加えて、牛久シャトーや雲魚亭、住井すゑ文学館など核となる資源を、文化芸術活動や食、観光などを通じて周遊性のあるコンテンツへ活用し、価値の向上と地域振興へと結びつけていく。

具体的な取組内容

- (1) 文化財の保護
- (2) 郷土の歴史・伝統文化に触れ、学ぶ機会の提供
- (3) 歴史・文化の調査・記録・保存・活用

方針4：文化芸術施設の計画的な整備

文化芸術の拠点として、市民の参加・連携・継承を支える社会基盤として計画的に整備・運営し、誰もが文化芸術にふれやすい環境整備を推進していく。また、既存施設は機能の組み合わせや相互連携により活用の幅を広げるとともに、不足する展示・収蔵施設は中長期的な視点も含め、確保を図っていく。実態に見合った整理による大胆な改修に加え、民間活力の導入も検討していく。さらに、市民ニーズに対応した文化芸術施設の運営により、持続可能な文化芸術活動の基盤を確立する。

具体的な取組内容

- (1) 文化芸術施設・設備の適切な維持管理
- (2) 文化芸術施設整備の実効的検討

第4章 具体的取組（施策）

4-1 方針1：文化芸術活動への参加促進 に基づく施策

1 講座やイベントの充実

茨城県警察音楽隊によるコンサート、うしく音楽家協会の協力による音楽ワークショップ、牛久市民文化祭、ふれあい牛久沼文化の集いなど、多種多様な講座や公演の開催などにより、文化芸術に親しむ機会の少ない層も取り込み、あらゆる世代の文化芸術活動への参加を促進する。

2 発表・鑑賞する機会の提供

うしく現代美術展、文化協会カフェなど、多様な発表の機会や日常的に文化芸術活動に触れる機会の提供などにより、次世代を担う芸術家や企画運営力のある人材を育成する。また、文化芸術活動の次世代の担い手の育成には技術を磨く発表の機会の提供が必要であることから、うしく現代美術展や文化協会加盟団体の発表会など、講師派遣や展覧会・発表会を始めとする次世代の人材を育成する事業を継続して支援する。さらに、生涯学習や文化芸術活動、スポーツ活動の機会の提供や施設利用支援などにより、障害のある人の多様な活動を促進するとともに、牛久シャトーの見学案内などを通じた観光や産業への展開に資する施策を展開する。



うしく現代美術展

3 学校教育との連携

文化財の出前講座や牛久シャトーの見学案内、出前授業や土曜カッパ塾等、学校教育と連携した取組を推進し、次世代を担う子どもたちが地域の文化芸術活動に触れる機会の提供により、豊かな感性と創造性を育む。また、外部人材（芸術家や団体）の活用、NPOや地域団体との連携、教育課程との統合、オンライン・ハイブリッド型の活用、自治体主導のコーディネート支援など、様々な方法を活用し学校教育との連携を図り、文化芸術活動がまちの動力源や、市民の誇りとなるよう施策を推進する。

4 伝統文化事業の支援

民俗芸能・工芸技術・邦楽・日本舞踊・茶道・華道などの伝統文化に関する活動においては、次代を担う子ども達が体験・修得できる機会を計画的・継続的に提供する。また、伝統文化からアニメ等の現代文化まで多様な文化を取り入れた事業展開により、若者層の取組みに資する施策を実施する。

5 青少年の文化芸術活動の支援

小中学校を対象とした体験・鑑賞等の芸術普及活動、牛久市内の高校生による壁画作成など、アウトリーチ^{*}の充実により、子どもの感性を育む取組や、高校生・学生・若手アーティストの意見を吸い上げた発表の機会の拡充を推進する。また、うしく現代美術展、未来の巨匠展、小中学校鑑賞会などを通じて、次世代を担う芸術家・芸術の愛好家・企画運営力のある人材などを育成する。

6 文化芸術団体への支援と連携

うしく現代美術展、うしく音楽家協会など、独創的な事業等を企画する団体の育成や、時代に即した企画の実施支援を行い、市の文化芸術をより幅の広い豊かなものにし、より特色のある魅力的な事業に育てる。また、サポーターやボランティア等団体を支える人材を活用し、活動の活発化を推進する。

4-2 方針2：文化芸術を支えるつながりの支援・情報発信 に基づく施策

1 文化活動団体の支援、団体間の連携強化

うしく現代美術展でのうしく音楽家協会とのコラボレーションコンサート（芸術の夕べ）など、文化芸術を軸とした市民・企業・学校・団体間のネットワークづくりを目指す。また、行政内における横断的な連携の強化を図ることで、文化芸術活動の更なる活性化と市民の文化芸術事業への積極的な参加を促進する。さらに、うしく現代美術展やうしく音楽家協会などの文化芸術事業の企画調整や、うしく音楽家協会のコンサートなどエスカートホールを活用した文化活動の支援も行うとともに、中間支援組織の設立支援など、団体間のネットワーク形成に資する施策を検討し、中央生涯学習センターを「場」として展開していく。

2 文化芸術分野の総合的な知識と経験を培う

文化芸術団体同士の協力体制の強化や分野の異なる団体間の連携強化などにより、地域独自の文化芸術活動を支援する。

3 ボランティアガイドの育成

牛久市の文化財のみならず、魅力や文化を多くの人々に伝えるため、ボランティアガイドの育成を検討する。

4 歴史講座の実施

外部講師を招いた講座や文化財バスツアーなど、市民が文化財に触れる機会を提供するとともに、日本遺産のストーリーや文化財の魅力を理解できるよう様々な取組を実施する。また、地域の文化や歴史、地産地消やサステナブル^{*}な取組を含め、観光との連携を推進する。

5 市内外への文化芸術活動の情報発信の強化

文化芸術に特化した情報誌の作成や市ウェブサイト、SNS等の多様な媒体を活用し、青少年を含む幅広い世代への情報発信を強化する。これにより、市内外における文化芸術活動の認知度を高め、多様な交流を促進する。また、団体広報発信事業や会報誌「文化うしく」の発行などを通じて、牛久市文化協会の活動を支援する。

4-3 方針3：文化遺産の保存活用と地域文化の伝承 に基づく施策

1 文化財の保護

小川芋銭記念館「雲魚亭」、「旧飯島家住宅」等の保存と維持管理や「シャトーカミヤ旧醸造場施設」等の維持管理支援を継続的に進めるなど、文化財を調査し、保護・保存が必要と認められる場合は、市指定文化財として指定する。また、旧岡田小学校女化分校の管理や市内の埋蔵文化財の調査も実施する。

2 歴史・文化の調査・記録・保存・活用

官民協働による管理や市民と文化財の橋渡し役となる人材育成などを推進するとともに、民間の文化芸術施設等、文化財や歴史文化に関連する施設との連携を進め、文化財の新たな活用に向けた「場」の創出を支援する。また、市内の歴史文化の特徴をより顕在化させるための調査研究や、日本遺産認定牛久シャトー等の文化財の保存活用を推進し、地域活性化につなげるとともに、重要文化財シャトーカミヤ旧醸造場施設の保存活用や、市所蔵の郷土の偉人関連資料・作品の保管及び展示公開など、文化財を保護継承して活用する。

3 シャトーカミヤ旧醸造場施設の整備・活用

国指定重要文化財のシャトーカミヤ旧醸造場施設を、見学施設や醸造施設、飲食施設、ぶどう園など観光拠点として整備、活用する。

4 シャトーカミヤ旧醸造場施設ユニークメニュー

重要文化財シャトーカミヤ旧醸造場施設で、展覧会・芸術祭プロジェクトマップピングやクラシックコンサート、歴史講座、イベントを開催し、文化財施設の公開活用を図る。

5 文化財プロモーション活動

市広報紙で文化財を紹介するコーナーを設けるほか、コミュニティFMなども活用し、牛久市の文化財を広く市内外へ発信するためのプロモーション活動を行う。また、市ホームページやSNSアプリケーションを活用した広報活動を展開するとともに、プロジェクトマップピングや拡張現実(AR)、仮想現実(VR)等を利用した活用方策の検討をさらに推進する。

6 市史跡小坂城跡の公開・管理

地元住民有志で組織された「小坂城跡管理組合」により、市史跡小坂城跡の公開・管理（草刈などの環境整備活動）を進めるとともに、地域コミュニティの醸成を図る。

7 市指定文化財雲魚亭の公開・管理

地元住民有志で組織された「雲魚亭保存会」により、市指定文化財雲魚亭（小川芋銭記念館）の管理・公開（室内清掃や館内説明）を実施する。

8 郷土の歴史・伝統文化に触れ学ぶ機会の提供

市内の文化財や歴史文化の特徴や文化財相互の関連性を踏まえたストーリーの構築や、誰もがアクセス可能なコンテンツの制作など、多面的な普及・公開活用を推進し、市民の郷土への理解を促進するとともに、市外の人々にもその価値を伝える。また、日本の伝統文化の鑑賞や体験できる機会を広く設け継承するとともに、雲魚亭（小川芋銭記念館）の一般公開、住井すゑ文学館の公開活用などを通じて、市の文化芸術振興に深く関わりがある小川芋銭、住井すゑなど、郷土の偉人の功績を次世代へ継承し、郷土への誇りと郷土愛の醸成を目指す。

4-4 方針4：文化芸術施設の計画的な整備 に基づく施策

1 文化芸術施設・設備の適切な維持管理

市所有の文化芸術施設の役割を整理し、各施設の連携によって市全体で歴史文化の特徴を体感できる体制を構築する。また、文化芸術施設の管理運営について市民サービスの向上と行政運営の効率化、経費の縮減を図るため、民間活力の導入を推進するとともに、文化財の長期的な保存・活用の観点から、計画的な修繕・補修を実施する。

2 文化芸術施設の実効的検討

既存施設の有効利用を踏まえつつ、実態に見合った整理による大胆な改修に加え、民間活力の導入も検討していく。文化財を適切に収蔵管理し、展示公開する施設を整備する。また、市民の文化芸術活動の拠点となる展示施設、ホールなどを整備し、文化芸術コミュニティの創出を支援するとともに、文化芸術施設において、ユニバーサルデザインの導入や、休憩・交流スペースの設置など、福祉的視点を取り入れた環境整備を推進する。

4-5 他分野連携の施策

1 観光と連携した施策（文化観光の推進）

（1）日本遺産「牛久シャトー」を軸とした『ワインと食』による観光振興事業を推進

「ワイン文化日本遺産協議会[※]」が中心となった甲州市との広域的な観光振興体制を整備するとともに、牛久シャトー内及び牛久駅・牛久シャトー周辺において、飲食店や

小売店などと協力し、「歩いて楽しめるまちづくり」を推進する。また、ワインや食に関するイベント等の開催支援など、「ワインと食の街うしく」のイメージづくりを推進するとともに、ワインをはじめとした地産品の流通と消費を支援する。

(2) 地域の観光資源を磨き上げ活用

牛久シャトーの積極的な活用を進め、その魅力を国内外に伝えていくとともに、そのほかの県や本市指定の文化財、小川芋銭や住井すゑに関連する文化財などについても観光資源として活用を進める。

(3) 観光客に訪れてもらう仕組みづくり

牛久沼周辺や牛久シャトーを中心とする市街地、牛久大仏や牛久自然観察の森、本市に隣接するアウトレットモールなど、市内や周辺に立地する観光資源の回遊による相乗効果を高めるため、それらを結ぶ道路の整備や誘導サインの整備を図る。また、分かりやすい案内板や情報通信基盤の整備などにより、観光客が安心して滞在できる環境をつくるとともに、充実した道路交通網を活かし、県内外と連携した観光ルート形成により、外国人観光客等の増加を図る。さらに、旅行代理店等と連携し、観光プラン等の造成を図り、県外や外国からの観光客の誘致促進を図る。

(4) 市の魅力を知ってもらう機会を増やす

うしくかっぱ祭り、うしくWa i ワイまつり、うしく鯉まつり、うしく菊まつりなどのイベントの内容充実や広報活動の支援により、市内外からの集客増加を促進する。また、フィルムコミッション[※]の推進により、本市の魅力を効果的に発信し、ロケ地などを訪れる観光客の増加を促進するとともに、歴史・文化や自然、イベントなどの本市の魅力となる資源については、SNSなどをはじめ、多様な媒体を活用した効果的なPR展開により、市民の地域への愛着と誇りを高めるとともに、まちに人を呼び込み、市内の人々の交流を促進する。

2 まちづくりと連携した施策（地域活性化）

(1) 食の地産地消を進める

オーナー制やグリーンツーリズム[※]は、食農交流と地産地消推進の一環として、一層の充実を図る。また、元気農園の参加者も広い意味で農業の担い手と捉え、適正な管理に努める。

第5章 計画の推進体制

5-1 各主体の役割

本計画の推進にあたっては、市（行政）、市民、学校、事業者といった主体が、それぞれの立場で文化芸術の推進に主体的に取り組むとともに、相互に連携・協力して計画を推進する。

1 市（行政）の役割

牛久市文化芸術基本条例では、市は、条例の基本理念にのっとり、文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、実施することとしている。

市は、文化芸術推進基本計画に基づく施策の立案・実施を行い、文化芸術振興のための理解と予算確保、効果的な配分を図るとともに、文化芸術推進審議会の運営を通じて専門的知見を活用する。また、文化芸術活動の拠点となる施設の整備・維持管理や文化財の保存・活用のための環境整備を進め、バリアフリー[※]やユニバーサルデザインに配慮した施設整備を行う。

併せて、文化芸術施策推進のための人材の配置と育成に努め、特に文化芸術に関する専門的知識及び技能を有する者の育成並びに市民等と文化芸術をつなぐ役割を担う専門人材の配置を重点的に推進する。

中央生涯学習センターを「場」として、他市町村には類を見ないような、そのような様々な試みが、粘り強く次々に展開され、より多くの人々が徐々に気づき始め、集い始める、そのような展開を理想像として描くことができる。さらに、市民文化祭等の発表機会の創出や展示スペース・公演会場の提供を通じて、市民の文化芸術活動の成果発表を支援する事業を実施するため、文化芸術活動を企画・コーディネートし、文化団体の活動を支援できる組織体制の構築を目指す。さらに、活動拠点として、中央生涯学習センターやエスカードホール等の既存施設を有効活用するとともに、美術・文化財の展示機能の充実を図る。

加えて、文化芸術に関する調査や文化芸術団体との定期的な意見交換の場を設けることで、市民意見の反映に努めるとともに、文化芸術情報の一元的な集約と効果的な発信、文化芸術の価値や意義に関する普及啓発、デジタル技術を活用した情報発信の強化を図る。さらに、市民、学校、事業者との連携・協働体制の構築、庁内関係部署間の横断的な連携の促進、国、県、他自治体との広域連携を推進する。

2 市民の役割

牛久市文化芸術基本条例では、市民は、文化芸術に対する理解を深め、文化芸術を守り育てるよう努める。また、文化芸術活動を行う者は、その活動が広く市民に理解され、支持されるよう努めることとしている。

市民は、文化芸術活動への主体的な参加、文化芸術イベントや公演への参加・鑑賞、文化芸術団体への加入・活動を通じて、文化芸術の振興に貢献する。地域の文化芸術に

対する理解を深め、文化芸術活動への支援・協力を行い、文化芸術を通じた地域コミュニティへの参画を進める。

また、地域の伝統文化や民俗芸能の継承活動への参加、次世代への文化芸術の継承、新たな文化芸術の創造と発展への貢献を通じて、文化芸術の継承と発展に寄与する。さらに、文化芸術活動の情報発信、異なる分野の文化芸術団体との交流・連携、文化芸術を通じた地域内外の交流促進に取り組む。

3 文化芸術団体の役割

牛久市文化芸術基本条例では、文化芸術団体は、自主的かつ主体的に、文化芸術活動の充実を図るとともに、文化芸術の継承、発展及び創造に積極的な役割を果たすよう努めることとしている。

文化芸術団体は、創作・発表・教育・普及の現場を担う中核主体であることから、安全で開かれた活動運営を行い、定期的な練習・公演・展覧・ワークショップ等を通じて市民の参加機会を広げていく。また、団体間の連携や共同企画により連携を深め、価値意識の許容に努め、ノウハウ・人材・会場情報を共有して活動の質と効率を高めていく。

さらに、若年層や新たな世代への継承を重視し、指導育成や若手の発表機会づくりを通じて、次世代の育成に努めていく。特に、若者文化を積極的に受け入れ、若者が魅力を感じる様々な分野を取り込むことで、新たな団体活動の創出につなげる。さらに、市民文化祭等の機会においては、企業や学生等の参加を促進し、音楽家を目指す人材の発表や、体験コーナーを設けた展示など、多世代が参加・鑑賞できる場を充実させる。

さらに、指導育成や若手の発表機会づくりを通じて、次世代の育成に努めていく。加えて、広報を計画的に行うとともに、行政・学校・事業者等と協働して市民の文化芸術に関する機運を高めていく。これらにより、新たな世代の担い手確保を実現し、持続可能な文化芸術活動の基盤を構築する。

4 学校の役割

牛久市文化芸術基本条例では、学校は、幼児、児童及び生徒の発達段階に応じ、文化芸術に関する教育の充実を努める。また、文化芸術に関する体験の機会の充実を努めるとともに、地域の文化芸術の振興に協力するよう努めることとしている。

学校は、文化芸術に関する教育の充実、文化芸術を通じた創造性・感性の育成、郷土の文化や歴史に関する学習の推進により、文化芸術教育の充実を図る。鑑賞会の実施、能楽ワークショップ等の伝統文化体験、音楽ワークショップ等の実施を通じて、児童生徒に文化芸術の体験機会を提供する。



中学校の能楽ワークショップ

特に、牛久シャトーや住井すゑ文学館、雲魚亭など地域固有の文化資源を活用した学習機会を定期的に設け、子どもたちが郷土の歴史や文化に継続的に触れることで、地元

への愛着と誇りを育む。また、保護者との連携も強化し、学校行事や発表会等を通じて牛久の文化芸術に触れる機会を提供し、家庭における文化芸術への関心を高める取組を推進する。

また、地域の文化芸術団体との交流・連携、学校施設を活用した地域の文化芸術活動の支援、地域の文化行事への参加・協力を通じて、地域との連携を深める。さらに、文化芸術を通じた学校間交流の促進、世代間交流の推進、国際交流・異文化理解の促進に取り組む。

5 事業者の役割

牛久市文化芸術基本条例では、事業者は、事業活動を行うに当たっては、文化芸術の振興に配慮するよう努める。また、市が実施する文化芸術の振興に関する施策に協力するよう努めることとしている。

事業者は、文化芸術活動への資金的・物的支援、従業員の文化芸術活動への参加奨励、文化芸術イベントへの協賛・後援を通じて、文化芸術活動を支援する。市の文化芸術推進施策への協力、文化芸術施設の整備・運営への協力、文化芸術事業への専門的知識・技術の提供により、施策の推進に協力する。

また、文化芸術を活かした商品・サービスの開発、文化芸術と観光・産業の連携促進、地域の文化資源を活用した事業の展開を通じて、文化芸術を活かした事業活動を行う。さらに、地域の文化芸術活動への場の提供、文化芸術を通じた地域活性化への貢献、企業の専門性を活かした文化芸術活動の支援により、地域貢献を果たす。

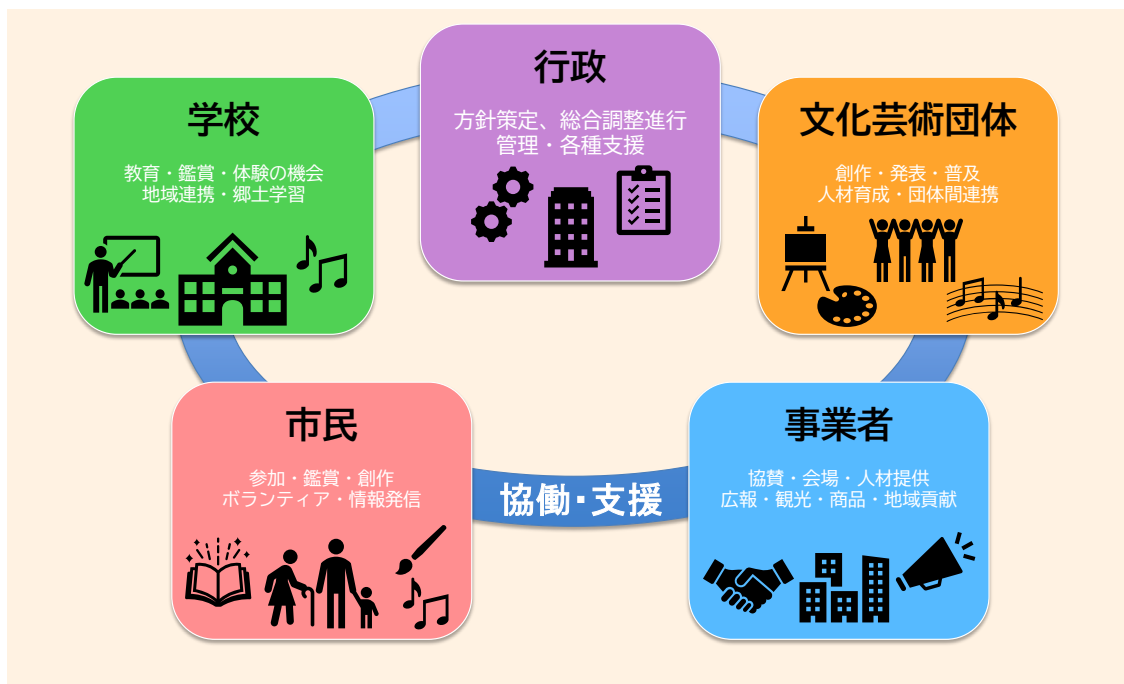


図 計画の推進体制

5-2 広域連携の推進

牛久市は、文化芸術の振興において市域を超えた広域的な連携を積極的に推進している。広域連携は、文化芸術資源の相互活用や情報発信力の強化、交流人口の増加など、単独の自治体では達成困難な相乗効果を生み出す重要な取組である。特に、日本遺産の認定や姉妹都市提携などを通じて、国内外の自治体との文化交流を深め、地域の文化芸術振興に新たな可能性をもたらしていく。

1 日本遺産を活用した広域連携

本市は山梨県甲州市と共同で「日本ワイン140年史 ～国産ブドウで醸造する和文化の結晶～」というテーマで日本遺産申請し、令和2年（2020）に認定された。この認定を契機に、両市は「甲州市・牛久市ワイン文化日本遺産協議会[※]」を設立し、ワイン文化を通じた連携事業を展開している。今後も、日本遺産を活かし、共同イベントの開催やプロモーション、人材交流などを通じて、ワイン文化の普及と観光振興に取り組み、連携事業を進展させていく。



日本遺産構成要素のシャトーカミヤ
旧醸造場施設 3棟(事務室・醗酵室・貯蔵庫)

また、本市は、茨城県内の日本遺産認定自治体である水戸市、笠間市と連携し、日本遺産ブランドを活用した観光振興に取り組み、3市共同のシンポジウムの開催、各市の特産品を活用した商品開発や販売促進を行っている。この連携により、各市の文化資源の魅力を相互に発信し、県内外からの誘客促進を図っていることから、今後も、共同プロモーションの強化や周遊観光ルートの開発など、連携事業の拡充を進めていく。

2 国内姉妹都市・友好都市との連携

牛久市は、茨城県常陸太田市（昭和61年（1986）提携）と姉妹都市提携を、宮城県色麻町（昭和61年（1986）提携）と親善友好都市の関係を結んでいる。

これらの自治体との間では、文化祭への相互参加や芸術団体の交流公演、伝統芸能の披露など、地域文化の相互理解と交流を深める取組を行っている。特に、常陸太田市とは、両市の文化協会を中心とした交流事業が定期的に実施されている。

今後は、両市町の特色ある文化資源を活かした共同事業の展開や、文化芸術を通じた災害時の相互支援体制の構築など、より実質的な連携を強化していく。

3 姉妹都市・友好都市との国際文化交流

本市は、カナダのホワイトホース市（昭和60年（1985）提携）、オーストラリアのオレンジ市（平成2年（1990）提携）と姉妹都市提携を結び、また、イタリアのグレーヴェ・イン・キアンティ市と平成25年（2013）に友好都市提携を結び、国際的な文化交流

を推進している。

姉妹都市との間では、青少年の相互派遣や文化使節団の交流、芸術作品の交換展示などを通じて、異文化理解と国際感覚を持った人材育成に取り組んでいる。特に、オレンジ市との間では高校生の相互訪問が定期的に行われ、音楽や美術などの文化芸術を通じた交流が深められている。

今後は、オンラインも活用した文化交流プログラムの充実や、文化芸術団体間の直接交流の促進など、より多様で持続可能な国際文化交流を展開していく。

4 周辺自治体との連携

本市の周辺自治体である、つくば市、龍ヶ崎市、阿見町など近隣市町村と連携し、文化芸術事業の共同開催や情報発信の強化に取り組んでいく。また、市内で実施する文化芸術イベントにおいて、市域を超えた参加を促進し、地域全体の文化芸術の活性化に貢献していく。

5 民間における連携

近隣市町村の芸術家と積極的に連携し、本市における文化芸術事業の質的高度化を図る。（うしく現代美術展、うしく音楽家協会等）

5-3 計画の実行性を高めるための取組

1 財源の確保

文化芸術振興のための安定的な予算確保と効果的・効率的な予算配分を図る。国・県の補助金・助成金、文化芸術振興に関する各種財団等の助成金を活用する。また、企業協賛・寄付の促進、クラウドファンディング[※]等の活用により、民間資金の導入を進める。

2 人材の育成・確保

文化芸術施策をけん引するコーディネーターや文化芸術に関わる専門職員の育成・配置を進める。また、文化芸術ボランティアの育成・支援、ボランティア団体のネットワーク化を図る。さらに、文化芸術活動の次世代の担い手の支援、指導者の育成を通じて、次世代の担い手を育成する。

3 情報発信の強化

幅広い市民に情報を届けるため、従来の広報手段に加え、SNS・動画配信・Webサイトなどの現代的なメディアの活用を目指す。デジタルアーカイブ[※]の構築を進め、文化芸術イベントの情報が幅広い世代に届く仕組みを官民一体となって構築する。さらに、地域メディアとの連携強化、効果的なプレスリリースの実施により、メディア連携を強化する。

4 計画の周知と理解促進

計画概要版の作成・配布、説明会・シンポジウムの開催を通じて、計画の普及啓発を図る。また、文化芸術の社会的・経済的価値に関する啓発、文化芸術を通じた地域課題解決の事例紹介により、文化芸術の価値の共有を進める。さらに、文化芸術振興の成果の見える化、好事例の収集・発信を通じて、成果を可視化する。

資料編

牛久市文化芸術振興審議会 委員名簿

本計画を策定するにあたり実施した、牛久市文化芸術振興審議会の委員名簿は以下のとおりである。(敬称略)

表 牛久市文化芸術振興審議会委員名簿 (令和8年3月時点)

役職	氏名 (ふりがな)	市民／学識経験者 (分野／代表)	所属等
会長	後藤 雅宣 (ごとう まさのぶ)	市民・学識経験者 (造形教育分野)	千葉大学名誉教授 日本女子大学非常勤講師 明星大学非常勤講師
副会長	齊藤 泰嘉 (さいとう やすよし)	学識経験者 (美術分野)	筑波大学名誉教授 常磐大学総合政策学部特任教授
委員	磯上 朋子 (いそがみ ともこ)	市民・学識経験者 (福祉・音楽分野)	日本音楽療法学会認定音楽療法士 一般社団法人おととも代表理事
委員	上仲 典子 (うえなか のりこ)	市民・学識経験者 (音楽分野)	うしく音楽家協会会長 ピアニスト・茨城県立取手松陽高等学校音楽科講師
委員	永井 博 (ながい ひろし)	学識経験者 (文化財分野)	元茨城県立歴史館史料学芸部長 牛久市文化財保護審議会会長
委員	板東 與實 (ばんどう ともざね)	市民 (文化分野)	牛久市民文化祭実行委員会委員長 牛久市文化協会副会長
委員	宮地 正人 (みやち まさと)	市民・学識経験者 (文化財分野)	東京大学名誉教授 牛久市文化財保護審議会委員
委員	宮本 芳子 (みやもと よしこ)	市民 (教育代表)	牛久市教育委員会委員 牛久市地域学校協働活動推進員

策定経過

本計画を策定するにあたり実施した、審議会やワーキング会議、市民意見募集等の経過は以下のとおりである。

表 計画の策定経過

日 程	会議等	内 容
令和7年 7月4日	第1回 牛久市文化芸術振興審議会	・委嘱 ・牛久市文化芸術推進基本計画の策定方針について
令和7年 11月11日	第1回ワーキング会議	・基本計画原案について ・スケジュール案について
令和7年 11月21日	第2回 牛久市文化芸術振興審議会	・諮問 ・基本計画原案提示 ・スケジュールについて
令和7年 11月23日～ 12月5日	文化芸術団体へのアンケート	・団体の規模、活動、現状や課題等に関する調査
令和7年 12月16日	第2回ワーキング会議	・基本計画原案に対する提言等の検討
令和7年 12月18日	教育委員会定例会	・進捗報告
令和7年 12月25日	第3回 牛久市文化芸術振興審議会	・基本計画原案に対する提言等の検討結果について ・文化芸術団体へのアンケートについて
令和8年 1月22日	牛久市総合教育会議	基本計画原案の中間報告
令和8年 1月23日～ 2月20日	パブリックコメント	・計画案への市民意見募集
令和8年 3月4日	第4回 牛久市文化芸術振興審議会	・パブリックコメント募集結果について ・答申（案）について
令和8年 3月11日	答申	・牛久市文化芸術推進基本計画策定に関わる答申
令和8年 3月26日	教育委員会定例会	牛久市文化芸術推進基本計画の報告

諮問書

諮問 第 18 号
令和7年11月21日

牛久市文化芸術振興審議会
会長 後藤 雅宣 様

牛久市長 沼田 和利

牛久市文化芸術推進基本計画の策定について（諮問）

牛久市文化芸術推進基本計画の策定にあたり、貴審議会へ諮問いたします。

【理由】

牛久市では、牛久市文化芸術振興基本計画を策定し、平成28年度より施行しておりますが、施行期間が令和7年度までとなるため、令和8年度より牛久市文化芸術推進基本計画を策定し、施行する必要があります。

つきましては、牛久市文化芸術推進基本計画の策定にあたって、文化芸術に関する法律・県条例、牛久市第4次総合計画第2期基本計画、第2期牛久市教育振興基本計画等との整合性や持続可能な内容となっているかなど、ご審議をお願いいたします。

牛久市文化芸術推進基本計画策定に関わる答申

牛久市文化芸術振興審議会

令和8年3月11日

1) 諮問内容

牛久市文化芸術振興審議会は、令和7年11月21日、牛久市文化芸術推進基本計画の策定にあたり、文化芸術に関する法律や県条例、加えて牛久市第4次総合計画第2期基本計画および第2期牛久市教育振興基本計画、等々との整合性や持続可能性等を審議すべく、諮問を受けた。

2) 背景

2) -1 経緯

文化芸術政策を総合的に定めた、国の初めての基本法となる「文化芸術振興基本法」が平成13年(2001年)に公布された。これを受けて牛久市では、「牛久市文化芸術振興条例」が平成15年(2003年)3月に制定されている。文化庁の「地方における文化行政の状況について」(令和4年6月)(Ⅱ-1「文化政策のための条例の制定状況」)によれば、これは県内市町村で最も早いものであり、本市における本格的な文化芸術政策の起点となっている。地方都市としての歴史が比較的浅い本市にあっては、まちづくりという視点からの文化芸術に対する期待が小さくなかったことが伺われる。

平成29年(2017年)6月、国の「文化芸術振興基本法」は、観光、まちづくり、福祉、教育など他分野との連携や、文化芸術の社会的・経済的価値を強化した「文化芸術基本法」へと進化し、社会全体の発展の基盤へとその位置づけが拡大されている。これに準じて、牛久市では2018年に「牛久市文化芸術条例」に改正するが、令和7年度まで施行される「牛久市文化芸術振興基本計画」は、それ以前の2016年5月に策定がなされたものである。

今般、「牛久市文化芸術条例」に続く新たな「牛久市文化芸術基本条例」策定に合わせて、第2次「牛久市文化芸術推進基本計画」の策定作業が行われることとなった。

この作業に際して、文化芸術各分野から人選された当審議会において、上位にある法や条例、牛久市の第4次総合計画第2期基本計画、「牛久市教育大綱」に基づいた第2期牛久市教育振興基本計画等に照らしながら、さらには「牛久市都市計画マスタープラン」や「牛久市文化財保存活用地域計画」等との関係性にも配慮しながら、文化芸術各分野領域の視点からも精査を加えていくこととなった。

2) -2 基本理念

新たな「牛久市文化芸術基本条例」は、国の「文化芸術基本法」に、より則した内容を目指すものであることから、新たな第2次「牛久市文化芸術推進基本計画」も、「文化芸術をいかに振興するか」という課題のみならず、「文化芸術を用いて、いかに豊かで持

続可能な社会を創るか」という視点をも重視する必要がある。

心豊かな市民生活の形成のためには、単に文化芸術の活性化という課題を超えて、まちづくり、教育、産業、福祉、観光など、幅広い分野を見渡しながらか、文化芸術の「本質的価値」のみならず、その多様化、経済的・社会的価値などにも思いを巡らすことが必要となる。

また、当審議会の精査においては、所管する牛久市教育委員会の意向としての、目指す将来像や基本方針にも十分な配慮が求められる。事前に示された目指す将来像とは、①誰もが文化芸術に親しみ、参加できるまち、②文化芸術を通じて人と人がつながり、新たな価値を創造するまち、③豊かな文化遺産を守り、活かし、伝えるまち、④文化芸術の基盤が整い、持続可能なまち、である。また基本方針とは、4つの方針として、①文化芸術活動への参加促進、②文化芸術を支えるつながりの支援・情報発信、③文化遺産の保存活用と地域文化の伝承、④文化芸術施設の計画的な整備が掲げられている。さらには、文化芸術活動をまちづくりと関連付け、地域活性化を目指す取組に関する具体的な方策等にも、文化芸術各分野領域からの検討が求められる。

これらを念頭に置きながら、諮問に応じていく。

3) 作業過程

3) -1 審議会による素案の精査

令和7年11月21日、第2回牛久市文化芸術振興審議会において、教育委員会より「牛久市文化芸術基本条例」について、逐条解説があった。ここでは、これまでの牛久市文化芸術条例を全面的に改定し、文化芸術活動の自主性と創造性を尊重する内容が明記されること、市民、文化芸術団体、学校、事業者の役割を明らかにし、市全体で文化芸術活動を発展させることを目指していること、高齢者や障害者の地域活動の充実、多文化共生、人材育成、情報収集発信などが新たに盛り込まれる予定であること、などが強調された。これは、作業対象となる第2次「牛久市文化芸術推進基本計画」の法的裏付けとなるものである。

続いて、教育委員会による第2次「牛久市文化芸術推進基本計画」のベースとなる素案が示された。担当課を中心に、(株)フジヤマ都市・地域創造部の支援のもと、現行の「牛久市文化芸術振興基本計画」を国の「文化芸術基本法」の理念や改訂趣旨に、より則したものに加筆修整されたものとなっている。ここでは、教育委員会には上位計画「牛久市教育振興基本計画」があること、新しい条例に基づく文化芸術に特化した基本計画の策定が求められていることなどが強調された。

なお、現行の「牛久市文化芸術振興基本計画」では、「振興」の段階にあったが、次期は「推進」の段階にあるとの認識から、それに応じた基本計画の名称となっているとのことであった。

当審議会の作業として、ここで示された第2次「牛久市文化芸術推進基本計画」のベースとなる素案に関して、審議委員各位の専門的知見から、加筆すべき内容、修整すべき内容、削除すべき内容等々、精査を加えていくことになる。

会議席上では、各委員から以下のような発言があった。(一部)

・審議会として、これまでの課題を踏まえ、基本計画に反映することが重要である。特に文化芸術施設の整備につい

ては、既存施設の活用だけでなく、新設や機能強化も視野に入れるべきだという意見がある。市民ギャラリーや美術館など、障害者や子どもを含む誰もが利用しやすい文化活動拠点を将来的な目標として盛り込むことが望ましい。計画案では「活用」という表現が既存施設の利用に限定される印象を与えるため、「整備」という言葉の使用も検討すべき。文化芸術施設は、医療・福祉・教育との連携や、安心して過ごせるスペースの設置など、現代のニーズに対応した機能を備えることで、文化芸術活動の裾野を広げ、誰もが親しみやすい環境を実現できると考えられる。

- ・市民文化祭の参加状況や団体数、人員などのデータが基本計画に正確に反映されていないため、最新情報を盛り込むべき。また、文化協会に未加入の団体や地域サークルなど、市民の文化活動全体の実態を行政が把握し、計画に反映することが重要。文化協会の参加団体は減少傾向にあり、参加機会の創出も課題であるため、現状を正確に把握し、議論の材料とする必要がある。
- ・若い世代の意見を取り入れたいと常に考えている。基本計画にどう反映するかは難しいが、若者の発想には新しい視点があり、今後の文化活動に活かしたい。例えば、若者だけで構成する集まりや委員会を設けることで、新しい文化芸術のあり方を生み出せる可能性があると感じている。

各委員による精査は、慎重かつ丁寧な作業が求められることから、十分な時間を確保するため、あらためて後日文書にて提起することを確認した。

令和7年12月25日、第3回牛久市文化芸術振興審議会において、当初の素案に修正が加えられた原案が示され、修整箇所に関する詳細な説明を受ける。これは、第2回牛久市文化芸術振興審議後に、各委員から提起された文書をもとに、教育委員会内プロジェクトチームにおける熟議を経て、適宜修正されたものである。

これをもとに、各委員からの活発な意見が交わされ、次の段階の原案に反映すべき課題として確認された。

また教育長からは、若い世代との連携の模索が重要との認識であること、将来ビジョン不足の認識であること、などの発言もあり、次の段階の原案に生かすべく、8年後の牛久の文化芸術の姿に対する期待や見解等について、当審議会への投げかけがあった。これは、作業対象である第2次「牛久市文化芸術推進基本計画」によって、どのような未来を目指すべきかということであると解釈した。

この投げかけを受け、次の段階の原案に向け、十分な時間を確保した上で、当審議会各委員からの見解を、後日文書にて提起することを確認した。

令和8年3月4日、第4回牛久市文化芸術振興審議会において、第3回文化芸術振興審議会の開催後に委員から提出された「8年後に目指す将来像」に関する提言と、その反映状況についての詳細な説明があった。これは、それら提言を受けての、教育委員会内プロジェクトチームにおける熟議の結果によるものである。

これによる修正箇所は、以下のようなものが挙げられる。(一部)

- ・8 ページ：「文化芸術の定義」に関して、現代における文化の多様性を重視し、メディアコンテンツと伝統的な文化芸術等の調和を図る内容を追加。
- ・22 ページ：「観光・まちづくりとの連携」の項目に、市民一人ひとりが享受する経験や体験が重要な財産であり、地域文化として発展することで市民の文化力を高める内容を追加。
- ・24 ページ：「目指すべき将来像」として、文化芸術は心の豊かさや潤いをもたらす力を持つことを追加。
- ・29 ページ：「文化芸術活動団体の支援、団体間の連携強化」について、中央生涯学習センターを拠点として展開している取り組みについての記述を追加。
- ・33 ページ：「行政の役割」の項目に、文化芸術推進のための人材配置や、特に専門的知識及び技能を有する人材の配置について追加。また、文化芸術に関する調査や団体との定期的な意見交換の場を設けることについても言及。

- ・34ページ：「学校の役割」として、地域固有の文化資源を活用した取り組みや、子どもたちが継続的に文化芸術に触れる機会の提供、家庭における文化芸術の関心を高める内容を追加。
- ・37ページ：「情報発信の強化」について、ネットワークを活用した具体的なメディアの活用や、文化芸術の情報が幅広い世代に届く仕組みを構築する内容を追加。

審議会席上では、さらに個別的事案についての発言がいくつかあったが、結論として当審議会は、修正箇所について了承した。

3) -2 諸文化団体に対する意見聴取

教育委員会では、第2次「牛久市文化芸術推進基本計画」の策定に当たり、市内関係団体にアンケートを行い、そこでの見解等も集約されている。当審議会では、第3回牛久市文化芸術振興審議会(令和7年12月25日)において、これらの報告を受けている。

会議席上では、各委員から以下のような発言があった。(一部)

- ・アンケート回答者の年代が高齢者に偏っているのではないか。若い世代の意見も吸い上げる工夫が必要である。各団体に若い構成員からの回答も求めるべきと考える。
- ・アンケート結果が文化芸術関係団体の総意であるかのような錯覚を与えないよう注意すべき。既存の市民満足度調査のデータも活用してはどうか。
- ・高校生など若い世代の文化芸術活動の把握と意見収集が必要。文化祭などでの発表時に感想や意見を収集するシステムの導入はどうか。

教育委員会からは、このアンケート結果は、基本計画の巻末資料として団体数、構成人数、年齢層など基本的なデータを中心に抜粋して掲載予定であることや、次回のアンケートでは、より幅広い年代からの意見収集を検討していることが説明された。

3) -3 パブリックコメントによる市民への意見聴取

令和7年12月25日の第3回牛久市文化芸術振興審議会において当審議会は、教育委員会より、1月にパブリックコメントを実施予定であること、そこでの諸見解に関して検討すべく2月中旬に取りまとめを行うこと、その結果を受けて第4回文化芸術振興審議会(令和8年3月4日)で最終決定を行う予定であることなどの説明を受けている。

予定に従い、令和8年1月23日～2月20日の期間、この作業が行われ、3名の市民から38件の意見が聴取されている。それらの詳細な内容に関して、当審議会は第4回文化芸術振興審議会(令和8年3月4日)において報告を受けている。

これらを原案の草稿に反映すべきかどうかについて、教育委員会内プロジェクトチームでの熟議がなされた結果、計画全体の修正よりも運用面で参考にすべき内容であるとの判断から、修正は行わないという結論に至った旨、説明があった。

当審議会では、この判断を尊重すべきという結論に至った。ただし、パブリックコメントによる市民からの意見の中には、深い洞察を感じさせるものも含まれることから、さらなる問い合わせに備えた明確な回答の準備を、担当課にお願いした。また、運用の際には、これらの意見をも念頭に置かれることを期待するものである。

3) -4 第2次「牛久市文化芸術推進基本計画」(案)の完成

以上のような作業過程を経て、第2次「牛久市文化芸術推進基本計画」の案が完成した。

文化芸術各分野から人選された委員による専門的知見をもって、当審議会が審議すべき内容について、さまざまな提言を行い、それらが反映された第2次「牛久市文化芸術推進基本計画」策定の第一歩となる案が完成することとなった。

4) 総括と展望

教育長、教育委員会担当課、プロジェクトチーム、支援コンサルタント等、行政側のこれまでの知見や経験をもとにした土台に、本市の将来の文化芸術の在りようや存在意義等について、当文化芸術審議会における専門的見解を加味し、現行の「文化芸術基本法」に準拠した、現状で可能な限りの、本市ならではの推進計画案になったのではないかと、関係組織として自負するものであるが、計画は計画であり、これからの8年間、本計画がどれだけ遂行、実現されるかが重要となろう。

もとより文化芸術という世界は、市民の力を最も有効に街づくりに反映できるものであり、市民ひとりひとりがそれぞれの人生で培ってきた文化力の集積は、この街ならではの文化として、地域社会を変貌させる力を有しているものである。

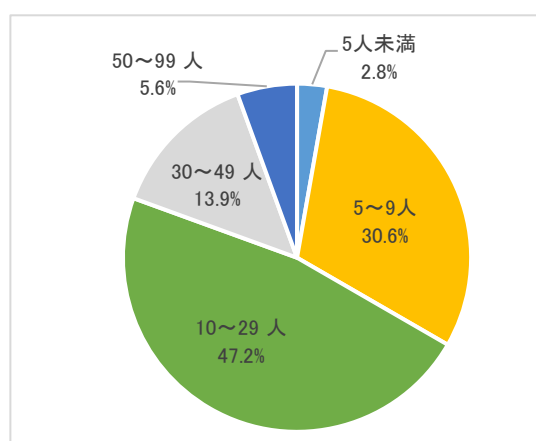
今般の第2次「牛久市文化芸術推進基本計画」(案)の、正式な実現を願うとともに、本計画の及ぶ期間における、計画の遂行・実現にも、会として期待するとともに、できる限りご支援させていただきたいと思うところである。

関係団体アンケート調査結果

令和7年（2025）11月～12月に、牛久市内で活動する文化芸術団体 61 団体を対象に文化芸術活動に関するアンケートを実施し、36 団体（回収率 59.0%）から回答を得た。主な結果は以下の通り。（「N」は、各問の有効回答者数を示す。）

問 団体の構成員は何人ですか？（N=36）

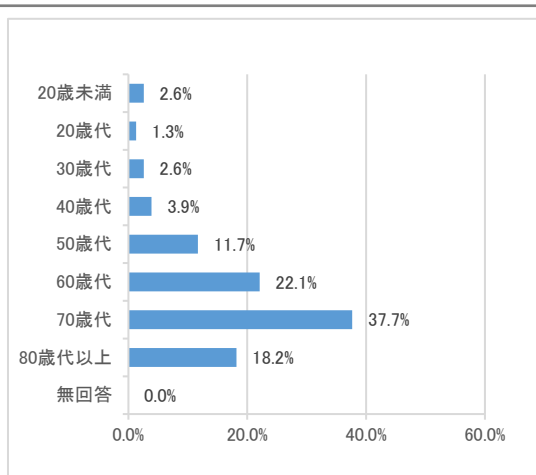
	項目名	件数	構成比
1	5人未満	1	2.8%
2	5～9人	11	30.6%
3	10～29人	17	47.2%
4	30～49人	5	13.9%
5	50～99人	2	5.6%
6	100人以上	0	0.0%
	無回答	0	0.0%
	総計	36	100.0%



構成員数は「10～29人」の団体が最も多く、全体の47.2%（17団体）を占めている。次いで「5～9人」が30.6%（11団体）であり、5人未満や50人以上の大規模団体は少数である。比較的小規模な団体が多い傾向が見られる。

問 どの年代が中心となって団体を運営していますか？（複数回答可）（N=36）

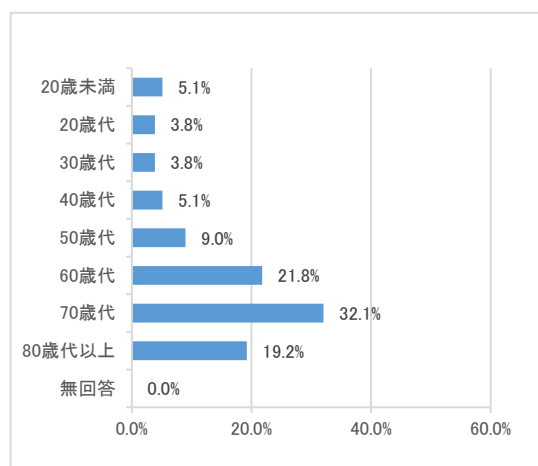
	項目名	件数	構成比
1	20歳未満	2	2.6%
2	20歳代	1	1.3%
3	30歳代	2	2.6%
4	40歳代	3	3.9%
5	50歳代	9	11.7%
6	60歳代	17	22.1%
7	70歳代	29	37.7%
8	80歳代以上	14	18.2%
	無回答	0	0.0%
	総計	77	100.0%



運営の中心は「70歳代」が37.7%（29件）、「60歳代」が22.1%（17件）と高齢層が中心であり、高齢化が進行している。

問 どの年代が中心となって活動していますか？（複数回答可）（N=36）

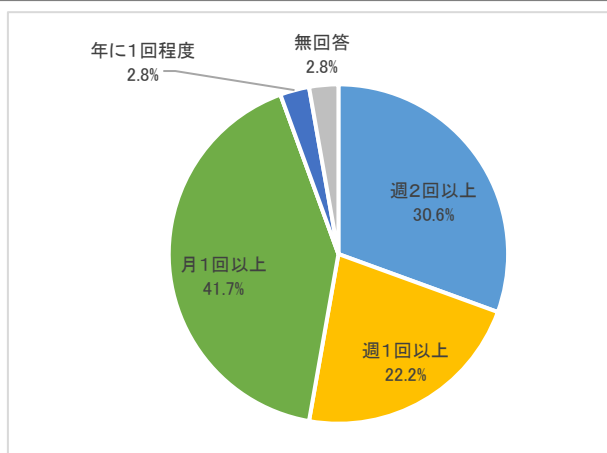
	項目名	件数	構成比
1	20歳未満	4	5.1%
2	20歳代	3	3.8%
3	30歳代	3	3.8%
4	40歳代	4	5.1%
5	50歳代	7	9.0%
6	60歳代	17	21.8%
7	70歳代	25	32.1%
8	80歳代以上	15	19.2%
	無回答	0	0.0%
	総計	78	100.0%



活動の中心は「70歳代」32.1%（25件）、「60歳代」21.8%（17件）となっており、問2と同様に高齢化が進行している。

問 どれくらいの頻度で活動されていますか？（N=36）

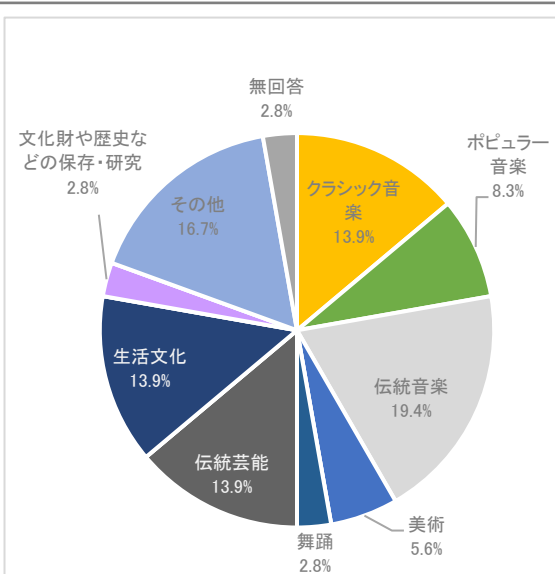
	項目名	件数	構成比
1	週2回以上	11	30.6%
2	週1回以上	8	22.2%
3	月1回以上	15	41.7%
4	半年に1回程度	0	0.0%
5	年に1回程度	1	2.8%
	無回答	1	2.8%
	総計	36	100.0%



「月1回以上」活動している団体が41.7%（15団体）と最も多く、「週2回以上」30.6%（11団体）、「週1回以上」22.2%（8団体）である。定期的かつ活発に活動している団体も一定数存在する。

問 団体の活動は、どの分野に当てはまりますか？（N=36）

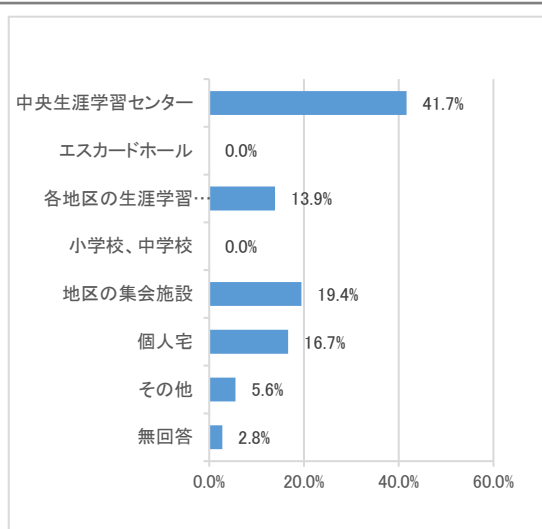
	項目名	件数	構成比
1	文学	0	0.0%
2	クラシック音楽	5	13.9%
3	ポピュラー音楽	3	8.3%
4	伝統音楽	7	19.4%
5	美術	2	5.6%
6	演劇	0	0.0%
7	舞踊	1	2.8%
8	メディア芸術	0	0.0%
9	伝統芸能	5	13.9%
10	芸能	0	0.0%
11	生活文化	5	13.9%
12	国民娯楽	0	0.0%
13	文化財や歴史などの保存・研究	1	2.8%
14	地域文化	0	0.0%
15	その他	6	16.7%
	無回答	1	2.8%
	総計	36	100.0%



「伝統音楽」19.4%、「クラシック音楽」13.9%、「伝統芸能」13.9%、「生活文化」13.9%、「ポピュラー音楽」8.3%など、多様な分野で活動が行われている。

問 普段の活動を行っている場所は、主にどのような施設ですか？（N=36）

	項目名	件数	構成比
1	中央生涯学習センター	15	41.7%
2	エスカードホール	0	0.0%
3	各地区の生涯学習センター	5	13.9%
4	小学校、中学校	0	0.0%
5	地区の集会施設	7	19.4%
6	個人宅	6	16.7%
7	その他	2	5.6%
	無回答	1	2.8%
	総計	36	100.0%

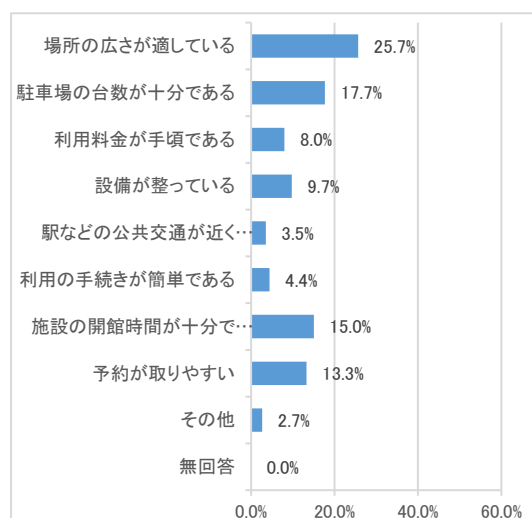


「中央生涯学習センター」を利用している団体が 41.7%（15 団体）と最も多く、次いで「地区の集会施設」19.4%（7 団体）、「個人宅」16.7%（6 団体）が挙げられる。

問 活動を行う場所を選ぶ際、重視していることは何ですか？（複数回答可）

(N=36)

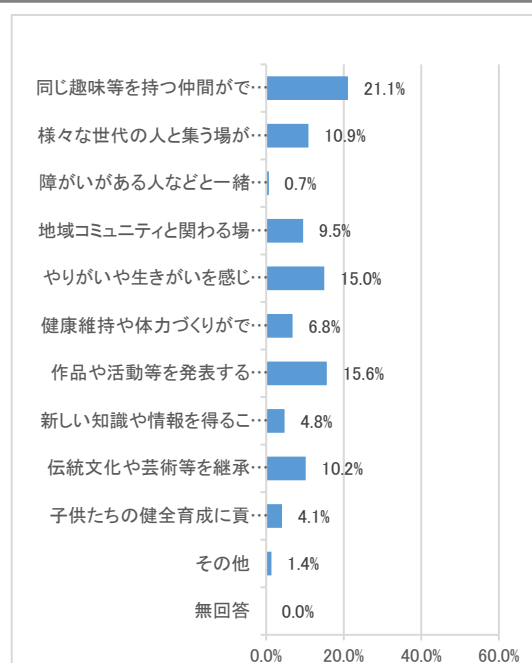
	項目名	件数	構成比
1	場所の広さが適している	29	25.7%
2	駐車場の台数が十分である	20	17.7%
3	利用料金が手頃である	9	8.0%
4	設備が整っている	11	9.7%
5	駅などの公共交通が近くアクセスしやすい	4	3.5%
6	利用の手続きが簡単である	5	4.4%
7	施設の開館時間が十分である	17	15.0%
8	予約が取りやすい	15	13.3%
9	その他	3	2.7%
	無回答	0	0.0%
	総計	113	100.0%



「場所の広さが適している」25.7%（29件）、「駐車場の台数が十分」17.7%（20件）、「施設の開館時間が十分」15.0%（17件）、「予約が取りやすい」13.3%（15件）などが重視されている。

問 活動していて良かったことはありますか？（複数回答可）（N=36）

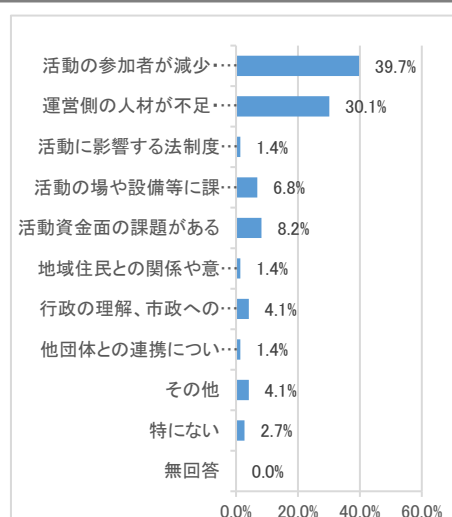
	項目名	件数	構成比
1	同じ趣味等を持つ仲間ができた	31	21.1%
2	様々な世代の人と集う場ができた	16	10.9%
3	障がいがある人などと一緒に活動する場ができた	1	0.7%
4	地域コミュニティに関わる場ができた	14	9.5%
5	やりがいや生きがいを感じる場ができた	22	15.0%
6	健康維持や体力づくりができた	10	6.8%
7	作品や活動等を発表する場ができた	23	15.6%
8	新しい知識や情報を得ることができた	7	4.8%
9	伝統文化や芸術等を継承することができた	15	10.2%
10	子供たちの健全育成に貢献することができた	6	4.1%
11	その他	2	1.4%
	無回答	0	0.0%
	総計	147	100.0%



「同じ趣味等を持つ仲間ができた」21.1%（31件）、「やりがいや生きがいを感じる場ができた」15.0%（22件）、「作品や活動等を発表する場ができた」15.6%（23件）などが多く挙げられている。

問 活動に際して、直面している課題はありますか？（複数回答可）（N=36）

	項目名	件数	構成比
1	活動の参加者が減少・固定化している	29	39.7%
2	運営側の人材が不足・高齢化している	22	30.1%
3	活動に影響する法制度上の課題がある	1	1.4%
4	活動の場や設備等に課題がある	5	6.8%
5	活動資金面の課題がある	6	8.2%
6	地域住民との関係や意識面で課題がある	1	1.4%
7	行政の理解、市政への反映上の課題がある	3	4.1%
8	他団体との連携について課題がある	1	1.4%
9	その他	3	4.1%
10	特にない	2	2.7%
	無回答	0	0.0%
	総計	73	100.0%



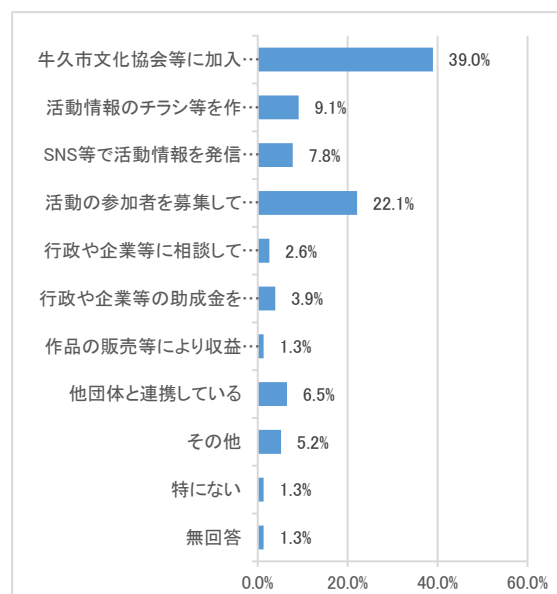
「活動の参加者が減少・固定化している」39.7%（29件）、「運営側の人材が不足・高齢化している」30.1%（22件）が主な課題である。

法制度、場や設備、資金といった面で課題を感じている団体は比較的少ない。

問 課題解決のため、どのような取組や対策等を行っていますか？

（複数回答可）（N=36）

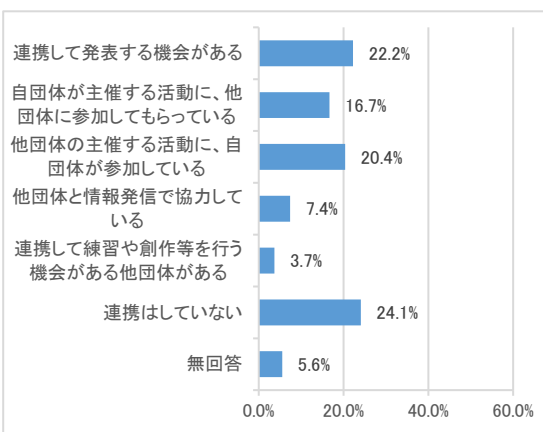
	項目名	件数	構成比
1	牛久市文化協会等に参加している	30	39.0%
2	活動情報のチラシ等を作成して配布している	7	9.1%
3	SNS等で活動情報を発信している	6	7.8%
4	活動の参加者を募集している	17	22.1%
5	行政や企業等に相談している	2	2.6%
6	行政や企業等の助成金を活用している	3	3.9%
7	作品の販売等により収益を得ている	1	1.3%
8	他団体と連携している	5	6.5%
9	その他	4	5.2%
10	特にない	1	1.3%
	無回答	1	1.3%
	総計	77	100.0%



「牛久市文化協会等に参加している」39.0%（30件）、「活動の参加者を募集している」22.1%（17件）などの取組が行われている。

問 活動する上で連携している団体はありますか？（複数回答可）（N=36）

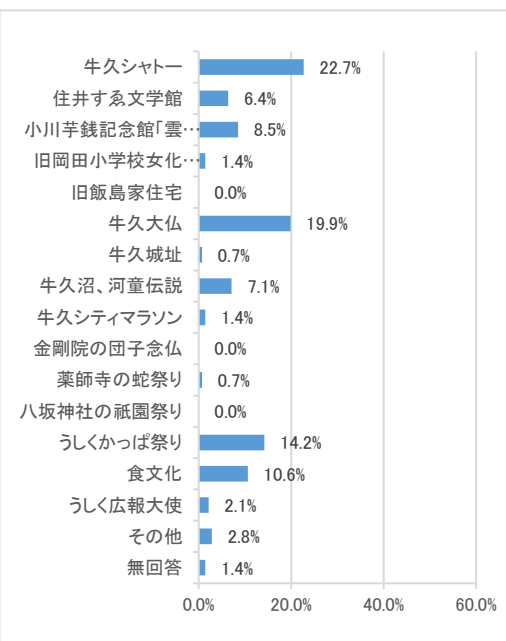
	項目名	件数	構成比
1	連携して発表する機会がある	12	22.2%
2	自団体が主催する活動に、他団体に参加してもらっている	9	16.7%
3	他団体の主催する活動に、自団体が参加している	11	20.4%
4	他団体と情報発信で協力している	4	7.4%
5	連携して練習や創作等を行う機会がある他団体がある	2	3.7%
6	連携はしていない	13	24.1%
	無回答	3	5.6%
	総計	54	100.0%



他団体との連携をしていない団体が 24.1%（13 団体）と最も多いが、「連携して発表する機会がある」22.2%（12 団体）、「他団体の主催する活動に自団体が参加している」20.4%（11 団体）、「自団体が主催する活動に他団体に参加してもらっている」16.7%（9 団体）など、一定数の団体が発表や活動を通じて連携を行っている。

問 牛久市の個性や魅力を効果的に発信できる文化芸術資源は何だと思いますか？（複数回答可）（N=36）

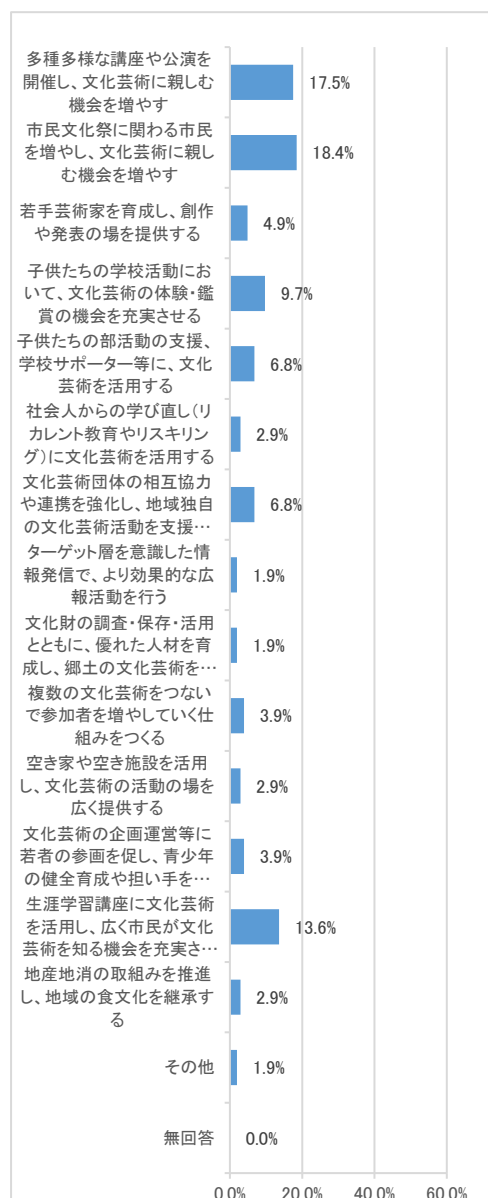
	項目名	件数	構成比
1	牛久シャトー	32	22.7%
2	住井すゑ文学館	9	6.4%
3	小川芋銭記念館「雲魚亭」	12	8.5%
4	旧岡田小学校女化分校校舎	2	1.4%
5	旧飯島家住宅	0	0.0%
6	牛久大仏	28	19.9%
7	牛久城址	1	0.7%
8	牛久沼、河童伝説	10	7.1%
9	牛久シティマラソン	2	1.4%
10	金剛院の団子念仏	0	0.0%
11	薬師寺の蛇祭り	1	0.7%
12	八坂神社の祇園祭り	0	0.0%
13	うしくっば祭り	20	14.2%
14	食文化	15	10.6%
15	うしく広報大使	3	2.1%
16	その他	4	2.8%
	無回答	2	1.4%
	総計	141	100.0%



牛久市の個性や魅力を効果的に発信できる文化芸術資源としては、「牛久シャトー」が 22.7%（32 件）と最も多く挙げられている。次いで「牛久大仏」が 19.9%（28 件）、「うしくっば祭り」が 14.2%（20 件）、「食文化」が 10.6%（15 件）、「小川芋銭記念館「雲魚亭」」が 8.5%（12 件）、「牛久沼、河童伝説」が 7.1%（10 件）などが続いている。

問 牛久市の文化芸術資源を、まちづくりや地域活性化などにどのように活かしていったらよいと思いますか？（複数回答可）（N=36）

	項目名	件数	構成比
1	多種多様な講座や公演を開催し、文化芸術に親しむ機会を増やす	18	17.5%
2	市民文化祭に関わる市民を増やし、文化芸術に親しむ機会を増やす	19	18.4%
3	若手芸術家を育成し、創作や発表の場を提供する	5	4.9%
4	子供たちの学校活動において、文化芸術の体験・鑑賞の機会を充実させる	10	9.7%
5	子供たちの部活動の支援、学校サポーター等に、文化芸術を活用する	7	6.8%
6	社会人からの学び直し（リカレント教育やリスキリング）に文化芸術を活用する	3	2.9%
7	文化芸術団体の相互協力や連携を強化し、地域独自の文化芸術活動を支援する	7	6.8%
8	ターゲット層を意識した情報発信で、より効果的な広報活動を行う	2	1.9%
9	文化財の調査・保存・活用とともに、優れた人材を育成し、郷土の文化芸術を後世に伝える	2	1.9%
10	複数の文化芸術をつないで参加者を増やしていく仕組みをつくる	4	3.9%
11	空き家や空き施設を活用し、文化芸術の活動の場を広く提供する	3	2.9%
12	文化芸術の企画運営等に若者の参画を促し、青少年の健全育成や担い手を育成する	4	3.9%
13	生涯学習講座に文化芸術を活用し、広く市民が文化芸術を知る機会を充実させる	14	13.6%
14	地産地消の取組みを推進し、地域の食文化を継承する	3	2.9%
15	その他	2	1.9%
	無回答	0	0.0%
	総計	103	100.0%



文化芸術資源の活用方策としては、「市民文化祭に関わる市民を増やし、文化芸術に親しむ機会を増やす」が18.4%（19件）、「多種多様な講座や公演を開催し、文化芸術に親しむ機会を増やす」が17.5%（18件）、「生涯学習講座に文化芸術を活用し、広く市民が文化芸術を知る機会を充実させる」が13.6%（14件）となっている。その他にも、「子供たちの学校活動において文化芸術の体験・鑑賞の機会を充実させる」9.7%（10件）、「若手芸術家を育成し、創作や発表の場を提供する」4.9%（5件）など、多様な提案が挙げられている。

文化芸術基本法

平成十三年
法律第四百四十八号

文化芸術を創造し、享受し、文化的な環境の中で生きる喜びを見出すことは、人々の変わらない願いである。また、文化芸術は、人々の創造性をはぐくみ、その表現力を高めるとともに、人々の心のつながりや相互に理解し尊重し合う土壌を提供し、多様性を受け入れることができる心豊かな社会を形成するものであり、世界の平和に寄与するものである。更に、文化芸術は、それ自体が固有の意義と価値を有するとともに、それぞれの国やそれぞれの時代における国民共通のよりどころとして重要な意味を持ち、国際化が進展する中において、自己認識の基点となり、文化的な伝統を尊重する心を育てるものである。

我々は、このような文化芸術の役割が今後においても変わることなく、心豊かな活力ある社会の形成にとって極めて重要な意義を持ち続けると確信する。

しかるに、現状をみるに、経済的な豊かさの中にありながら、文化芸術がその役割を果たすことができるような基盤の整備及び環境の形成は十分な状態にあるとはいえない。二十一世紀を迎えた今、文化芸術により生み出される様々な価値を生かして、これまで培われてきた伝統的な文化芸術を継承し、発展させるとともに、独創性のある新たな文化芸術の創造を促進することは、我々に課された緊要な課題となっている。

このような事態に対処して、我が国の文化芸術の振興を図るためには、文化芸術の礎たる表現の自由の重要性を深く認識し、文化芸術活動を行う者の自主性を尊重することを旨としつつ、文化芸術を国民の身近なものとし、それを尊重し大切にしよう包括的に施策を推進していくことが不可欠である。

ここに、文化芸術に関する施策についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、文化芸術が人間に多くの恵沢をもたらすものであることに鑑み、文化芸術に関する施策に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、文化芸術に関する施策の基本となる事項を定めることにより、文化芸術に関する活動（以下「文化芸術活動」という。）を行う者（文化芸術活動を行う団体を含む。以下同じ。）の自主的な活動の促進を旨として、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第二条 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者の自主性が十

分に尊重されなければならない。

- 2 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者の創造性が十分に尊重されるとともに、その地位の向上が図られ、その能力が十分に発揮されるよう考慮されなければならない。
- 3 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることに鑑み、国民がその年齢、障害の有無、経済的な状況又は居住する地域にかかわらず等しく、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるような環境の整備が図られなければならない。
- 4 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、我が国及び世界において文化芸術活動が活発に行われるような環境を醸成することを旨として文化芸術の発展が図られるよう考慮されなければならない。
- 5 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、多様な文化芸術の保護及び発展が図られなければならない。
- 6 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、地域の人々により主体的に文化芸術活動が行われるよう配慮するとともに、各地域の歴史、風土等を反映した特色ある文化芸術の発展が図られなければならない。
- 7 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、我が国の文化芸術が広く世界へ発信されるよう、文化芸術に係る国際的な交流及び貢献の推進が図られなければならない。
- 8 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、乳幼児、児童、生徒等に対する文化芸術に関する教育の重要性に鑑み、学校等、文化芸術活動を行う団体（以下「文化芸術団体」という。）、家庭及び地域における活動の相互の連携が図られるよう配慮されなければならない。
- 9 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者その他広く国民の意見が反映されるよう十分配慮されなければならない。
- 10 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用することが重要であることに鑑み、文化芸術の固有の意義と価値を尊重しつつ、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策との有機的な連携が図られるよう配慮されなければならない。

（国の責務）

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、文化芸術に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、文化芸術に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の関心及び理解）

第五条 国は、現在及び将来の世代にわたって人々が文化芸術を創造し、享受することができるとともに、文化芸術が将来にわたって発展するよう、国民の文化芸術に対する関

心及び理解を深めるように努めなければならない。

(文化芸術団体の役割)

第五条の二 文化芸術団体は、その実情を踏まえつつ、自主的かつ主体的に、文化芸術活動の充実を図るとともに、文化芸術の継承、発展及び創造に積極的な役割を果たすよう努めなければならない。

(関係者相互の連携及び協働)

第五条の三 国、独立行政法人、地方公共団体、文化芸術団体、民間事業者その他の関係者は、基本理念の実現を図るため、相互に連携を図りながら協働するよう努めなければならない。

(法制上の措置等)

第六条 政府は、文化芸術に関する施策を実施するため必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならない。

第二章 文化芸術推進基本計画等

(文化芸術推進基本計画)

第七条 政府は、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、文化芸術に関する施策に関する基本的な計画（以下「文化芸術推進基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 文化芸術推進基本計画は、文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な事項その他必要な事項について定めるものとする。
- 3 文部科学大臣は、文化審議会の意見を聴いて、文化芸術推進基本計画の案を作成するものとする。
- 4 文部科学大臣は、文化芸術推進基本計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の施策に係る事項について、第三十六条に規定する文化芸術推進会議において連絡調整を図るものとする。
- 5 文部科学大臣は、文化芸術推進基本計画が定められたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 前三項の規定は、文化芸術推進基本計画の変更について準用する。

(地方文化芸術推進基本計画)

第七条の二 都道府県及び市（特別区を含む。第三十七条において同じ。）町村の教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十三条第一項の条例の定めるところによりその長が同項第三号に掲げる事務を管理し、及び執行することとされた地方公共団体（次項において「特定地方公共団体」という。）にあっては、その長）は、文化芸術推進基本計画を参酌して、その地方の実情に即した文化芸術の推進に関する計画（次項及び第三十七条において「地方文化芸術推進基本計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

- 2 特定地方公共団体の長が地方文化芸術推進基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、当該特定地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。

第三章 文化芸術に関する基本的施策

(芸術の振興)

第八条 国は、文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他の芸術（次条に規定するメディア芸術を除く。）の振興を図るため、これらの芸術の公演、展示等への支援、これらの芸術の制作等に係る物品の保存への支援、これらの芸術に係る知識及び技能の継承への支援、芸術祭等の開催その他の必要な施策を講ずるものとする。

(メディア芸術の振興)

第九条 国は、映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術（以下「メディア芸術」という。）の振興を図るため、メディア芸術の制作、上映、展示等への支援、メディア芸術の制作等に係る物品の保存への支援、メディア芸術に係る知識及び技能の継承への支援、芸術祭等の開催その他の必要な施策を講ずるものとする。

(伝統芸能の継承及び発展)

第十条 国は、雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、組踊その他の我が国古来の伝統的な芸能（以下「伝統芸能」という。）の継承及び発展を図るため、伝統芸能の公演、これに用いられた物品の保存等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(芸能の振興)

第十一条 国は、講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能（伝統芸能を除く。）の振興を図るため、これらの芸能の公演、これに用いられた物品の保存等への支援、これらの芸能に係る知識及び技能の継承への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(生活文化の振興並びに国民娯楽及び出版物等の普及)

第十二条 国は、生活文化（茶道、華道、書道、食文化その他の生活に係る文化をいう。）の振興を図るとともに、国民娯楽（囲碁、将棋その他の国民的娯楽をいう。）並びに出版物及びレコード等の普及を図るため、これらに関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文化財等の保存及び活用)

第十三条 国は、有形及び無形の文化財並びにその保存技術（以下「文化財等」という。）の保存及び活用を図るため、文化財等に関し、修復、防災対策、公開等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地域における文化芸術の振興等)

第十四条 国は、各地域における文化芸術の振興及びこれを通じた地域の振興を図るため、各地域における文化芸術の公演、展示、芸術祭等への支援、地域固有の伝統芸能及び民俗芸能（地域の人々によって行われる民俗的な芸能をいう。）に関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国際交流等の推進)

第十五条 国は、文化芸術に係る国際的な交流及び貢献の推進を図ることにより、我が国及び世界の文化芸術活動の発展を図るため、文化芸術活動を行う者の国際的な交流及び芸術祭その他の文化芸術に係る国際的な催しの開催又はこれへの参加、海外における我が国の文化芸術の現地の言語による展示、公開その他の普及への支援、海外の文化遺産

の修復に関する協力、海外における著作権に関する制度の整備に関する協力、文化芸術に関する国際機関等の業務に従事する人材の養成及び派遣その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、前項の施策を講ずるに当たっては、我が国の文化芸術を総合的に世界に発信するよう努めなければならない。

(芸術家等の養成及び確保)

第十六条 国は、文化芸術に関する創造的活動を行う者、伝統芸能の伝承者、文化財等の保存及び活用に関する専門的知識及び技能を有する者、文化芸術活動に関する企画又は制作を行う者、文化芸術活動に関する技術者、文化施設の管理及び運営を行う者その他の文化芸術を担う者（以下「芸術家等」という。）の養成及び確保を図るため、国内外における研修、教育訓練等の人材育成への支援、研修成果の発表の機会の確保、文化芸術に関する作品の流通の促進、芸術家等の文化芸術に関する創造的活動等の環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文化芸術に係る教育研究機関等の整備等)

第十七条 国は、芸術家等の養成及び文化芸術に関する調査研究の充実を図るため、文化芸術に係る大学その他の教育研究機関等の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国語についての理解)

第十八条 国は、国語が文化芸術の基盤をなすことにかんがみ、国語について正しい理解を深めるため、国語教育の充実、国語に関する調査研究及び知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

(日本語教育の充実)

第十九条 国は、外国人の我が国の文化芸術に関する理解に資するよう、外国人に対する日本語教育の充実を図るため、日本語教育に従事する者の養成及び研修体制の整備、日本語教育に関する教材の開発、日本語教育を行う機関における教育の水準の向上その他の必要な施策を講ずるものとする。

(著作権等の保護及び利用)

第二十条 国は、文化芸術の振興の基盤をなす著作権者の権利及びこれに隣接する権利（以下この条において「著作権等」という。）について、著作権等に関する内外の動向を踏まえつつ、著作権等の保護及び公正な利用を図るため、著作権等に関する制度及び著作物の適正な流通を確保するための環境の整備、著作権等の侵害に係る対策の推進、著作権等に関する調査研究及び普及啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国民の鑑賞等の機会の充実)

第二十一条 国は、広く国民が自主的に文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会の充実を図るため、各地域における文化芸術の公演、展示等への支援、これらに関する情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(高齢者、障害者等の文化芸術活動の充実)

第二十二条 国は、高齢者、障害者等が行う文化芸術活動の充実を図るため、これらの者の行う創造的活動、公演等への支援、これらの者の文化芸術活動が活発に行われるよう

な環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(青少年の文化芸術活動の充実)

第二十三条 国は、青少年が行う文化芸術活動の充実を図るため、青少年を対象とした文化芸術の公演、展示等への支援、青少年による文化芸術活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(学校教育における文化芸術活動の充実)

第二十四条 国は、学校教育における文化芸術活動の充実を図るため、文化芸術に関する体験学習等文化芸術に関する教育の充実、芸術家等及び文化芸術団体による学校における文化芸術活動に対する協力への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(劇場、音楽堂等の充実)

第二十五条 国は、劇場、音楽堂等の充実を図るため、これらの施設に関し、自らの設置等に係る施設の整備、公演等への支援、芸術家等の配置等への支援、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(美術館、博物館、図書館等の充実)

第二十六条 国は、美術館、博物館、図書館等の充実を図るため、これらの施設に関し、自らの設置等に係る施設の整備、展示等への支援、芸術家等の配置等への支援、文化芸術に関する作品等の記録及び保存への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地域における文化芸術活動の場の充実)

第二十七条 国は、国民に身近な文化芸術活動の場の充実を図るため、各地域における文化施設、学校施設、社会教育施設等を容易に利用できるようにするための措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

(公共の建物等の建築に当たっての配慮等)

第二十八条 国は、公共の建物等の建築に当たっては、その外観等について、周囲の自然的環境、地域の歴史及び文化等との調和を保つよう努めるものとする。

2 国は、公共の建物等において、文化芸術に関する作品の展示その他の文化芸術の振興に資する取組を行うよう努めるものとする。

(情報通信技術の活用の推進)

第二十九条 国は、文化芸術活動における情報通信技術の活用の推進を図るため、文化芸術活動に関する情報通信ネットワークの構築、美術館等における情報通信技術を活用した展示への支援、情報通信技術を活用した文化芸術に関する作品等の記録及び公開への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(調査研究等)

第二十九条の二 国は、文化芸術に関する施策の推進を図るため、文化芸術の振興に必要な調査研究並びに国の内外の情報の収集、整理及び提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体等への情報提供等)

第三十条 国は、地方公共団体及び民間の団体等が行う文化芸術の振興のための取組を促進するため、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(民間の支援活動の活性化等)

第三十一条 国は、個人又は民間の団体が文化芸術活動に対して行う支援活動の活性化を図るとともに、文化芸術活動を行う者の活動を支援するため、文化芸術団体が個人又は民間の団体からの寄附を受けることを容易にする等のための税制上の措置、文化芸術団体が行う文化芸術活動への支援その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(関係機関等の連携等)

第三十二条 国は、第八条から前条までの施策を講ずるに当たっては、芸術家等、文化芸術団体、学校等、文化施設、社会教育施設、民間事業者その他の関係機関等との連携が図られるよう配慮しなければならない。

2 国は、芸術家等及び文化芸術団体が、学校等、文化施設、社会教育施設、福祉施設、医療機関、民間事業者等と協力して、地域の人々が文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会を提供できるようにするよう努めなければならない。

(顕彰)

第三十三条 国は、文化芸術活動で顕著な成果を収めた者及び文化芸術の振興に寄与した者の顕彰に努めるものとする。

(政策形成への民意の反映等)

第三十四条 国は、文化芸術に関する政策形成に民意を反映し、その過程の公正性及び透明性を確保するため、芸術家等、学識経験者その他広く国民の意見を求め、これを十分考慮した上で政策形成を行う仕組みの活用等を図るものとする。

(地方公共団体の施策)

第三十五条 地方公共団体は、第八条から前条までの国の施策を勘案し、その地域の特性に応じた文化芸術に関する施策の推進を図るよう努めるものとする。

第四章 文化芸術の推進に係る体制の整備

(文化芸術推進会議)

第三十六条 政府は、文化芸術に関する施策の総合的、一体的かつ効果的な推進を図るため、文化芸術推進会議を設け、文部科学省及び内閣府、総務省、外務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省その他の関係行政機関相互の連絡調整を行うものとする。

(都道府県及び市町村の文化芸術推進会議等)

第三十七条 都道府県及び市町村に、地方文化芸術推進基本計画その他の文化芸術の推進に関する重要事項を調査審議させるため、条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くことができる。

附 則 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

牛久市文化芸術基本条例

令和8年3月31日
条例第1号

牛久市文化芸術条例（平成15年条例第2号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この条例は、文化芸術基本法（平成13年法律第148号。以下「法」という。）第4条の規定に基づき、文化芸術に関し、基本理念を定め、市の責務及び市民等の役割を明らかにするとともに、文化芸術に関する施策の基本となる事項を定めることにより、文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって心豊かで活力と魅力にあふれる地域社会の実現に寄与することを目的とする。（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 文化芸術 芸術、生活文化、文化財等その他の法に規定する文化芸術及び文化的な景観をいう。
- (2) 文化芸術活動 文化芸術を創造し、発信し、継承し、若しくは享受し、又はこれらを支える活動をいう。
- (3) 市民等 市内に在住、在勤又は在学する者及び市内で活動を行う者をいう。
- (4) 学校 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校、同法第134条に規定する各種学校その他これらに準ずる教育施設及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所その他これに準ずる施設であつて、市内に住所を有するものをいう。
- (5) 文化芸術団体 文化芸術活動を行う法人その他の団体をいう。
- (6) 事業者 市内で事業を行う個人又は法人その他の団体をいう。

2 前項に掲げるもののほか、この条例における用語の意義は、法の例による。

（基本理念）

第3条 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者の自主性及び創造性が十分に尊重されなければならない。

2 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動が活発に行われるような環境を醸成することを旨として文化芸術の発展が図られるよう考慮されなければならない。

3 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、多様な文化芸術の保護及び発展が図られなければならない。

4 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、市民等により主体的に文化芸術活動が行われるよう配慮するとともに、牛久市の歴史、風土等を反映した特色ある文化芸術の発展が図られなければならない。

5 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者その他広く市民の

意見が反映されるよう十分配慮されなければならない。

6 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、市、市民等、文化芸術団体、学校及び事業者の相互の連携が図られるよう配慮されなければならない。

7 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、創造的活動の重要性に鑑み、文化芸術の固有の意義及び価値を尊重しながら、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の分野における施策と有機的な連携が図られるよう配慮されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、実施する責務を有する。

(市民等の役割)

第5条 市民等は、基本理念にのっとり、自主的かつ主体的な文化芸術活動を通じて、文化芸術の振興を図るよう努めるものとする。

(文化芸術団体の役割)

第6条 文化芸術団体は、基本理念にのっとり、自主的かつ主体的に、文化芸術活動の充実を図るとともに、文化芸術の継承、発展及び創造に積極的な役割を果たすよう努めるものとする。

(学校の役割)

第7条 学校は、基本理念にのっとり、自主的かつ主体的に、次代の担い手である子ども及び若者の文化芸術活動を支援するとともに、文化芸術に関する体験学習等、文化芸術に親しむ機会の創出に努めるものとする。

(事業者の役割)

第8条 事業者は、基本理念にのっとり、地域社会の一員として自主的に文化芸術活動を行うとともに、市民等の文化芸術活動を支援することによって、文化芸術の振興に積極的な役割を果たすよう努めるものとする。

(文化芸術推進基本計画)

第9条 牛久市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、法第7条の2第1項及び障害者による文化芸術活動の推進に関する法律（平成30年法律第47号）第8条第1項の規定に基づき、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、文化芸術の推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めるものとする。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 文化芸術の保存、継承及び活用に関すること。
- (2) 文化芸術に関する活動を行う者の育成及び活用に関すること。
- (3) 市民の文化芸術に対する意識及び関心を高める機会の提供に関すること。
- (4) 市民の文化芸術に接する機会の拡充に関すること。
- (5) 文化芸術に係る環境の整備及び充実に関すること。
- (6) 前各号のほか文化芸術の推進に関し必要な事項

3 教育委員会は、基本計画の策定に当たっては、文化芸術活動を行う者その他市民の意見を反映させるよう努めるものとする。

4 教育委員会は、基本計画の策定に当たっては、牛久市文化芸術推進審議会の意見を聴

くものとする。

5 教育委員会は、基本計画を定めたときは、これを公表しなければならない。

6 前3項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(市民の鑑賞、参加及び創造の機会の充実)

第10条 市は、広く市民が自主的に文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会の充実を図るため、文化芸術の公演、展示等の実施その他必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(子ども及び若者の文化芸術活動の充実)

第11条 市は、次代を担う子ども及び若者が行う文化芸術活動の充実を図るため、多様な優れた文化芸術に親しむ機会の提供や、子ども及び若者による文化芸術活動への支援その他必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(高齢者、障害者等の文化芸術活動の充実)

第12条 市は、高齢者、障害者等が行う文化芸術活動の充実を図るため、これらの者の行う文化芸術活動への支援その他必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(人材育成等の充実)

第13条 市は、将来にわたり市民等の文化芸術活動を促進するため、文化芸術に関する専門的知識及び技能を有する者の育成並びに市民等と文化芸術をつなぐ役割を担う専門人材の配置その他必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(情報の収集及び発信)

第14条 市は、市民等の文化芸術活動を促進するため、文化芸術に関する情報の積極的な収集及び発信に取り組むものとする。

(審議会の設置)

第15条 法第37条の規定に基づき、牛久市文化芸術推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第16条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 基本計画の策定及び変更に関すること。
- (2) 基本計画の進捗状況の確認及び中間評価に関すること。
- (3) その他文化芸術に関する施策の推進に係る重要事項に関すること。

2 審議会は、文化芸術に関し、市長又は教育委員会に意見を述べることができる。

(組織)

第17条 審議会の委員（以下「委員」という。）は、10人以内とし、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 文化芸術団体を代表する者
- (3) 学校教育関係者
- (4) 事業者を代表する者
- (5) 市内に居住する者
- (6) その他市長が必要と認める者

(任期等)

第18条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第19条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第20条 審議会の会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数の場合は、会長の決するところによる。

(庶務)

第21条 審議会の庶務は、文化芸術主管課において処理する。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

牛久市文化財保護条例

令和 5 年 6 月 20 日
条例第 16 号

牛久市文化財保護条例(昭和 47 年条例第 24 号)の全部を改正する。

(目的)

第 1 条 この条例は、本市(以下「市」という。)の区域内にある文化財を保存し、かつ、その活用を図り、もって市民文化の向上に資することを目的とする。

(文化財の定義)

第 2 条 この条例で「文化財」とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で、歴史上又は芸術上価値の高いもの(これらのものと一体をなしてその価値を形成している土地その他の物件を含む。)並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料(以下「有形文化財」という。)
- (2) 演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で、歴史上又は芸術上価値の高いもの(以下「無形文化財」という。)
- (3) 衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗習慣、民俗芸能、民俗技術及びこれに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で、市民の生活の推移の理解のため欠くことのできないもの(以下「民俗文化財」という。)
- (4) 貝塚、古墳、城跡、旧宅その他の遺跡で歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、橋りょう、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地で芸術上又は鑑賞上価値の高いもの及び動物(生息地、繁殖地及び渡来地を含む。)、植物(自生地を含む。)及び地質鉱物(特異な自然の現象の生じている土地を含む。)で学術上価値の高いもの(以下「記念物」という。)

(市民、所有者等の心構え)

第 3 条 市民は、市がこの条例の規定に基づき行う措置に誠実に協力しなければならない。

2 文化財の所有者その他の関係者は、文化財が貴重な財産であることを自覚し、これを公共のために大切に保存するとともに、できるだけこれを公開する等その文化的活用に努めなければならない。

3 市の執行機関は、この条例の執行にあたって、関係者の所有権その他の財産権を尊重するとともに、文化財の保護と他の公益との調整に留意しなければならない。

第 2 章 市指定文化財

(指定)

第 4 条 市長は、市内に存する文化財のうち重要なものを、牛久市指定文化財(以下「市指定文化財」という。)に指定することができる。

2 市指定文化財の種別は、次に掲げるところによる。

- (1) 有形文化財

- (2) 無形文化財
- (3) 民俗文化財
 - ア 有形民俗文化財
 - イ 無形民俗文化財
- (4) 記念物
 - ア 史跡
 - イ 名勝
 - ウ 天然記念物

- 3 市長は、無形文化財又は無形民俗文化財について第1項の指定をしようとするときは、その保持者又は保持団体(無形文化財又は無形民俗文化財を保持する者が主たる構成員となっている団体で代表者の定めのあるものをいう。以下同じ。)を認定しなければならない。
- 4 市長は、第1項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ指定しようとする文化財の所有者、保持者、保持団体の代表者又は権原に基づく占有者(以下「所有者等」という。)の同意を得なければならない。ただし、所有者等が判明しないときはこの限りでない。
- 5 市長は、第1項の規定による指定又は第3項の規定による認定をしようとするときは、あらかじめ第29条に規定する牛久市文化財保護審議会の意見を聴くものとする。

(一部改正〔令和6年条例1号〕)

(解除)

第5条 市長は、市指定文化財が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その指定を解除することができる。

- (1) 市指定文化財としての価値を失ったとき。
 - (2) 市の区域内に存在しなくなったとき。
 - (3) その他特別の理由があるとき。
- 2 前条第3項の規定により認定された保持者が、心身の故障により保持者として適当でなくなったと認められる場合、保持団体はその構成員の異動のため保持団体として適当でなくなったと認められる場合その他特殊な事由があるときは、市長はその認定を解除することができる。
 - 3 第1項の規定による指定の解除又は前項の規定による認定の解除には、前条第5項の規定を準用する。
 - 4 市指定文化財について、文化財保護法(昭和25年法律第214号。以下「法」という。)による指定又は茨城県文化財保護条例(昭和51年茨城県条例第50号。以下「県条例」という。)による指定があったときは、市指定文化財の指定は解除されたものとする。
 - 5 無形文化財又は無形民俗文化財について、保持者が死亡したとき、又は保持団体が解散したとき(消滅したときを含む。以下この項及び第9条第3項において同じ。)は、当該保持者又は保持団体の認定は解除されたものとし、保持者の全てが死亡したとき、又は保持団体の全てが解散したときは、市指定文化財の指定は解除されたものとする。

(一部改正〔令和6年条例1号〕)

(告示、通知及び指定書の交付及び返還)

第6条 市長は、第4条第1項の規定による指定及び同条第3項の規定による認定並びに前条第1項、同条第2項、同条第4項及び同条第5項の規定による解除があったときは、その旨を告示するとともに、所有者等に通知しなければならない。

2 第4条第1項の規定による指定、同条第3項の規定による認定、前条第1項の規定による指定の解除及び同条第2項の規定による認定の解除は、前項の告示があった日からその効力を生ずる。

3 市長は、第4条第1項の規定による市指定文化財の指定があった場合は、当該文化財の所有者等に指定書を交付しなければならない。

4 所有者等は、前条第1項の規定による指定の解除について、第1項の規定による通知を受けたときは、速やかに前項の指定書を市長に返還しなければならない。

(一部改正〔令和6年条例1号〕)

(管理義務及び管理責任者)

第7条 市指定文化財の所有者等は、この条例及びこの条例に基づく規則等の規定に従い、市指定文化財を管理しなければならない。

2 市指定文化財の所有者等は、特別の事情があるときは、当該市指定文化財の管理の責めに任ずべき者(以下「管理責任者」という。)を選任することができる。

(譲渡の届出)

第8条 市指定文化財(無形文化財及び無形民俗文化財を除く。)の所有者は、当該市指定文化財を譲渡しようとするときは、あらかじめその旨を市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定による届出があった場合は、同項の譲渡の際に当該市指定文化財の保護に関し必要な助言及び指導を行うことができる。

(一部改正〔令和6年条例1号〕)

(所有者等の変更等の届出)

第9条 市指定文化財の所有者等又は管理責任者は、次の各号に掲げる場合は、速やかに市長にその旨を届け出なければならない。

(1) 所有者等に変更があったとき。

(2) 管理責任者を選任し、変更し、又は解任したとき。

(3) 所有者等又は管理責任者の氏名若しくは名称又は住所の変更があったとき。

(4) 市指定文化財(無形文化財及び無形民俗文化財を除く。)の全部又は一部が滅失し、若しくは破損し、又はこれを紛失し、若しくは盗み取られたとき。

(5) 市指定文化財(無形文化財及び無形民俗文化財を除く。)の所在の場所を変更しようとするとき。

2 前項第1号及び第2号の届出にあつては、関係人が連署しなければならない。

3 無形文化財又は無形民俗文化財の保持者が死亡したとき、又は保持団体が解散したときは、当該保持者の相続人又は当該保持団体の代表者であった者がその旨を届出なければならない。

(一部改正〔令和6年条例1号〕)

(所有者変更に伴う権利義務の承継)

第 10 条 市指定文化財(無形文化財及び無形民俗文化財を除く。)の所有者を変更したときは、新所有者は、当該市指定文化財に関しこの条例に基づいてする市長の勧告、指示その他の処分による旧所有者の権利義務を承継する。

2 前項の場合には、旧所有者は、当該市指定文化財の引渡しと同時にその指定書を新所有者に引き渡さなければならない。

(一部改正〔令和 6 年条例 1 号〕)

(指定管理団体による管理)

第 11 条 市指定文化財(無形文化財及び無形民俗文化財を除く。)につき所有者が判明しない場合又は所有者若しくは管理責任者による管理が著しく困難若しくは不適當であると明らかに認められる場合には、市長は、適当な団体を指定して当該市指定文化財の保存のために必要な管理(当該市指定文化財の保存のために必要な設備、施設その他の物件で当該市指定文化財の所有者の所有又は管理に属するものの管理を含む。)を行わせることができる。

2 前項の規定による指定をするには、市長はあらかじめ、当該市指定文化財の所有者及び権原に基づく占有者並びに指定しようとする団体の同意を得なければならない。ただし、当該市指定文化財の所有者が判明しない場合には、この限りでない。

3 第 1 項の規定による指定は、その旨を告示するとともに、前項に規定する所有者、占有者及び団体に通知して行う。

4 第 1 項の規定による指定には、第 4 条第 5 項の規定を準用する。

5 第 1 項の規定による指定を受けた団体(以下「指定管理団体」という。)には、第 7 条第 1 項の規定を準用する。

(一部改正〔令和 6 年条例 1 号〕)

(指定管理団体の指定の解除)

第 12 条 前条第 1 項に規定する事由が消滅した場合その他特殊な事由があるときは、市長は、指定管理団体の指定を解除することができる。

2 前項の規定による解除には、前条第 3 項及び第 6 条第 2 項の規定を準用する。

(一部改正〔令和 6 年条例 1 号〕)

(指定管理団体の管理の費用)

第 13 条 指定管理団体が行う管理に要する費用は、指定管理団体の負担とする。

2 前項の規定は、指定管理団体と所有者との協議により、管理に要する費用の全部又は一部を所有者の負担とすることを妨げるものではない。

(現状変更等の制限)

第 14 条 市指定文化財(無形文化財及び民俗文化財を除く。)に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、市長の承認を受けなければならない。ただし、現状の変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置をとる場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、規則で定める。

3 市長は、第 1 項の承認を与える場合において、その承認の条件として同項の現状の変

更又は保存に影響を及ぼす行為に関し必要な指示をすることができる。

- 4 第1項の承認を受けた者が前項の承認の条件に従わなかったときは、市長は、承認に係る現状の変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止を命じ、又は承認を取り消すことができる。

(一部改正〔令和6年条例1号〕)

(市指定有形民俗文化財の保護)

第15条 市指定有形民俗文化財(第4条第1項の規定により指定された有形民俗文化財をいう。以下同じ。)に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとする者は、あらかじめその旨を市長に届け出なければならない。

- 2 市指定有形民俗文化財の保護上必要があると認めるときは、市長は、前項の届出に係る現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為に関し必要な指示をすることができる。

(一部改正〔令和6年条例1号〕)

(修理の届出)

第16条 市指定文化財(無形文化財及び民俗文化財を除く。)を修理しようとするときは、所有者は、あらかじめその旨を市長に届け出なければならない。ただし、第14条第1項の規定による承認、第19条の規定による補助金の交付又は第20条第2項の規定による勧告を受けて修理を行う場合は、この限りでない。

(一部改正〔令和6年条例1号〕)

(環境保全)

第17条 市長は、市指定文化財(無形文化財及び無形民俗文化財を除く。)の保全のため、必要があると認めるときは、地域を定めて一定の行為を制限し、又は禁止することができる。

- 2 前項の規定による処分によって損害を受けた者に対して、市は、その通常生ずべき損害を補償する。

(一部改正〔令和6年条例1号〕)

(公開及び報告)

第18条 市長は、市指定文化財の所有者等(管理責任者がある場合はその者)に対し、当該市指定文化財の公開を勧告することができる。

- 2 市長は、必要があると認めるときは、所有者等又は管理責任者に対し、指定文化財(無形文化財及び無形民俗文化財を除く。)の現状又は管理の状況について報告を求めることができる。

(一部改正〔令和6年条例1号〕)

(補助等)

第19条 市指定文化財の管理、修理、復旧又は保存(以下「管理等」という。)につき多額の経費を要し、所有者等又は管理責任者がその負担に堪えない場合その他特別の事情がある場合には、市長は、その経費の一部に充てさせるため、市指定文化財の所有者等又は管理責任者に対し、予算の範囲内で補助金を交付し、又は相当の金額でこれを買上げることができる。

(管理又は修理に関する勧告)

第 20 条 市指定文化財(無形文化財及び無形民俗文化財を除く。)の管理が適当でないため当該指定文化財が滅失し、毀損し、又は盗み取られるおそれがあると認めるときは、市長は、所有者又は管理責任者に対し、管理方法の改善、保存施設の設置その他管理に関し必要な措置を勧告することができる。

2 市指定文化財(無形文化財及び無形民俗文化財を除く。)が毀損している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、市長は、所有者に対し、その修理について必要な勧告をすることができる。

(一部改正〔令和 6 年条例 1 号〕)

(公表)

第 21 条 市長は、前条第 1 項の規定により勧告を受けた者が正当な理由がなく当該勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。

2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ当該公表をされるべき者にその理由を通知し、かつ、意見を述べ、及び有利な証拠を提出する機会を与えるとともに、第 29 条に規定する牛久市文化財保護審議会の意見を聴かなければならない。

(一部改正〔令和 6 年条例 1 号〕)

第 3 章 市認定市民文化遺産

(認定等)

第 22 条 市長は、文化財又は文化財に準ずるもの(以下「文化財等」という。)のうち、地域に伝え残され、かつ、親しまれているものであって歴史上、芸術上、学術上若しくは鑑賞上価値のあるもの又は住民の生活の推移の理解に有用なもので保存及び活用の必要があると認めるものを所有者等の申請に基づき、牛久市認定市民文化遺産(以下「市民文化遺産」という。)に認定することができる。

2 市長は、市民文化遺産の保存及び活用のために必要な施策を実施するものとする。

3 市長は、第 1 項の規定に基づく申請のあった文化財等を市民文化遺産に認定しようとするときは、あらかじめ、第 29 条に規定する牛久市文化財保護審議会の意見を聴かなければならない。

(一部改正〔令和 6 年条例 1 号〕)

(認定の解除)

第 23 条 市長は、市民文化遺産が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その認定を解除することができる。

(1) 市民文化遺産としての価値を失ったとき。

(2) 市民文化遺産のうち無形文化財及び無形民俗文化財の所有者等である保持者が心身の故障のため保持者として適当でなくなった時。

(3) 市民文化遺産のうち無形文化財及び無形民俗文化財の所有者等である保持団体がその構成員の異動のため保持団体として適当でなくなった時。

(4) 市の区域内に存在しなくなったとき。

(5) その他特別の理由があるとき。

2 前項の規定により市民文化遺産の認定を解除する場合には、前条第 3 項の規定を準用

する。

(一部改正〔令和6年条例1号〕)

(告示、通知及び認定書の交付及び返還)

第24条 市長は、第22条第1項の規定による認定及び前条第1項の規定による解除があったときは、その旨を告示するとともに、所有者等に通知しなければならない。

2 第22条第1項の規定による認定、前条第1項の規定による認定の解除は、前項の告示があった日からその効力を生ずる。

3 市長は、第22条第1項の規定による市民文化遺産の認定があった場合は、当該市民文化遺産の所有者等に認定書を交付しなければならない。

4 前条第1項の規定により市民文化遺産の認定を解除されたときは、所有者等は、速やかに前項の認定書を市長に返還しなければならない。

(一部改正〔令和6年条例1号〕)

(管理)

第25条 市民文化遺産の管理は、所有者等が行うものとする。

2 前項の管理に必要な費用は所有者等の負担とする。

3 市民文化遺産の管理、毀損、現状変更、修理に際しては、所有者等は市長に助言を求めることができる。

(一部改正〔令和6年条例1号〕)

(所有者等の変更等の届出)

第26条 市民文化遺産の所有者等は、次の各号に掲げる場合は、速やかに市長にその旨を届け出なければならない。

(1) 所有者等に変更があったとき。

(2) 所有者等の氏名若しくは名称又は住所の変更があったとき。

(3) 市民文化遺産(無形文化財及び無形民俗文化財を除く。)の全部又は一部が滅失し、若しくは破損し、又はこれを紛失し、若しくは盗み取られたとき。

(4) 市民文化遺産(無形文化財及び無形民俗文化財を除く。)の所在の場所を変更しようとするとき。

2 前項第1号の届出にあつては、関係人が連署しなければならない。

3 無形文化財又は無形民俗文化財の保持者が死亡したとき、又は保持団体が解散したときは、当該保持者の相続人又は当該保持団体の代表者であった者がその旨を届け出なければならない。

(一部改正〔令和6年条例1号〕)

(現状変更及び修理の届出)

第27条 次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、所有者等は、速やかに、その旨を市長に届け出るものとする。

(1) 市民文化遺産(無形文化財及び無形民俗文化財を除く。)に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしたとき。

(2) 市民文化遺産(無形文化財及び無形民俗文化財を除く。)を修理したとき。

(一部改正〔令和6年条例1号〕)

(活用)

第 28 条 所有者等は、市民文化遺産を市民共有の文化資産として地域の振興等に積極的に活用し、もって市民に広く地域の歴史や伝統に触れる機会を提供することに努めるものとする。

第 4 章 文化財保護審議会

(文化財保護審議会)

第 29 条 法第 190 条第 2 項の規定に基づき、牛久市文化財保護審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(一部改正〔令和 6 年条例 1 号〕)

(所掌事務)

第 30 条 審議会は、市長の諮問に応じて、文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議し、これらの事項に関して市長に建議する。

(一部改正〔令和 6 年条例 1 号〕)

(組織)

第 31 条 審議会は、委員 12 人以内をもって組織する。

2 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

3 委員及び臨時委員は、学識経験のある者又は関係行政機関の職員のうちから、市長が委嘱する。

(一部改正〔令和 6 年条例 1 号〕)

(任期)

第 32 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 臨時委員は、当該特別の事項の調査審議が終わったときは、退任するものとする。

3 委員及び臨時委員は、地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)第 3 条第 3 項第 3 号の規定による非常勤の特別職とする。

(会長)

第 33 条 審議会に、会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によってこれを定める。

3 会長は、審議会の会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(議事)

第 34 条 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決をすることができない。

2 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の時は、会長の決するところによる。

第 5 章 補則

(委任)

第 35 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(一部改正〔令和 6 年条例 1 号〕)

第 6 章 罰則

第 36 条 市指定有形文化財(第 4 条第 1 項の規定により指定された有形文化財をいう。

以下同じ。)を損壊し、毀損し、又は隠匿したものは、5 万円以下の罰金又は科料に処する。

第 37 条 市指定記念物(第 4 条第 1 項の規定により指定された記念物をいう。以下同じ。)

の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしてこれを滅失し、毀損し、又は衰亡するに至らしめた者は、5 万円以下の罰金又は科料に処する。

第 38 条 第 14 条の規定に違反して、市長の許可を受けず、若しくはその許可の条件に

従わないで、市指定有形文化財若しくは市指定記念物の現状を変更し、若しくはその保存に影響を及ぼす行為をし、又は市長の現状の変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止の命令に従わなかった者は、3 万円以下の罰金若しくは科料に処する。

(一部改正〔令和 6 年条例 1 号〕)

第 39 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人

又は人の業務若しくは財産の管理に関して前 2 条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しそれぞれ本条の罰金刑を科する。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和 5 年 7 月 1 日から施行する。

(牛久市文化財保護審議会条例の廃止)

2 牛久市文化財保護審議会条例(昭和 56 年条例第 21 号)は、廃止する。

附則(令和 6 年条例第 1 号)抄

(施行期日)

1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

5 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に法令、条例若しくは教育委員会規則の規定により牛久市教育委員会若しくは牛久市教育委員会の委任を受けた者がした処分その他の行為のうちこの条例の施行の際現に効力を有するもの又はこの条例の施行の際現に法令、条例若しくは教育委員会規則の規定により牛久市教育委員会若しくは牛久市教育委員会の委任を受けた者に対してされている申請その他の行為で、施行日以後においてこの条例の規定により市長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後においては、市長若しくは市長の委任を受けた者がした処分その他の行為又は市長若しくは市長の委任を受けた者に対してされた申請その他の行為とみなす。

第2期牛久市教育振興基本計画（抜粋）

以下は、「第2期牛久市教育振興基本計画」より、文化芸術に関連する内容を抜粋したものである。なお、施策中の「★」は、「牛久市第4次総合計画第2期基本計画」に記載されている施策と整合をとっているものを示す。

第4章 市民の学びを支える社会教育の推進

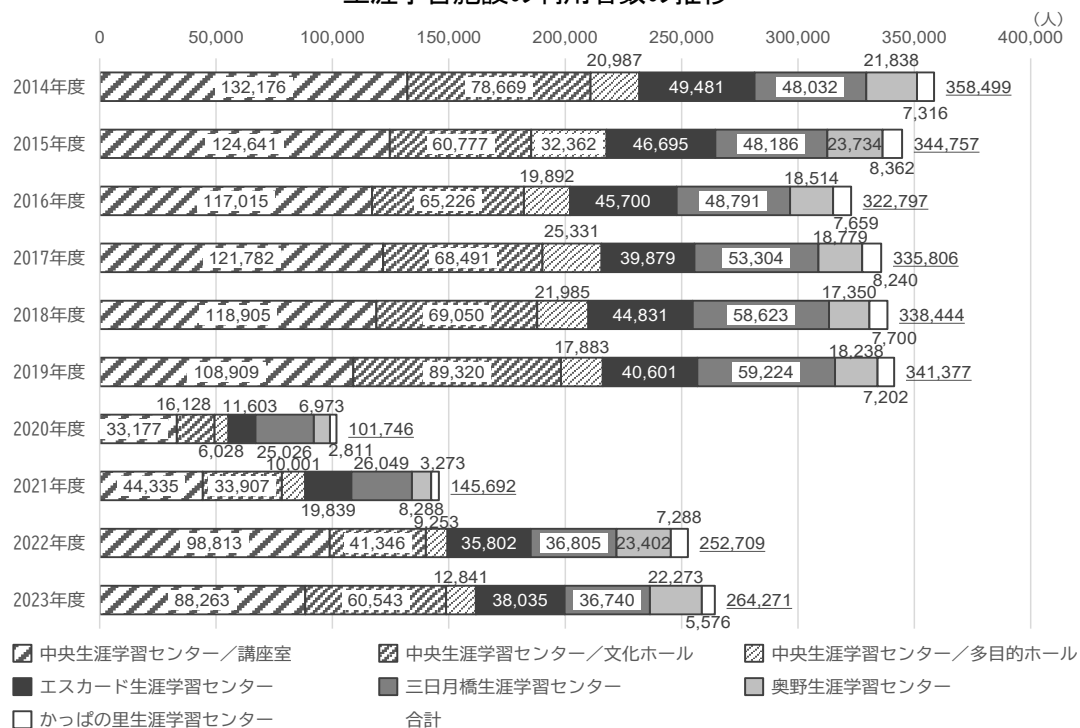
第1節 一人ひとりが豊かに学び続ける生涯学習の推進

(1) 学習機会の提供と活動支援

◆現況と課題

- ・人生100年時代、生涯学習が目指すべき姿は、経済的豊かさだけでなく、精神的な豊かさから幸福や生きがいを目指す考え方にシフトしていることから、誰もが生涯を通じて楽しく学び続ける社会を構築していくことが求められています。
- ・市民満足度調査の結果をみると「生涯学習に取り組んでいる市民の割合」は約50%となっており、多くの市民が日常的な学びを実践していることが分かります。
- ・生涯学習講座の開設状況や生涯学習施設の利用者数の推移をみると、コロナ禍の影響で利用者数は減少しています。特に感染拡大が顕著であった2020年度は、利用制限などの影響もあり、講座数、施設利用者数ともに大きく減少しましたが、現在は回復傾向にあります。
- ・2023年度の生涯学習講座の開催状況をみると、講座数43回、延べ参加者数約1,600人、講座あたりの参加者数約42人となっています。
- ・2023年の生涯学習施設利用者数は、約264,300人となっており、特に中央生涯学習センターの利用者数が多くなっています。
- ・今後も市民ニーズを踏まえた生涯学習プログラムの提供や各生涯学習センターの特色を活かした講座の実施とともに、市民の主体的な学びを広げていく支援が重要と考えられます。

生涯学習施設の利用者数の推移



資料：牛久市教育委員会（生涯学習課）

施策の展開方向

より多くの市民が人生を通して学び続けることができるよう、多様な学習機会の提供に努めます。そのため、世代や関心など市民ニーズを的確に把握した、多様な生涯学習プログラムの提供や講座・イベントの充実と努めるとともに、市民の主体的な生涯学習活動の支援に努めます。

生涯学習活動の拠点である生涯学習センターにおいては、各センターの特性を活かしながら、地域のニーズに合った取組を推進します。

◆成果指標

成果指標	現況値 (令和6年度)	目標値 (令和10年度)
生涯学習に取り組んでいる市民の割合 [市民満足度調査]	49.4% (R5)	55.0%
生涯学習講座の開講率(年間)	88.4% (R5)	98.0%
生涯学習講座延べ受講者数(年間)	1,605人 (R5)	3,000人
生涯学習センター延べ利用者数(年間)	2,663人 (R5)	3,500人

▶施策1 多様な生涯学習プログラムの提供

- 多様な生涯学習プログラムの提供により、市民の幅広いニーズに対応し、若者から高齢者までが学び始めるきっかけづくり、仲間とつながりながら楽しく学ぶ機会づくりを進めます。★
- 生涯学習や文化芸術活動、スポーツ活動の機会の提供や施設利用支援などにより、障害のある人の多様な活動を促進します。★

▶施策2 市民の主体的な学びの支援

- 市民の自発的・自主的な講座の開催について、支援内容を継続します。★

▶施策3 生涯学習センターの活動・講座の充実

- 利用者に使いやすい施設運営を行い、より多くの市民の利用を促進します。★
- 各地域の実情やニーズにあわせて、生涯学習センターごとに特色ある講座を展開します。

【主な事業】

主な事業	担当課
社会教育指導員等を任用し 社会教育活動を支援する	生涯学習課
生涯学習講座を開催する	生涯学習課
社会教育委員の活動を支援する	生涯学習課
牛久市青少年少女発明クラブを支援する	生涯学習課
ひたち野うしく地区の小中学校施設を社会教育に開放する	生涯学習課

(2) 多様な生涯学習の推進

◆現況と課題

- ・郷土教育については、本市の郷土に関する講座のほか、いばらきっ子郷土検定などを通じた学習に取り組んでおり、令和5年度には市内の中学校が県で優勝するなど、郷土に対する理解が深まっています。
- ・人生100年時代、多様性と包摂性が問われる時代にあって、生涯学習は人生をより豊かに生きるために必要な要素となっており、一人ひとりが生涯を通じて意欲的に学び続けることや、ウェルビーイングを目指した学びなど、様々な学習活動を促進しています。
- ・リカレント教育とは社会人が就労と学習のサイクルを繰り返し仕事の役に立つスキルを学び直すこと、リスキリングは仕事などで必要なスキルを新たに身に付けることを指しています。どちらの取組も、人生を豊かにするために有効であり、市民の主体的な学びを後押ししていくことが大切です。

施策の展開方向

牛久市に誇りをもち、地域の伝統文化の尊重と、歴史を愛する心を醸成する郷土教育を推進します。

持続可能な社会の実現を目指し、人生100年時代を豊かに生きるための生涯学習による学びを推進するとともに、学びを地域課題の解決に役立てる取組を推進します。また、学校教育終了後の市民の主体的な学び直しや新しい知識・スキルの習得を支援します。

共生社会の実現に向け、人権教育を推進します。

◆成果指標

成果指標	現況値 (令和6年度)	目標値 (令和10年度)
いばらきっ子郷土検定認定証取得率	47.6% (R5)	60.0%
生涯学習講座の分野数	6分野企画 5分野実施 (1分野中止) (R5)	7分野

▶施策1 郷土教育の推進

- いばらきっ子郷土検定の開催の支援などにより、茨城県及び本市に対する愛着や誇りをもった人材を育成します。★
- 本市の自然、文化、歴史、まちづくりなどの講座の提供により、市民の地元への親しみや関心を高めます。

▶施策2 持続可能な社会の実現を目指す取組の実践

- 持続可能な開発目標 (SDGs) の促進や変化の激しい社会への対応、地域社会への貢献など、人生100年時代を豊かに生きるための学びを支援します。★

▶施策3 リカレント教育、リスキリングの推進

- 市民が人生をより豊かに生きるために、学校教育終了後の市民の主体的な学び直し (リカレント教育) や新しい知識・スキルの習得 (リスキリング) を支援します。★

▶施策4 人権教育の推進

- 互いに人権を尊重し合うことの大切さを認識し、他の人の人権にも配慮した行動をとることができるよう、地域や学校における人権教育を推進し、市民の人権感覚を高めます。★
- 職場や家庭、学校などあらゆる機会を通じた男女共同参画に関する啓発活動を推進します。

【主な事業】

主な事業	担当課
文化財を保護継承して活用する（学校の郷土教育と連携した歴史・文化財の普及啓発事業）（再掲）	環境経済部 未来創造課 文化財・シャトー活用推進室
郷土検定への参加を支援する	生涯学習課
人権教育の推進を企画調整する	生涯学習課
人権・同和教育研修会に参加する	教育総務課

（4）地域と学校の連携強化

◆現況と課題

- ・学校運営協議会制度は、学校と保護者や地域住民が共に知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、協働しながら子どもたちの豊かな成長を支え、地域とともにある学校づくりを進める仕組みです。
- ・地域学校協働活動とは、幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、学校を核とした地域づくりを目指す活動です。
- ・本市では、全ての学校が学校運営協議会制度を導入し、学校運営協議会と学校が連携して地域とともにある学校づくりを進めています。地域学校協働活動としては、登下校の見守り活動、部活動支援活動、うしく放課後カップパ塾、うしく土曜カップパ塾などの学習支援活動、本の読み聞かせ、その他ボランティア等の様々な活動を実施しています。
- ・学校運営協議会と地域学校協働活動は一体的な推進に取り組むものとして活動していますが、今後、このような連携は、学校にとっても地域にとっても、ますます重要な役割を果たしていくと考えられます。

うしく放課後カップパ塾・うしく土曜カップパ塾の参加延べ人数の推移

	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
うしく放課後カップパ塾参加延べ人数（人）	データ無し	コロナ禍のため未実施	4,681	5,719	6,831
うしく土曜カップパ塾参加延べ人数（人）	5,133	1,004	1,910	3,776	3,655

資料：牛久市教育委員会（生涯学習課）

学校運営協議会の設置状況

学校名	設置日
おくの義務教育学校（旧奥野小学校・牛久第二中学校）	2017年3月1日
牛久第一中学校	2018年4月1日
岡田小学校	2018年5月1日
神谷小学校	2018年7月1日

学校名	設置日
牛久第二小学校	2019年4月1日
牛久南中学校	2019年4月1日
向台小学校	2019年4月1日
中根小学校	2019年4月1日
ひたち野うしく小学校	2019年4月1日
牛久小学校	2019年4月1日
下根中学校	2019年4月1日
牛久第三中学校	2019年4月1日
ひたち野うしく中学校	2020年4月1日

資料：牛久市教育委員会（生涯学習課）

施策の展開方向

市内全ての学校において、学校運営協議会制度を導入している学校（＝コミュニティ・スクール）の活動を促進し、地域とともにある学校づくりを目指します。

また、地域と学校との連携・協働のためのコーディネート機能を強化し、学校を核とした地域づくりを推進します。本市では、この学校運営協議会と地域学校協働活動との一体的な推進を目指します。

◆成果指標

成果指標	現況値 (令和6年度)	目標値 (令和10年度)
うしく放課後カップ塾の延べ参加人数（年間）	7,000人	7,500人
学校や地域の課題・目標が共有されていると感じる学校運営協議会委員の割合	未実施	85.0%
うしく土曜カップ塾が「楽しかった」、「またやってみたい」等肯定的に感じる参加児童の割合（アンケート結果）	未実施	85.0%

▶施策1 学校運営協議会の推進

- 学校運営協議会を充実させることにより、学校が地域と一体となって子どもたちを育む教育活動を展開する、地域とともにある学校づくりを推進します。★
- 学校運営協議会による学校経営への参画を通じた多様な地域人材との連携から、学校マネジメント力の向上と教職員の専門性の向上を図ります。★
- 学校の授業づくりに様々な地域人材や地域教材を取り入れることによって、新たな地域とのつながりを生み出し、地域の活性化につながる素地をつくります。★

▶施策2 地域学校協働活動の推進

- 地域学校協働活動推進員の研修や活動を支援することにより、地域と学校との連携・協働のためのコーディネート機能を強化し、学校を核とした地域づくりを推進します。★
- 地域の人材、団体、機関と連携・協働し、地域学校協働活動の継続的・安定的な活動を推進します。★
- 地域全体で子どもたちの学びや成長を支える取組として、昔遊び等の学習支援や登下校の見守り活動、部活動支援活動、うしく放課後カップ塾、図工や家庭科などの学習支援活動、授業見守りボランティア等の様々な活動を実施していきます。

【主な事業】

主な事業	担当課
学校運営協議会を運用する	生涯学習課
地域学校協働活動を推進する	生涯学習課
児童クラブを運営する（再掲）	教育総務課
うしく放課後カッパ塾を運営する（再掲）	生涯学習課
うしく土曜カッパ塾を運営する（再掲）	生涯学習課

（６）生涯学習施設・設備の計画的な整備

◆現況と課題

- 中央生涯学習センターをはじめとした５つの生涯学習センターは、いずれも築３０年を経過しており、それぞれの経年劣化の状況に応じた修繕・補修等の保全対策が必要です。
- 中央図書館は、築３０年が経過しており、屋上防水工事は完了したものの、設備機器の修繕・補修等の時期を迎えていることから対応が必要です。

施策の展開方向

市民が生涯学習施設を快適に利用できるよう、中央生涯学習センターをはじめとする５館の生涯学習センター及び図書館について、施設・設備の適切な維持管理に努めるとともに、施設の状況を見極めながら、牛久市公共施設等総合管理計画に基づき、計画的な修繕・補修、長寿命化を図ります。

◆成果指標

成果指標	現況値 (令和６年度)	目標値 (令和１０年度)
各生涯学習施設へのネーミングライツ導入の検討	検討	導入

▶施策１ 生涯学習施設・設備の適切な維持管理

- 市民の誰もが快適に利用できるよう、施設の適切な保守管理を継続します。★
- 市民ニーズを踏まえ、施設の整備を行います。★
- 生涯学習施設の管理運営について市民サービスの向上と行政運営の効率化、経費の縮減を図るため、民間活力の活用を検討します。★

▶施策２ 生涯学習施設の計画的な修繕・補修、長寿命化

- 地域の拠点施設として継続して活用していけるよう、計画的に修繕・補修を実施していきます。★
- 中央生涯学習センターの長寿命化計画（個別施設計画）に基づく第２期大規模改修工事の早期実施に取り組みます。

【主な事業】

主な事業	担当課
中央生涯学習センターを管理運営する	生涯学習課

奥野生涯学習センターを管理運営する	生涯学習課
三日月橋生涯学習センターを管理運営する	生涯学習課
エスカード生涯学習センターを管理運営する	生涯学習課
かっぱの里生涯学習センターを管理運営する	生涯学習課
図書館施設を維持管理する	中央図書館
中央生涯学習センターを改修する	生涯学習課
図書館施設を改修する	中央図書館

第2節 ひとが輝きつながる文化芸術のまちづくり

(1) 文化芸術活動への参加促進

◆現況と課題

- ・文化芸術基本法や劇場、音楽堂等の活性化に関する法律において、地方公共団体にはまちづくりとして地域の特色ある文化芸術活動を推進していくことが求められています。
- ・障害者による文化芸術活動の推進に関する法律において、障害者が地域において鑑賞、創造、発表等の多様な文化芸術活動に参加することができる環境づくりに取り組むことが求められています。
- ・地域の特色ある文化芸術活動の推進には、団体の組織力を高め企画力を強化するなどの、行政による団体への側面的な支援とあわせて、市民一人ひとりが文化芸術に触れる機会を創出し人材を育成していくことが必要です。
- ・市民満足度調査の結果をみると、「文化芸術活動に取り組んでいる市民」の割合は約30%となっており、より多くの市民が文化芸術に触れ、活動に取り組めるような機会の提供が求められています。
- ・青少年の文化芸術活動の支援においては、子どもの頃から文化芸術に触れる機会の提供が求められています。
- ・文化芸術団体への支援においては、これまで培ってきた文化芸術活動をより魅力的にするため、時代に即した企画や団体間の連携強化、活動を支える人材の育成・確保などの取組が求められています。
- ・市民文化祭の参加者数はコロナ禍の影響で減少しましたが回復傾向にあり、今後積極的な活動支援を図っていくことが重要です。また、文化公演の集客率も回復しています。

市民の文化芸術イベントへの参加状況

	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
市民文化祭参加人数(人)	3,840	3,970	実施せず	実施せず	2,089	2,371
文化公演の集客率(%) (入場者数/有効座席数)	77.8	80.6	実施せず	33.5	54.9	69.0

資料：牛久市教育委員会（生涯学習課）

施策の展開方向

ひとが輝きつなげる文化芸術のまちを目指し、講座やイベントの充実を促すとともに、発表・鑑賞する機会の提供など、地域独自の文化芸術活動を含め、より多くの市民が文化芸術に親しむ機会を提供します。未来を担う青少年の文化芸術活動の支援に努めるとともに、地域独自の文化芸術活動を促進します。

◆成果指標

成果指標	現況値 (令和6年度)	目標値 (令和10年度)
市民文化祭の見学者数(入場者数)と作品出展・舞台出演の参加者数の合計	7,000人 (R5)	7,500人
文化芸術に親しんでいる市民の割合 [市民満足度調査]	—	60.0%
主要な文化芸術イベントに参加した市民の数	16,000人 (R5)	18,000人
文化公演(主催事業)の集客率(入場者数/有効座席数)	75.0% (R5)	80.0%

▶施策1 講座やイベントの充実

- 多種多様な講座や公演の開催などにより、文化芸術に親しむ機会の少ない層も取り込み、あらゆる世代の文化芸術活動への参加を促進します。★

▶施策2 発表・鑑賞する機会の提供

- 多様な発表の機会や日常的に文化芸術活動に触れる機会の提供などにより、次世代を担う芸術家や企画運営力のある人材を育成します。★
- 若手芸術家の育成には技術を磨く発表の機会の提供が必要であることから、講師派遣や展覧会・発表会を始めとする次世代の人材を育成する事業を継続して支援していきます。
- 生涯学習や文化芸術活動、スポーツ活動の機会の提供や施設利用支援などにより、障害のある人の多様な活動を促進します。(再掲) ★

▶施策3 青少年の文化芸術活動の支援

- 未来を担う子どもの育成には、小中学生の頃から多くの文化芸術に触れる機会を設けることが効果的であることから、小中学校を対象としたアウトリーチ(体験・鑑賞等の芸術普及活動)の充実などにより、子どもの感性を育む取組を推進します。★

▶施策4 文化芸術団体への支援と連携

- 市の文化芸術をより幅の広い豊かなものにするため、独創的な事業等を企画する団体の育成など、時代に即した企画の実施支援を行い、より特色のある魅力的な事業に育てます。
- 文化芸術分野の総合的な知識と経験を培うため、文化芸術団体同士の協力体制の強化や分野の異なる団体間の連携強化などにより、地域独自の文化芸術活動を支援します。★
- サポーターやボランティア等団体を支える人材を活用し、活動の活発化を推進します。

【主な事業】

主な事業	担当課
文化芸術事業を企画調整する	生涯学習課
市民文化祭を開催する	生涯学習課

主な事業	担当課
ふれあい牛久沼文化の集いを支援する（再掲）	生涯学習課
青少年の文化芸術活動を支援する（再掲）	生涯学習課
うしく現代美術展の開催を支援する	生涯学習課
音楽分野における芸術活動を支援する	生涯学習課

（２）文化芸術を支えるつながりの支援・情報発信

◆現況と課題

- ・文化芸術を支える団体の支援や文化芸術団体活動を積極的に発信し、広く地域住民に理解、支持してもらうことは、文化芸術のまちづくりを進めるために重要です。
- ・本市には、文化芸術団体が多数あるほか、文化協会加盟団体数や市民文化祭参加数からみても、文化芸術に関心をもつ市民の数が多いことが分かります。文化芸術に関心をもち、生きがいとして取り組む市民を増やすことで、文化芸術活動がさらに活性化し、明るい文化都市の醸成に寄与できるものと考えられます。
- ・牛久市文化協会の加盟団体数と所属会員数をみると、コロナ禍において最も減少した2021年以降、わずかながら増加に転じていますが、人口の減少、団体の構成員の高齢化などの課題に対応していくため、次世代の担い手の確保など団体の支援・人材育成を図っていく必要があります。
- ・市民団体の交流促進や活動支援などにより、団体間のネットワーク強化と活動の活性化を促すとともに、広報強化などにより、若者を含むより多くの市民との接点を増やしていくことが必要です。

市民の文化芸術団体の状況

	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
牛久市文化協会の加盟団体数（団体）	62	60	55	54	59	61
牛久市文化協会の加盟団体の所属会員数（人）	1,328	1,257	1,084	995	998	1,011

資料：牛久市教育委員会（生涯学習課）

施策の展開方向

文化芸術コミュニティの形成を目指し、市民・企業・団体間の連携強化と、文化芸術活動を支える市民・団体の支援に努めます。

また、文化芸術活動の情報発信の強化を図ります。

◆成果指標

成果指標	現況値 （令和6年度）	目標値 （令和10年度）
牛久市文化協会の新規加盟団体数	4団体	5団体

▶施策1 文化活動団体の支援、団体間の連携強化

- 文化芸術を軸とした市民・企業・学校・団体間のネットワークづくりを目指します。★
- 行政内における横断的な連携の強化を図ることで、文化芸術活動の更なる活性化と市民の文化芸術事業への積極的な参加を促します。

▶施策2 市内外への文化芸術活動の情報発信の強化

- 市内外への情報発信を強化することにより、文化芸術活動における多様な交流につなげていきます。★
- 文化芸術に特化した情報誌の作成や市ウェブサイト、SNS等を積極的に活用した広範囲の情報提供等、より効果的な広報活動ができるよう媒体を作成し活用します。

【主な事業】

主な事業	担当課
文化芸術事業を企画調整する（再掲）	生涯学習課
エスカードホールを活用した文化活動を支援する	生涯学習課
牛久市文化協会の活動を支援する（団体広報発信事業）	生涯学習課

（3）文化遺産の保存活用と地域文化の伝承

◆現況と課題

- ・貴重な文化遺産や地域文化を適切に保存し、次世代へ継承するとともに、積極的な公開・活用を通じて、広く市民が文化財に親しみ、その価値への理解を深めることは重要です。
- ・本市では、市内小中学生を対象に牛久シャトーの見学や出前講座などを実施し、市の歴史を学ぶ機会を提供するとともに、地域の誇れる文化財を観光資源としても積極的に活用しています。
- ・文化財は、歴史や文化の理解に欠かすことのできない貴重な財産であり、確実に次世代に継承していくことが求められます。しかし近年、歴史的な建造物、文化的な景観、遺跡に加え、伝統芸能や年中行事、郷土食など、これまでの長い歴史の中で守り継承されてきた文化財や無形文化財は失われつつあります。
- ・市民が地域の歴史・文化の価値を知り、親しみ、守り伝えていくことで、郷土への誇りや愛着が深まり、市民一人ひとりに支えられた新たなまちづくりにつながることを目指し、文化財の保護及び市固有の文化を継承していく取組が重要です。また、牛久シャトーなどの文化財を観

文化財の活用状況

	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
市内小中学校と連携した文化財活用の取組（現地解説、出前講座等）（人）	1,201	1,126	67	1,267	2,656	1,856

資料：牛久市環境経済部（未来創造課文化財・シャトー活用推進室）

市内の指定文化財一覧

区分	件数
国指定文化財	1
県指定文化財	5
市指定文化財	27
国登録有形文化財（建造物）	1
記録作成等の措置を講ずべき無形文化財（国選択）	1

資料：牛久市環境経済部（未来創造課文化財・シャトー活用推進室）

施策の展開方向

本市の貴重な文化遺産を残していくために、文化財の保存に努めます。また、地域文化を伝承するために、郷土の歴史や伝統文化に触れる機会を提供し、子どもたちの郷土への誇りと愛着を育みます。

さらに、地域の文化財等を次世代へ継承していけるよう、歴史・文化の調査・記録・保存・活用に取り組み、人材の育成や文化財の新たな活用などを図り、牛久シャトーなどの地域が誇る文化財を観光やまちづくりに活かす取組を積極的に推進します。

◆成果指標

成果指標	現況値 (令和6年度)	目標値 (令和10年度)
市内小中学校からの牛久シャトー見学者数	1,096人	1,200人

▶施策1 文化財の保護

- 牛久市文化財保護条例に基づき、有形・無形文化財、民俗資料、史跡、天然記念物などの文化財を調査し、保護・保存が必要と認められる場合は、市指定文化財として指定します。
- 市所有の文化財である小川芋銭記念館「雲魚亭」等の保存と維持管理や「シャトーカミヤ旧醸造場施設」等の維持管理支援を継続的に進めます。

▶施策2 郷土の歴史・伝統文化に触れ、学ぶ機会の提供

- 郷土の歴史や伝統文化を学ぶ機会の提供や文化財や歴史的資料の展示公開などにより、市民の郷土への理解を促進するとともに、市外の人々にもその価値を伝えていきます。★
- 市内の文化財や歴史文化の特徴や文化財相互の関連性を踏まえたストーリーの構築や、誰もがアクセス可能なコンテンツの制作など、多面的な普及・公開活用を推進します。★
- 日本の伝統文化を鑑賞会・ワークショップ・教室等を通して鑑賞や体験できる機会を広く設け継承していきます。
- 学校教育の場における文化財などの積極的な活用により、次世代への継承とともに子どもたちの郷土への誇りと愛着を育みます。★
- 市の文化芸術振興に深く関わりがある小川芋銭、住井すゑなど、郷土の偉人の功績を次世代へ継承するとともに、郷土への誇りと郷土愛の醸成を目指します。

▶施策3 歴史・文化の調査・記録・保存・活用

- 文化財及び文化財を取り巻く環境を次世代へ継承していけるよう、官民協働による管理や市民と文化財の橋渡し役となる人材育成などを推進していきます。★

- 民間の文化芸術施設等、文化財や歴史文化に関連する施設との連携を進め、文化財の新たな活用に向けた「場」の創出を支援します。★
- 市内の歴史文化の特徴をより顕在化させるための調査研究や、日本遺産認定牛久シャトー等の文化財の保存活用を推進し、地域活性化につなげます。★

【主な事業】

主な事業	担当課
重要文化財シャトーカミヤ旧醸造場施設を保存活用する	環境経済部 未来創造課 文化財・シャトー活用推進室
文化財を保護継承して活用する（市所蔵の郷土の偉人関連資料・作品の保管及び展示公開）（再掲）	環境経済部 未来創造課 文化財・シャトー活用推進室
旧岡田小学校女化分校を管理する	環境経済部 未来創造課 文化財・シャトー活用推進室
小川芋銭記念館「雲魚亭」を一般公開する	環境経済部 未来創造課 文化財・シャトー活用推進室
住井すゑ文学館を公開活用する	環境経済部 未来創造課 文化財・シャトー活用推進室
市内の埋蔵文化財を調査する	環境経済部 未来創造課 文化財・シャトー活用推進室

（４）文化芸術施設の計画的な整備

◆現況と課題

- 文化財は、行政が所有し管理しているもの、行政が所有しないが管理のみしているもの、所有者が管理しているものがあり、保存保全が困難なものもあります。今後地域との協働による保存管理の仕組みを構築し、実践していくことが必要です。
- 本市には常設の文化財展示施設が無いので、現在は旧岡田小学校女化分校校舎の大教室を利用して市域の出土文化財を展示し、普及啓発に努めています。
- 市民の郷土愛の醸成、交流人口の増加、次世代への継承といった観点から、適切な保護保全を継続していくことが必要です。

施策の展開方向

本市の文化に、より多くの市内外の人々が触れることができるよう、文化芸術施設・設備の適切な維持管理を行い、文化芸術活動の拠点となる施設の有効活用を目指します。また、文化財の長期的な保存・活用の観点から、計画的な修繕・補修を実施していきます。

◆成果指標

成果指標	現況値 (令和6年度)	目標値 (令和10年度)
展示ホール利用率	64.8% (R5)	66.0%

▶施策1 文化芸術施設・設備の適切な維持管理

- 市所有の文化財施設の役割を整理し、各施設の連携によって市全体で歴史文化の特徴を体感できる体制を構築します。★
- 文化芸術施設の管理運営について市民サービスの向上と行政運営の効率化、経費の縮減を図るため、民間活力の導入を推進します。★
- 文化財の長期的な保存・活用の観点から、計画的な修繕・補修を実施していきます。★

▶施策2 文化芸術施設の検討

- 既存施設の有効利用を踏まえつつ、文化財を適切に収蔵管理し、展示公開する施設を整備します。★
- 市民の文化芸術活動の拠点となる展示施設、ホールなどを活用し、文化芸術コミュニティの創出を支援します。★

【主な事業】

主な事業	担当課
文化財を保護継承して活用する (小坂城跡の環境整備) (再掲)	環境経済部 未来創造課 文化財・シャトー活用推進室
旧岡田小学校女化分校を管理する	環境経済部 未来創造課 文化財・シャトー活用推進室
小川芋銭記念館「雲魚亭」を一般公開する (再掲)	環境経済部 未来創造課 文化財・シャトー活用推進室
住井すゑ文学館を公開活用する (再掲)	環境経済部 未来創造課 文化財・シャトー活用推進室
旧飯島家住宅を管理する	環境経済部 未来創造課 文化財・シャトー活用推進室
市内の埋蔵文化財を調査する	環境経済部 未来創造課 文化財・シャトー活用推進室
エスカードホールを活用した文化活動を支援する (再掲)	生涯学習課

用語解説

用語	説明
アウトリーチ	芸術家や文化団体が学校や福祉施設など、通常は文化芸術に触れる機会の少ない場所に出向いて、体験・鑑賞等の芸術普及活動を行うこと。
ウェルビーイング	ウェルビーイング (Well-being) は、well (良い) とbeing (状態) からなる言葉で、身体的・精神的・社会的に良好な状態を意味する概念。
うしく音楽家協会	牛久市内及び牛久市ゆかりの音楽家で構成される団体。音楽ワークショップなどを通じて市民の文化芸術活動に貢献している。
うしく現代美術展	牛久市で開催される美術展。市民の文化芸術活動の発表の場として機能し、作家・市民・行政が連携して開催されている。
牛久シャトー	明治36年(1903)に神谷傳兵衛によって創設された日本初の本格的ワイン醸造場。事務室・醗酵室・貯蔵庫が「シャトーカミヤ旧醸造場施設3棟」として、国の重要文化財に指定され、日本遺産「日本ワイン140年史」の構成要素でもある。牛久市を代表する文化遺産であり、観光資源としても活用されている。
牛久市認定市民文化遺産制度	国・県・市に指定・登録されていない文化遺産のうち、地域によって守り伝えられてきた伝統的な祭りや行事・建造物などを市が認定し、地域とともに保護・活用していく牛久市独自の制度。令和5年度(2023)に創設された。
牛久市文化協会	牛久市内の文化芸術団体の連合組織。加盟団体の交流事業や文化協会カフェの実施など、文化団体間の交流促進と地域文化の振興に貢献している。
牛久市民文化祭	牛久市で開催される文化芸術の祭典。市民の文化芸術活動の発表の場として機能し、多くの市民が文化芸術に触れる機会となっている。
雲魚亭	日本画家・小川芋銭のアトリエ兼住居として昭和12年(1937)に建築された歴史的建造物。木造瓦葺平屋建で、和室が大小合わせて4室あり、建物は建築当初の姿をよく残していることから、平成22年(2010)に牛久市指定文化財に指定された。現在は「小川芋銭記念館雲魚亭」として公開されている。
小川芋銭	1868～1938年。牛久市ゆかりの日本画家・俳人。本名は小川茂吉。「河童の芋銭」として知られ、河童や農村、水辺の風物を題材とした独自の画風を確立した。代表作に「河童百図」がある。晩年は牛久沼のほとりのアトリエ「雲魚亭」で創作活動を行った。
近代化産業遺産	明治期以降、日本の近代化を支えた産業や技術に関する歴史的価値を持つ建造物、設備、施設群で、近代産業の発展に寄与したものを対象に、地域の活性化に役立てることを目的として、経済産業大臣が認定するもの。
クラウドファンディング	「クラウド(群衆)」と「ファンディング(資金調達)」を組み合わせた造語で、インターネットを通じて不特定多数の人々から資金を募る仕組み。支援者は、プロジェクトへの共感や、リターン(返礼品やサービス等)を目的に資金提供する。
グリーンツーリズム	農山漁村地域において自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動。農業体験や地域の食文化に触れることで、都市と農村の交流や地域活性化を図る。
国登録有形文化財	築50年を経過した歴史的建造物のうち、一定の評価を得たものを登録し、緩やかな規制により保存を図る制度。指定文化財と比較し、活用がしやすい。
神谷傳兵衛	1856～1922年。牛久シャトー(シャトーカミヤ旧醸造場施設)の創設者。明治時代に日本初の本格的ワイン醸造場を牛久に設立し、日本のワイン産業の先駆者となった人物。
旧飯島家住宅	江戸時代に水戸街道の宿場・牛久宿の間屋役として中心的な役割を担った飯島家の歴史的建造物。明治17年(1884)に明治天皇が宿泊し、行在所として使用された。主屋、蔵などから構成されている。
近代化産業遺産	幕末から第二次世界大戦期までの間に建設され、日本の近代化に貢献した産業・交通・土木に関する建造物や機械、文書などの遺産。牛久シャトーは「ワイン製造業の歩みを語る」遺産群として近代産業遺産に認定されている。

用語	説明
サステナブル (持続可能)	環境・社会・経済のバランスを保ちながら、将来の世代のニーズも満たすことができる状態。文化芸術分野では、活動の継続性や環境への配慮、地域資源の保全などを意味する。
市民の木	牛久市みどりと自然のまちづくり条例に基づき、牛久市内に存在する巨樹・巨木や歴史的価値の高い希少な樹木を指定・保全する制度。ケヤキ、スダジイ、エノキなど市内各所に点在する樹木が指定され、樹木には解説板が設置されている。
住井すゑ	1902～1997年。小説家。奈良県出身。農民文学者・犬田卯と結婚後、牛久市に移住し、生涯の大半を牛久で過ごした。代表作は差別問題を扱った長編小説『橋のない川』。作品を通じて人間の尊厳と平等を訴え、社会問題に対する意識を高める文学活動を展開。自宅に「抱樸舎」という学習舎を設け、平等思想を学ぶ場とした。旧宅は令和3年(2021)に住井すゑ文学館として開館し、自筆原稿や愛用品などが展示されている。
重要文化財	建造物、美術工芸品などの有形文化財のうち、歴史上・芸術上の価値が特に高いもので、国(文部科学大臣)が指定したもの。本市では「シャトーカミヤ旧醸造場施設(3棟)」が該当する。
デジタルアーカイブ	文化財や芸術作品、歴史資料などをデジタルデータ化して保存・公開するシステム。時間や場所の制約を超えて文化芸術情報にアクセスできる環境を構築する。
日本遺産	地域の歴史的魅力や特色を通じて日本の文化・伝統を語るストーリーを「日本遺産」として文化庁が認定する制度。本市は山梨県甲州市と共同で「日本ワイン140年史」が令和2年(2020)に認定された。
バリアフリー	高齢者や障害者が生活する上での物理的・心理的な障壁(バリア)を取り除くこと。段差の解消、多言語対応、情報のアクセシビリティ向上などが含まれる。
フィルムコミッション	映画やテレビドラマなどのロケーション撮影を誘致し、撮影をスムーズに進めるための支援を行う機関や活動。撮影を通じて地域の魅力を発信し、観光振興や地域活性化につなげる。
ふれあい牛久沼文化の集い	牛久市で開催される文化イベント。市民の文化芸術活動の発表・交流の場として機能している。
プラットフォーム	文化芸術活動を行う団体や個人が交流・連携し、情報や人材、ノウハウを共有するための基盤・仕組み。
文化うしく	牛久市の文化芸術に関する会報誌。地域文化活動の情報発信と市民の文化芸術への関心を高める役割を果たしている。
文化観光	地域固有の文化資源を観光資源として活用し、地域の魅力向上と交流人口の増加を図る取組。本市では日本遺産「牛久シャトー」を軸とした「ワインと食」による観光振興を推進している。
文化協会カフェ	牛久市文化協会が実施する交流事業。文化団体間の交流促進と地域文化の振興に貢献している。
文化財	文化財保護法第2条では、歴史上、学術上その他の価値が高い所産について、有形文化財(建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書など)、無形文化財(演劇、音楽、工芸技術など)、民俗文化財(衣食住、生業、信仰、年中行事など)、記念物(遺跡、名勝地、動物・植物・地質鉱物)、文化的景観(人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地)、伝統的建造物群(周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群)の6つの類型を「文化財」と定義している。また、とくにその価値が認められ、国の法律や県・市の条例に基づき指定されたものを「指定文化財」という。
ユニークベニュー	歴史的建造物や文化施設など、特別な場所を会議やイベント、レセプション等の会場として活用すること。
ワイン文化日本遺産協議会	牛久市と山梨県甲州市が共同で設立した協議会。日本遺産「日本ワイン140年史」の認定を契機に、両市のワイン文化を通じた連携事業を展開し、共同イベントやプロモーション、人材交流などを推進している。

牛久市内文化財一覧（令和8年3月31日現在）

国指定文化財

種別	名称	所在地	指定年月日
建造物	シャトーカミヤ旧醸造場施設（3棟）	中央3丁目	平成20年6月9日

県指定文化財

種別	名称	所在地	指定年月日
彫刻	阿弥陀如来坐像	奥原町	昭和33年3月12日
工芸品	太刀 銘 備前國長船住長光作	牛久町	昭和36年3月24日
工芸品	太刀 銘 大和國当麻友（以下切）伝友清	牛久町	昭和36年3月24日
彫刻	十一面観音菩薩坐像	久野町	昭和60年12月16日
建造物	観音寺本堂と仁王門	久野町	平成3年1月25日

市指定文化財

種別	名称	所在地	指定年月日
工芸品	東林寺城跡五輪塔	新地町	昭和49年5月1日
工芸品	得月院五輪塔	城中町	昭和58年5月6日
天然記念物	榎	城中町	昭和58年5月6日
史跡	牛久城大手門跡	城中町	昭和58年5月6日
史跡	女化道道標	さくら台1丁目	昭和58年5月6日
史跡	大日塚及び大日如来石仏	上太田町	昭和58年5月6日
史跡	大日塚及び大日如来石仏	島田町	昭和58年5月6日
史跡	大日塚及び大日如来石仏	桂町	昭和58年5月6日
史跡	中根一里塚	ひたち野西3丁目	昭和62年4月1日
工芸品	薬師寺宝塔	田宮町	昭和62年4月1日
彫刻	木造薬師如来坐像	城中町	平成11年6月23日
史跡	成井一里塚	城中町	平成13年6月22日
史跡	小坂城跡	小坂町	平成18年11月24日
工芸品	俳人石龍の墓碑	牛久町	平成20年9月26日
工芸品	金剛界大日如来石仏（時念仏塔）	田宮町	平成20年9月26日
彫刻	阿弥陀如来三尊像	井ノ岡町	平成20年9月26日
彫刻	閻魔大王と奪衣婆坐像	城中町	平成20年9月26日
考古資料	姥神遺跡出土宝珠硯	—	平成22年6月28日
建造物	雲魚亭	城中町	平成22年6月28日
工芸品	青面金剛像	東猫六町	平成22年6月28日
考古資料	ヤツノ上遺跡出土大洞A式期土偶及び土器群	—	平成23年10月17日
絵画	阿弥陀来迎及び千手観音図	久野町	平成23年10月17日

種別	名称	所在地	指定年月日
天然記念物	田宮山薬師寺参道並木	田宮町	平成23年10月17日
絵画	紙本淡彩 老楊と荒村 小川芋銭筆	—	平成24年5月21日
絵画	紙本淡彩 田家四季草画 小川芋銭筆	—	平成24年5月21日
工芸品	河童の碑	城中町	平成25年4月22日
歴史資料	牛久藩大名行列図巻	—	平成30年3月26日
歴史資料	軍陣備之画図	—	令和7年12月18日
絵画	山口重政肖像画	—	令和7年12月18日

国登録有形文化財（建造物）

種別	名称	所在地	指定年月日
建造物	旧岡田小学校女化分校校舎	女化町	平成30年5月10日

記録作成等の措置を講ずべき無形文化財（国選択）

種別	名称	所在地	指定年月日
風俗慣習関係	東関東の盆綱	茨城県、千葉県	平成27年3月2日

牛久市認定市民文化遺産※

種別	名称	所在地	指定年月日
無形市民文化遺産	新川囃子	牛久町	令和7年6月24日
無形市民文化遺産	団子念仏	久野町	令和7年6月24日

牛久市文化芸術推進基本計画

令和8年3月

発行：牛久市

〒300-1292 茨城県牛久市中央3-15-1

TEL：029-873-2111

HP：<http://www.city.ushiku.lg.jp>

編集：牛久市教育委員会 生涯学習課

E-mail：syogai@city.ushiku.ibaraki.jp

表紙デザイン：後藤 雅宣
